

平成 27 年第 6 回山江村議会 9 月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9 月 9 日	水	本会議	議 会 議 事 堂	午前 10 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会</li> <li>・提案理由説明</li> <li>・議案審議</li> </ul>
2	9 月 10 日	木	休会	議会委員会室	午後 1 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
3	9 月 11 日	金	休会	村 内 一 円	午前 9 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査</li> </ul>
4	9 月 12 日	土	休日			
5	9 月 13 日	日	休日			
6	9 月 14 日	月	休会	議会委員会室	午前 10 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
7	9 月 15 日	火	休会	議会委員会室	午前 10 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
8	9 月 16 日	水	休会	議会委員会室	午前 10 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議</li> </ul>
9	9 月 17 日	木	本会議	議 会 議 事 堂	午前 10 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
10	9 月 18 日	金	本会議	議 会 議 事 堂	午前 10 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質 疑</li> <li>・討 論</li> <li>・表 決</li> <li>・閉 会</li> </ul>



第 1 号

9 月 9 日 ( 水 )

# 平成 27 年第 6 回山江村議会 9 月定例会（第 1 号）

平成 27 年 9 月 9 日

午前 10 時 00 分開議

於 議 場

## 1. 議事

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について  |
| 日程第 3  | 同意第 2 号  | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めること<br>について  |
| 日程第 4  | 議案第 39 号 | 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて  |
| 日程第 5  | 議案第 40 号 | 山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて   |
| 日程第 6  | 議案第 41 号 | 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び<br>運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の<br>制定について   |
| 日程第 7  | 議案第 42 号 | 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、<br>設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに<br>係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準<br>を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8  | 認定第 1 号  | 平成 26 年度山江村一般会計決算の認定について   |
| 日程第 9  | 認定第 2 号  | 平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認<br>定について   |
| 日程第 10 | 認定第 3 号  | 平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定に<br>ついて   |
| 日程第 11 | 認定第 4 号  | 平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認<br>定について   |
| 日程第 12 | 認定第 5 号  | 平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定に<br>ついて   |
| 日程第 13 | 認定第 6 号  | 平成 26 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の<br>認定について  |
| 日程第 14 | 認定第 7 号  | 平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の<br>認定について  |

- 日程第 15 認定第 8 号 平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について
- 日程第 16 議案第 43 号 平成 27 年度山江村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 44 号 平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 45 号 平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 46 号 平成 27 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 47 号 平成 27 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 48 号 平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 49 号 平成 27 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 要望第 1 号 改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用の要望書
- 日程第 24 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10 名）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君   | 2 番 横 谷 巡 君    |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君    |
| 5 番 立 道 徹 君   | 6 番 谷 口 予志之 君  |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君  |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 10 番 松 本 佳 久 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	総 務 課 長 豊 永 知 満 君
税 務 課 長 福 山 浩 君	企 画 調 整 課 長 北 田 愛 介 君

産業振興課長	蕨野昭憲君	健康福祉課長	平山辰也君
建設課長	白川俊博君	教育課長	山口明君
会計管理者	中山久男君	農業委員会 事務局長	迫田教文君
代表監査委員	木下久人君		

開会 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

平成27年第6回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、提案されました議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、7月31日、臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます主なものにつきまして報告申し上げます。

それでは、先月8月25日、台風15号によりまして、白岳地区の崩土により県道坂本人吉線が不通となり、大変一部の地区で生活に不自由な点がございました。それに伴いまして停電等が発生いたしまして、皆様にいろいろとご迷惑をかけ不自由な点であったと思います。早い復旧を望むところでございます。

また、農林業にいたしましても、主に栗は大変な被害を受けております。被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

それでは、報告いたします。

8月1日、地方創生に関する市町村長議長等の意見交換会が、熊本テルサでっております。私と村長も同席しております。

8月18日、下球磨町村議会議長会連絡協議会総会がありまして、今回改選がありまして、会長に錦町議会議長の市田氏、副会長に五木村議会議長の西村氏がなっております。それと9月4日、定例郡議長会がございまして、今まで会長を務められておりました湯前町の山下議長が、病気療養中ということで会長職を辞任されました。それに伴いまして、会長にあさぎり町議会議長の橋爪氏、副会長に水上村議会議長の富山氏が選任されました。

以上、申し上げまして議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一般事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願いします。

なお、手元に資料が配付されております。

人吉球磨広域行政組合議員、3番、森田議員より報告をお願いします。

森田俊介議員。

人吉球磨広域行政組合議員（森田俊介君） おはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会定例議会の報告を行います。

平成27年第3回人吉球磨広域行政組合定例会が、平成27年8月28日午前10時から人吉球磨グリーンプラザ第2会議室で行われました。日程は1から15号までありますけれども、要点だけ述べさせていただきます。

日程第4、議会運営委員会の選任では、下球磨地区の1名が欠員となっていたため、選考により山江村選出の谷口議員が選任されました。

日程第8、議案第11号、平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算、日程第9、議案第12号、平成27年度人吉球磨広域行政組合特別老人ホーム特別会計補正予算、日程第10、議案第13号、平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総枠の補正、日程第11、議案第14号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、特別委員会を設置いたしまして、私、森田俊介と7名の者が指名されました。

以上が、平成27年度第3回人吉球磨広域行政組合議会の定例会の報告でございます。

終わります。

議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長（内山慶治君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第6回議会定例会を開催いたしました。議員の皆様には、全員出席いただきまして開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。また、今日は教育長が欠席をいたしております。検査入院のためこの会は欠席ということですので、よろしくご了承をお願いいたします。

まずもって議長からお話がありましたとおり、先の台風15号が九州に上陸をいたしました。本村におきましても大きな被害を被っております。風台風であったため、倒木が村内のあらゆるところで、県道をはじめ村道、農道、林道、作業同等の生活、経済道路をふさぎまして、多くの村民の方々にそれぞれの地域での倒木除去の作業を行っていただいております。大変ありがとうございました。

その中でも万江、白岳地区集落の前の県道におきましては、いわゆる主要地方道坂本人吉線であります。長さ、延長が50メートル高さが70メートルの3,500平方メートル、いわゆる3反半に植えてあった植林が、杉が崩土とともに県道をふさぎました。これにより、16区、いわゆる水無大川内地区の集落が完全に孤立をしてしまいました。いわゆる道路がふさがった。電柱が倒れ電気が通わない。当



然電話が通じないというまさに孤立でありました。

役場におきまして、災害当日に直ちに災害対策本部を立ち上げまして、道路管理者であります県とともに、その復旧作業及び孤立された村民の方々の生活支援を行っております。内容につきましては、一般質問等々で出ておりますので、そのときご報告もさせていただきます。特に農林産物の被害につきましては、人吉球磨管内においては、農作物の被害額が2億2,900万円というJAからの報告がありました。そのうち栗が1億9,400万円であります。その被害のほとんどが栗が被害を受けたというような今回の台風でありました。

山江村におきまして、まず概算で3,000万円弱の被害の額であります。特に栗を中心とした被害が多く、40%の被害が受けているという報告を受けております。ただ、被害の状況につきましては、今後まさに今、出荷時期を迎えておりますので、その出荷の状況を含め、今しばらく調査の必要があろうかと思っております。その被害の状況次第では、何らかの災害被害の支援もその対策も必要であるかと考えているところでございます。

それでは、次に7月31日、臨時議会以降の諸般の報告についてお伝えを、おつなぎを申し上げたいと思っております。

7月31日、山江村総合戦略策定委員会を開催しております。いわゆる「まち・ひと・しごと創生」に関する委員会での基本計画を作るにあたっての委員会が立ち上がったということでございます。

それから、8月3日につきましては、私、人吉下球磨消防組合の管理者を務めておりますので、消防本部の定期訓練並びに各分署を回っております。

それから、8月5日から7日にかけて、平成28年度、いわゆる来年度の山江村の主軸事業につきましてはの要望を、国会議員並びに関係省庁の幹部に要望活動を行いました。特に1日私、残りまして、経済産業省のほうに出向きました。これは後ほどまた詳しく申し上げますけれども、ふるさと名物応援宣言に伴う、補助事業獲得のための意見交換をしてきたところであります。

それから、8月8日、第26回のやまえ夏祭りを開催をいたしました。今年も大変多くの方が参加をいただき、中央グラウンドでの駐車場が足りなくなったということで、山江中学校の運動場のほうも利用させていただかざるを得なかったというような状況でありました。ただ祭りとしては非常に盛会裏に終了できたと。議員の皆様にもご参加いただき大変ありがとうございました。

それから、8月16日から20日まで、3泊4日という日程ではありますけれども、熊本県の町村会によりまして、県内町村長の海外研修にインドネシアに行っていました。昨年と今年それぞれの町村長が分かれての参加ということでありま

すが、本年度は球磨郡から5名の町村長が参加をしております。県内からは町村長13名、事務局5名の18名の研修団でございました。

私の耳に聞こえてきますのは、もちろん研修でありますからということではありますが、役場の予算を使ってその研修に行っているというようなことでもあります。当然研修でありますからそれもありではありますけれども、実は、この研修につきましては、市町村共済組合の配当金、これは全国の市町村共済組合の配当金、並びに県町村会が有しております建物・土地の貸付料収入によりましてこの研修が実施されているところであります。従いまして、山江村からは一銭も出していないというような研修でありましたので、ちょっと私の耳にも聞こえてきましたので、しっかりその付近のところを説明をさせていただきたいと思っております。

それから、8月22日であります。第10区東浦地区の夏祭りに参加してきました。今年初めて東浦地区も夏祭りを開催されたということでもありますけれども、東浦の臼太鼓踊りを中心にその夏祭り開催されました。また、非常に歴史を大事にされた、ほかの地域にはない夏祭りであったということを感じて帰ってきたところであります。

それから、8月24日、国営川辺総合土地改良事業組合の地区の行政連絡会議が開催をされております。今、国営の廃止に向けていろんな情報を整理しているところであります。国は、今年の秋に農家の説明会に入りたいと申しているところでありますけれども、様々な条件がそろわないと、特に、その金銭的な農家の負担割合もありますので、その付近の条件がそろわないと説明会には入れないというような状況でありまして、その国・県・市町村それぞれの役割の中で検討しているところでございます。

それから8月25日、先ほど申し上げました災害対策本部を立ち上げております。9月3日に閉じておりますので、約1週間にわたりまして、重点的に役場総務係で、その16区の方々の特に暮らしの支援、生活支援を行ったところであります。

それから、8月28日は、第2回の山江村総合戦略策定委員会議を開催いたしております。先日の人吉新聞にも報道されておりますけれども、内容につきましては、45年後の山江村の人口目標を3,000人と定めたところであります。今後、山江村のみならず日本自体が、日本の国自体の人口が大幅に減少していく。1億2,600万人といわれる人口を、国のほうも1億人で止めたいというような方針が出されているところでありますけれども、今回の総合戦略策定委員会議では、協議をいただきながら3,000人を定めたところであります。

それから、8月29日は万江保育園の認可の祝賀会に参加をしております。今回

社会福祉法人に認可されたということで、もろもろの保育活動が安定しながら、安心してまた保護者の方が預けられる環境が整ったということでもありますし、山江村としても、今まで国・県の方もその補助金も負担していたわけですが、しっかりと国・県からもその補助を受け入れながらの運営ができるということになりました。議員の皆さん方も参加いただいたところでもあります。大変お疲れ様でございました。

それから、9月1日から2日にかけて、地方公営企業経営アドバイザーというのを総務省のほうから受けまして、福岡のアドバイザーのほうから、温泉センターにつきまして経営状況等々、それから運営状況等々、調査をいただいたところでもあります。翌日には2時間にわたり講評をいただきながら意見交換を行ったところでもあります。必要であれば、またその内容につきましてはご報告申し上げたいと思います。

それから、9月3日であります。ふるさと農地未来づくり運動推進本部会、これは農地流動化の必要性が今、強く求められているところでもありますけれども、県のほうもふるさと農地未来づくり運動として、その流動化について一生懸命進められているところでもあります。特に中間管理機構をどう活用するか、非常に補助金等々も手厚く措置されておりますので、その措置等々を活用しながら進めていくことについての意見交換を行ったところでもあります。

それと、その終わったあとですね、人吉球磨管内の市町村長と球磨農業協同組合長との意見交換会を行いました。特に今回は、テーマを栗とお茶に絞った意見交換を行ったところでもあります。特に球磨栗として農協のほうは取り扱っているところではありますが、大体700トンの球磨栗を扱っておられます。ただ、初めて農協のほうも発言されましたけれども、球磨の栗は非常に引き合いが強く、足りないんだというような話でございました。その中でも特に山江栗につきましては、町村名が付いておりますし、非常にそのブランド力が弱まったとはいえですね、まだ栗のお菓子屋さんからは引き手もあまたであります。従いまして、そういう発言もいたしましたところ、その議長役である球磨地域振興局長のほうから、人吉球磨は、球磨栗と山江栗の二本立てで、そのブランド化を図っていきましょうという方向でまとめております。いわゆる農協のほうも了解いただいたということでもあります。ただし、今年はこのような状況でありますから、今後のことも含めて、農協のほうに山江栗だけ別途集荷をいただきながら、山江で作っている特産品、特に山江産栗と表示してあるものについては、提供いただくというようなことも取決めをいたしたところでもあります。

そして、同じくその日でもありますけれども、球磨地域振興局の土木部の幹部職員

とうちの建設課との意見交換会をしました。いわゆる、先般、地域の座談会、懇談会をしてまわったところでありまして、村でできる分については報告しておりますが、当然、熊本県に要望する県道が2本あたりもろもろありますので、その分についての要望活動をしたところでもあります。早々にまたその結果につきましては、いろんな意見交換を行いながら、優先順位をつけながらその工事を行ってもらおうというような状況であります。振興局のほうから部長以下12、3名の方が参加いただきながら、課長以下、意見交換をしたところでもあります。

それから、9月6日でありまして、人吉下球磨消防の2015救急フェアに参加してきました。今年カルチャーパレスでの開催と、例年消防署で開催していたわけですが、駐車場の関係でカルチャーパレスで開催されたということでもありますけれども、それぞれの催物が分散もいたしております、できれば駐車場をどこかに確保しながら、1カ所でやったほうがいいんじゃないかなという気はしたわけでありまして、はしご車、かき氷の無料販売等々ございました。特に幼年消防クラブの絵画のコンテストもありまして、その特賞は、山江保育園の子どもが2点を取得した、受賞したところでもあります。

そのイベント全体を見ておきますと、はしごの登場等々もありまして、非常に親子連れですね、参加が、本当にたくさんの方が参加いただいたなということを感じております。いわゆる、子どもさん方が、そのイベントに興味を持って参加されるというようなことであれば、その親も含めて、おじいちゃん、おばあちゃん方も、一緒になって参加して賑わうんだなということ、改めて感じたところでございます。

それから、9月7日でありまして、消防団協力事業所表示板の交付式を行いました。これは山本建設が今回手を挙げていただいたところでもあります。いわゆる、消防団に対しまして、各地域のいろんな事業所として協力をしますよという意思表示でありました。私、この制度初めて知ったわけでありまして、球磨郡内では、各事業所が手を挙げているということでもあります。山本建設のみならず、村内の事業所の方におかれましては、ぜひぜひ協力をいただき、事業所として消防団に協力をいただくという意思表示をいただければ、非常にありがたく思ったところでございます。

それから、今の状況で、村政の状況であります。地方創生絡み、先ほど申し上げました動きが基本計画策定の動きがあります。特に、その中でプレミアム券を発行してきました。ただ1,000万円のプレミアム券が、現在ほぼ売り切れたということでもあります。村内には周知をしているところでもありますけれども、第2回目の追加発行を、9月13日からさらに1,000万円を発行していきたいと思ってい

るところであります。1,000万円で1,200万円の効果がありますので、今回1,000万円追加いたしますと2,000万円の2,400万円、いわゆる2,400万円のお金がこの地域で回るといってございまして、積極的な活用をまた村民の方々にもお願いしたいと思っております。

それから、学校給食の地産地消、いわゆる山江で採れた地場農産物を、学校給食に活用するんだという取り組みを始めます。協議会をそろそろ立ち上げたいと思っております。この事業につきましては、農村集落活性化支援事業、国の農水省の事業であります。これは定額交付でございまして、いわゆる国の補助金には、5分の1補助とか3分の1補助とか半額補助とかありますが、この定額補助というのは100%、10割国がお金を出すという事業であります。その事業が決まりそうあります。それから、学校給食地場食材利用拡大モデル事業、併せて、これも定額の100%国の補助事業で、農水省から直接お金を持ってきた事業であります。この事業を立ち上げながら、今後5年間にかけて、しっかりとその地場産物を学校給食に活用できるような、仕組みをつくってまいりたいと思っております。

それから日本遺産の動きがございまして、全国で18カ所日本遺産が、今回第1回目指定されたわけでありまして、認定されたわけでありまして、この人吉球磨もその日本遺産に認定されております。もろもろとその動きが活性化してこようかと思っておりますけれども、山江村におきましては、大王神社、それから、高寺院の毘沙門天立像の重要文化財をはじめ、各地域にも古くからのお堂やお寺や庚申塔などの歴史遺産が点在をしております。

インドネシアに行きましたときも、本当に神々の島で、その神々を今でもしっかり儀礼、祭礼として守っていることが、観光資源になっているということを感じました。従いまして、同じくそういう山江村も山々の神々の方々が、古くからこの山江村を築かれたということもあります。そういう歴史につきまして、もう一度掘り起こして整理をする必要があるかと思っております。その取り組みにつきましても始めたい、早速事業を起こしたいと思っております。

それから、最終的な地方創生の関連でありますけれども、山江栗、今回相当被害を受けてということでありまして、非常に高齢化も含めて生産意欲をなくされた方もおられるというようなことも聞こえてまいります。また、非常に木が揺さぶられて、木が折れたりもしております。また来年度の収穫、非常に心配もするところではありますが、前々から産業振興課とともに役場職員のほうには、現在140~150トンの山江栗を、10年後に300トンまで増やしていこうじゃないかというようなことで、事業展開をしていきたいと思っております。

早速、山村活性化支援交付金の事業、これはまた農水省のですね、これもまた100%補助の定額補助の事業ですが、これは向こう3年にわたりまして、もろもろのその300トンを目指す事業として、もちろん法人の立ち上げを含め、活用しながら目指していきたいと思っております。

実は、もう一方では、ふるさと名物応援宣言というのを先ほど申し上げました。これにつきましては、実は経産省のほうから、坂本さんという女性の課長が、去年の夏、山江村を訪れてこられました。もろもろ意見交換をしたわけでありましてけれども。この目的は、地方創生に向けた取り組みの一環として、ふるさと名物による地域活性化を目指すんだと。その法律をつくりたいというようなことでの役場訪問であったわけでありまして。

ただ、昨年の臨時国会では、総選挙を含め、この中小企業地域産業資源活用促進法の改正案が廃案になりました。ただ、今回の夏、国会におきまして、8月10日にこの法律が施行されたところでありまして、全国初のふるさと名物を応援宣言事業がスタートしたということでございます。これはどういうことかと申しますと、先ほど申し上げました山村活性化支援交付金事業につきましては、役場でいろんな事業を起こしていく事業であります。この経産省の事業におきまして、担当は中小企業庁でありますので、中小企業がそのふるさと名物を活用しながら事業を拡大したい、というような事業につきましては、優先的に補助事業を付けてやるというようなことでもありますので、ふるさと名物応援宣言につきましては、現在、役場として、九州経産局のほうと今そのやり取りをさせてもらっているところでありまして、固まり次第、栗につきましては、山江の特産の栗につきましては、ふるさと名物の応援宣言をさせていただきたいと思うところでありまして、これもまた栗のブランド化事業の一環としての取り組みを進めていきたいと思っております。

実は、その坂本課長が、今回異動されたということで私にメールがきました。メールの返事を送りましたら、「またご丁寧な返事をいただきまして誠にありがとうございます」とうんぬんがありますが、この中に「地方創生ビジネスの教科書」というのが発刊されております。この本であります。これは、増田寛也さん、いわゆる「地方消滅論」を唱えた人ではありますが、その方が「地方消滅から地方創生ビジネスへ」というような、全国の先進事例の10カ所を集めて編さんをされました。実は、この中に山江栗の取り組みが書いてあります。特にやまえ堂が、電子機器を作る会社から、特産の栗を使ってもろもろの活動をされているというのが、第5章に載っております。この本を早速私も手に入れてはいたんでありますけれども、私のほうには、私の名前も出てきますが、私のほうには取材には来ておりませんので、ちょっと誇張表現もあるのかなという気がいたしますけれども、ただその坂本

課長のメールの中には、「地方創生ビジネスの教科書」増田先生監修ですが、石破大臣のブログにも紹介されたようです。大臣ご本人も読んで、幾多の示唆を受けたと、そのブログの中で書いておられます。また、私の上司が増田先生のところに伺った際、東京駅の丸善本屋では、売上9位にランキングされていた、この本がされていたということで、増田さんが監修をしたということも相まって、全国でこの山江村への事例が紹介されたということでございます。そういう地方創生の動きでありますけれども、現場を見てみますと、まだまだ地方は少子高齢化、人口減の問題をはじめ、雇用環境の問題、福祉の問題等々課題山積の状況にあります。ただ、この事例の中にありますように、私たちは悲観することなく、しっかり前を向いて、恐れずひるまず職員と一緒に村民の幸せづくりのために、村民の方々の福祉、暮らし、仕事につながる全国のモデルとなる取り組みを進めてまいりたいと思っております。議会並びに村民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

今回、提出いたします議案につきましては、人事同意議案が1件、条例改正に伴う議案が4件。平成26年度決算に伴う認定議案が8件、平成27年度補正予算に伴う議案が7件の合計20議案であります。どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願いいたしましてあいさついたします。

ご清聴大変ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

#### 開会宣言

議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成27年第6回山江村議会定例会を開催いたします。これより、本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、7番、秋丸光明議員、8番、中竹耕一郎議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、9月1日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされております。

議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久君。

議会運営委員長（松本佳久君） おはようございます。

平成27年第6回山江村議会定例会につきまして、去る9月1日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議をし、日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9日から18日までの10日間としております。本日、開会、提案理由説明、午後から議案審議となっております。10日は休会で、午後から議案審議、11日は休会で、午前9時から現地調査を行うことにしております。12日から13日は休日であります。14日から16日の3日間は休会で、午前10時より議案審議としております。9日目、17日は一般質問で、終了後、散会としております。なお、9名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問と答弁を含めて60分となっております。10日目、18日に質疑・討論・評決を行い、閉会ということに決定をしております。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定します。

- - - - -

日程第3 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 同意第2号につきましてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成27年9月9日提出、本日提出であります。

記といたしております。住所、山江村大字万江乙649番地、氏名、中村誠也、



生年月日、昭和28年8月3日、任期であります、平成27年10月1日から平成31年9月30日までの4年間でございます。

提案理由でありますけれども、任期満了でありますので、引き続き中村誠也氏を適任者と認め、任命をしたいということでありますので、提案をさせていただきます。

中村誠也氏の略歴であります。昭和28年生まれでありますので、現在62歳でありますけれども、昭和60年3月から平成16年3月まで、山江村体育指導員として19年間の活動をされております。特に平成9年には、熊本県の体育指導員功労者表彰を受賞されております。それから、平成6年4月から平成8年3月まで、山江村消防団の第7分団長を2カ年務められ、平成11年4月から平成14年3月までは、山江村の文化財保護委員を3カ年務められております。そのほかPTA会長として、平成11年4月から平成12年3月まで万江小学校、それから、平成13年4月から平成15年3月、これは2カ年でありましたけれども、山江中学校のPTA会長としても活動されているところでございます。そういう社会奉仕活動と申しますか、そういうことを含めて、各種教育委員会関連のことにつきましても熟知、経験もされておるところでありますので、適任者と認め、提案をさせていただきたいと思っております。どうぞ人事案件でありますので、慎重にご審議の上、全会一致でお認めいただければと思っております。よろしく申し上げます。

-----  
日程第4 議案第39号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、議案第39号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第39号についてご説明申し上げます。

山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございます。

山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由であります。行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でありますけれども、いよいよ施行されるということになります。その施行に伴い条例の一部を改正する必要がありますので、提案をさせていただくというものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、マイナンバー法が施行されるのに伴いまして、従来の手数料に通知カードの再交付、及び個人番号カードの再交付に係る手数料を追

加させていただきますというものでございます。

1枚めくっていただきますと条例が出てきます。通知カード再交付が1枚500円、個人番号カードの再交付が800円としているところを追加させていただくと、一番最後のページには、新旧対照表を付けさせてもらっております。

以上、申し上げます。

- - - - -

日程第5 議案第40号 山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第40号、山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法でありますけれども、平成25年法律第27号の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要がありますので、提案をさせていただくということでございます。行政手続における法律、いわゆるマイナンバー、番号法の施行に伴う一部改正ということになります。

内容につきましては非常に長いわけではありますが、特定個人情報の保護評価、ファイルの保有等に関する事前通知、ファイル簿の作成及び公表、利用の制限、提供の制限、提供等への通知の規定を追加するということが、この中に述べられているところであります。

ずっとめくってもらいますと、8分の8以降、8ページ以降が新旧対照表を載せているところでございます。

以上、説明申し上げます。

- - - - -

日程第6 議案第41号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第41号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定をするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正によりまして、指定地域密着型サービス事業者の基準及び要件を定める条例を改正する必要があるため提案をさせていただくものでございます。

いわゆる、介護保険法の改正によりまして、本村の地域密着型サービス事業所、小規模多機能ホーム黎明館でありますけれども、に対する運営に対する基準を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

1枚めくっていただきますと6枚の条例であります。その以下は新旧対照表となっておりますのでございます。

以上、説明を申し上げます。

- - - - -

日程第7 議案第42号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第42号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長（内山慶治君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出であります。

提案理由でございます。介護保険法（平成9年法律第123号）の改正によりま

して、指定地域密着型介護予防サービスの事業者等の基準及び要件を定める条例を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、介護保険法の改正がありましてして、指定地域密着型介護予防サービス事業所の運営の基準を改正する必要があるために提案をさせていただくということでありまして、本村にはこの条例の対象事業は存在をしていないところであります。条例が3枚の条例があります。その後は新旧対照表となっているところでございます。

以上、説明申し上げます。

- - - - -
- 日程第 8 認定第 1号 平成26年度山江村一般会計決算の認定について
  - 日程第 9 認定第 2号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
  - 日程第10 認定第 3号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
  - 日程第11 認定第 4号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
  - 日程第12 認定第 5号 平成26年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
  - 日程第13 認定第 6号 平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
  - 日程第14 認定第 7号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
  - 日程第15 認定第 8号 平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、認定第1号から日程第15、認定第8号まで、平成26年度山江村一般会計、特別会計決算の認定となっております。

お諮りします。山江村議会会議規則36条の規定により一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。一括上程をしたいと思います。

それでは、日程第8、認定第1号、平成26年度山江村一般会計決算の認定について、日程第9、認定第2号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第10、認定第3号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第11、認定第4号、平成26年度山江村特別会計

農業集落排水事業決算の認定について、日程第12、認定第5号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第13、認定第6号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第14、認定第7号、平成26年度山江村特別会計ケーブル事業決算の認定について、日程第15、認定第8号、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、認定1号から認定8号までご説明を申し上げます。

提案理由は1号とすべて同じでありますので、1号のみ説明をさせていただければと思います。ご了承をよろしくお願いいたします。

認定第1号でございます。平成26年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するために提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第2号でございます。平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由は、1号と同様でございます。

認定第3号でございます。平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由は、前認定と同様でございます。

続きまして、認定第4号でございます。平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由は同様でございます。

認定第5号でございます。平成26年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。平成26年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出ござ

います。提案理由は同様でございます。

認定第6号でございます。平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由につきましては、同様でございます。

次に、認定第7号でございます。平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付け議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由は同様でございます。

次に、認定第8号でございます。平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定についてでございます。

平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。

提案理由は同様でございますので、割愛させていただきます。内容につきましては、会計管理者のほうからご報告をさせたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 中山会計管理者。

会計管理者（中山久男君） それでは、認定第1号から認定第8号まで、平成26年度一般会計及び特別会計の決算について、主な点につきましてご説明申し上げます。

まず52ページをお開き願います。平成26年度の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額31億4,491万665円、2、歳出総額28億8,844万8,355円、3、歳入歳出差引額2億5,646万2,310円となっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源ですが、2の繰越明許費繰越額がありまして、3,575万2,000円でありまして、5番目の実質収支額が2億2,071万310円となります。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に53ページをお開き願います。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しております。歳入におきましては、地方交付税が16億3,713万3,000円で、全体の52.06%を示しております。歳出のほうにおきましては、民生費が最も多く、6億4,450万1,662円で、全体の22.31%を示しております。

次に、54ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有

財産、( 1 ) 土地及び建物でございます。土地及び建物の面積に関しまして、全般的に数値を変更いたしました。財産台帳の整備及びあとで述べさせていただきますが、特別会計の工業用地等造成事業の廃止による財産の繰り入れ等でございます。土地に関しましては、地籍調査の成果によるものと地目などの見直しによる面積の変動、建物に関しましては、建築構造の見直し、主要な構造材が鉄骨だったための面積変動によるものが主な事由でございます。

次に、55ページをお開き願います。( 2 ) 山林でございます。所有・分収合わせて約94ヘクタールの増加となっております。主な要因は、地籍調査の成果による増減と旧山江村森林組合からの購入による増加となっております。決算年度末の現在高は、所有林が約877.6ヘクタール、分収林が約58.3ヘクタール、合計で935.98ヘクタールとなっております。立木の推定蓄積量でございますが、6,684立方メートルの増加で、決算年度末の現在高は19万4,923立方メートルでございます。なお、分収林の財政減は干ばつによるものでございます。

次に、( 3 ) 有価証券及び( 4 ) 出資による権利でございます。いずれも年度中の増減はございませんでした。

次に、56ページをお願いいたします。2、基金でございます。新規の基金としましては、左側の表の下段のほうに山江村定住化促進基金2,286万1,950円と、太陽光発電設備維持管理基金36万3,291円が追加となりました。また、温泉センター基金につきましては、施設の老朽化対策や誘客対策などのため全額を取りくずしました。総額としては、合計の備考欄をご覧くださいと、新規の積立5,192万291円、取りくずし額6,901万1,900円、利子額3,150万1,839円となっております。前年度末現在高に1,441万230円を加えまして、決算年度末現在高は、22億9,152万2,422円となります。大きな運用益としまして、国債の購入によります利子や国債の売却によるもので、合わせて約3,045万円ほどを得ております。

次に、右側のその他の基金ですが、利子のみ1,928円の増加で、決算年度末現在高は、6,738万8,645円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金120万円があり、決算年度末現在高は、1,120万円の残となっております。

次に、57ページをお開き願います。3、物品でございます。車両につきましては、年度中4台の減少となっております。これはリース車両でしたので減数とさせていただきます。所有者はリース会社となっているためでございます。その他につきましては、今回増減はございませんでした。

以上が一般会計でございます。

次に、76ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5億3,080万8,415円、2、歳出総額5億1,763万1,403円、3、歳入歳出差引額1,317万7,012円、5、実質収支額1,317万7,012円となっております。

次に、77ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は、2万2,443円の利子による増で、決算年度末現在高5,003万3,662円となっております。

次に、88ページをお開き願います。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億6,060万2,452円、2、歳出総額1億5,217万5,724円、3、歳入歳出差引額842万6,728円、5、実質収支額842万6,728円となっております。

次に、89ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産(1)土地及び建物についてでございます。土地の現面積でございますが、主には丸岡公園にあります中央浄水場の敷地の移動でございます。一部を公園敷地、一部を浄水場敷地と、管理区分で地図上で分筆し積算いたしました。約500平方メートルの減となり、決算年度末現在高は8,246平方メートルとなります。

建物の増加変動についてですが、点在する水源地や配水池、ポンプ施設等の各施設の集計の誤算によることが要因のようで、53.6平方メートルの増となり、計算年度末現在高は、非木造のみでして、372.45平方メートルとなっております。(2)基金、簡易水道事業財政調整基金についてでございます。決算年度中の増減高は、7,965円の利子による増で、決算年度末現在高1,598万1,587円となっております。(3)物品、車両についてでございます。昨年車両の更新にあたりリース車両としたため、1台の件となり、決算年度末現在高は0台となりました。

次に、100ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億5,627万9,081円、2、歳出総額1億4,808万6,887円、3、歳入歳出差引額819万2,194円、5、実質収支額819万2,194円となっております。

次に、101ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物についてでございます。味園地区集落排水施設処理場の土地面積が増加しております。買収等を行っておりませんが、土地台帳面積との差139平方メートルを計上いたしました。決算年度末現在高は1,121平方メートルとなっております。ほかの土地及び建物の面積については、変動はご



ありませんでした。(2)物品、車両についてでございますが、変動はなく、1台を保有しております。

次に、116ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億2,120万301円、2、歳出総額4億346万2,272円、3、歳入歳出差引額1,773万8,029円、5、実質収支額1,773万8,029円となっております。

次に、117ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、介護保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は、1万7,040円の利子による増で、決算年度末現在高3,419万1,294円となっております。

次に、128ページをお開き願います。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,152万7,235円、2、歳出総額3,045万4,720円、3、歳入歳出差引額107万2,515円、5、実質収支額107万2,515円となっております。

次に、138ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4,421万8,252円、2、歳出総額3,562万5,632円、3、歳入歳出差引額859万2,620円、5、実質収支額859万2,620円となっております。

次に、148ページをお開き願います。工業用地等造成事業会計の実質収支に関する調書でございます。この事業会計につきましては、平成26年度末で廃止されました。よって、ご覧のように歳入歳出差引額はございません。1、歳入総額220万2,140円、2、歳出総額220万2,140円、全額一般会計へ繰り出しとしております。3、歳入歳出差引額はございません。

上記のとおり精算したところ、相違ありません。平成27年7月1日、山江村会計管理者、中山久男。

審査の結果相違ないものと認める。平成27年8月7日、山江村監査委員、木下久人、同じく、山江村監査委員、赤坂修。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。平成27年9月9日、山江村長、内山慶治。

次に、149ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物でございますが、先ほども述べさせていただきましたが、この事業の廃止に伴い、一般会計にすべて繰り出ししましたので、年度末現在高はいずれもございません。

以上で、平成26年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わらせていた

だきます。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を 11 時 25 分といたします。

- - - - -

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 15 分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

3 番、森田議員。

3 番（森田俊介君） 先ほどの人吉球磨広域行政組合議会定例議会の報告につきまして、  
少し訂正がありましたのでよろしくお願ひします。

一番最後になりますが、特別委員会と言いましたが、決算特別委員会になってお  
りますのでご報告します。よろしくお願ひします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） すみません、私のほうも訂正をいたしたいと思ひます。村長諸  
般の報告の中で、災害対策本部を 9 月 3 日に閉じたというふうに申し上げましたけ  
れども、お手元の諸般の報告の中には、8 月 31 日に閉じたとなっております。9  
月 3 日には時間外で協議を始めた、8 月 31 日は、実は臨時的に、緊急的には道  
路管理者、県の許可を得て通れるようになったということでありました。したが  
いまして、その時点で災害対策本部は閉じておりますので、8 月 31 日に閉じてお  
ります。

以上、訂正してお詫び申し上げます。

- - - - -

日程第 16 議案第 43 号 平成 27 年度山江村一般会計補正予算（第 3 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 16、議案第 43 号、平成 27 年度山江村一般会  
計補正予算（第 3 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 43 号についてご説明申し上げます。

平成 27 年度山江村一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 27 年度山江村の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる  
とするものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8 24 万 9,000 円を追

加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億203万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございます。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出になります。

内容につきましては、総務課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正では、補正前の額に歳入歳出それぞれ2億824万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億203万9,000円とするものでございます。主なものについて説明いたします。

歳入です。地方交付税4,728万4,000円の追加は、普通交付税の確定によるものでございます。国庫補助金228万4,000円の追加は、学校給食地場食材利用拡大モデル事業の87万円、個人番号カード交付事務141万4,000円によるものです。県補助金328万2,000円の追加は、地域づくり夢チャレンジ推進事業ほかによるものです。繰入金の659万円につきましては、特別会計介護保険事業からの事業確定に伴う繰り入れです。繰越金1億4,025万7,000円は、平成26年度からの繰越金です。村債853万3,000円の追加は、臨時財政対策債146万7,000円を減額し、消防費債1,000万円を借り入れするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出です。総務費1億6,216万4,000円の追加は財政調整基金1億3,600万円、庁舎改築基金1,000万円、山江村定住化促進基金1,000万円と基金積立と地域づくり夢チャレンジ推進事業522万円ほかによるものでございます。民生費の290万9,000円の追加は、社会福祉総務費308万6,000円の減額と、障害者福祉サービス負担金確定による国庫支出金566万8,000円の追加ほかによるものです。農林水産業費463万2,000円の追加は、鳥獣被害対策施設整備補助金316万円、学校給食地場食材利用拡大モデル事業92万円ほかによるものです。商工費の938万7,000円の追加は、蕨野工業用地の側溝敷設275万円、それから、温泉健康センター基金積立金500万円ほかによるものです。土木費の291万8,000円の追加は、道路

の支障木伐採委託料ほかによるものです。消防費 1,066 万円の追加は、防災行政無線デジタル化に伴う実施設計委託料ほかによるものです。教育費 405 万 8,000 円の追加は、小・中学校の電力自動制御システムの購入ほかによるものです。

3 ページをお願いします。災害復旧費の 495 万 3,000 円の追加は、台風 15 号による被害で、土砂除去、風倒木処理に係るものでございます。予備費は 567 万円を追加するものです。

4 ページをお願いします。地方債の補正です。追加で消防費債 1,000 万円を限度として借り入れるものです。起債の方法・利率・償還の方法は、記載のとおりです。変更は、臨時財政対策債の限度額を 9,273 万 3,000 円とするものでございます。起債の方法・利率・償還の方法は、補正前に同じです。

以上で、説明を終わります。

-----  
日程第 17 議案第 44 号 平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 17、議案第 44 号、平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第 44 号についてご説明申し上げます。

平成 27 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 27 年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,139 万 7,000 を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,389 万 7,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） 議案第 44 号についてご説明いたします。

補正前の額に 1,139 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 8,389 万 7,000 円とするものでございます。

1 ページをお願いいたします。歳入は、前年度の決算確定に伴います繰越金 1,139 万 7,000 円の追加であります。

2 ページをお願いいたします。歳出は、前年度の確定によります後期高齢者支援金を 666 万 4,000 円の減額、過年度分の修正申告によります国保税の還付金及び前年度の医療費の確定に伴います療養給付費負担金等の返還金によります償還金、及び還付加算金 768 万 3,000 円の追加が主なものであります。

以上でございます。

-----  
日程第 18 議案第 45 号 平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 18、議案第 45 号、平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）議題とし提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） それでは、議案第 45 号についてご説明申し上げます。

平成 27 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 27 年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,249 万 5,000 とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議案第 45 号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1、繰越金、決算額確定に伴い 249 万 5,000 円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に補正額 249 万 5,000 円を追加し、1 億 7,249 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、予備費 249 万 5,000 円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に補正額 249 万 5,000 円を追加し、1 億 7,249 万 5,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----  
日程第19 議案第46号 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第19、議案第46号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長(内山慶治君) 議案第46号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)でございます。

平成27年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,714万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それでは、議案第46号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、繰越金、決算額確定に伴い314万4,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に補正額314万4,000円を追加し、1億4,714万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、予備費314万4,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に補正額314万4,000円を追加し、1億4,714万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----  
日程第20 議案第47号 平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第20、議案第47号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第47号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。

平成27年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,149万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,549万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出であります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明をいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第47号について説明いたします。

補正額の額に2,149万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4億6,549万7,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入は、前年度の決算確定に伴います繰越金1,773万7,000円を追加するものであります。雑入に対しましては、前年度の介護給付費の確定に伴います国及び支払基金からの追加交付金376万円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出は、介護給付費負担金の確定に伴う返還金によります償還金及び還付加算金72万2,000円、また、前年度介護給付費等の確定によります一般会計への繰出金であります659万1,000円の追加が主なものであります。

以上でございます。

-----  
日程第21 議案第48号 平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議案第48号、平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第48号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。

平成27年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に

定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正（第1条） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円も追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,341万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第48号について説明いたします。

補正前の額に91万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ3,341万2,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入は、滞納繰越分の後期高齢者医療保険料を13万6,000円、前年度の決算確定に伴います繰越金を69万1,000円、それと保険料の歳出還付に対する広域連合からの交付であります償還金及び還付加算金を8万5,000円、それぞれ追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出は、予備費を91万2,000円追加するものでございます。

以上でございます。

- - - - -

日程第22 議案第49号 平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、議案第49号、平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第49号についてご説明申し上げます。

平成27年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。

平成27年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,709万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳



入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。款4、繰越金、平成26年度の繰越金の確定に伴いまして、補正前の額に209万9,000円を追加いたしまして、歳入合計、補正前の額に209万9,000円を追加いたしまして、6,709万9,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳出でございます。款2、ケーブルテレビ事業費、項1、ケーブルテレビ事業費、補正前の額に32万4,000円を追加いたしまして、5,300万9,000円とするものでございます。内容は、通信運搬費、著作権使用料及びセンター用機材の購入費でございます。款4、予備費、項1、予備費、補正前の額に177万5,000円を追加いたしまして、246万1,000円とするものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額に209万9,000円を追加いたしまして、6,709万9,000円とするものでございます。

以上でございます。

- - - - -

日程第23 要望第1号 改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の  
適正運用の要望書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第23、要望第1号、改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用の要望書を議題といたします。

お手元に配付しております要望書の写しのとおり、一般財団法人熊本県建設業協会会長、橋口光徳様より、改正品確法に伴う発注事務の適正運用の要望であります。

また、そのほかに山江村議会に寄せられました要望書等は、1、在日日本大韓国民団熊本県地方本部団長、邊誠淵様から提出された、人種差別を先導するヘイトスピーチを処罰する法律の制定を求める陳情でございます。

2、福岡県行橋市議会議員、小坪慎也様から提出された、外国人扶養控除制度の見直しを求める意見書提出の陳情でございます。

3、戦争法案反対、人吉球磨実行委員会代表、鶴上寛治様から提出された安全保障関連法廃案、撤回を求める意見書の提出の陳情でございます。

4、道州制阻止キャラバン熊本県実行委員会、中原誠委員長から提出された、労働法制規制強化と安定雇用の確立を求める意見書提出の陳情でございます。

5、同じく、同委員長より提出された、集团的自衛権行使を具体的にする安全保障法案に反対することを求める陳情が届いております。

以上、5件において、1件は議長預かり、4件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配付することにします。各議員で内容を研究され、必要なものについては、後日議員提案とされるようお願いいたします。

- - - - -

#### 日程第24 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君）次に、日程第24、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするとき本議会の決定が必要であることから、会議規則第126条の規定により配付してあります。議案のとおり派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

- - - - -

散会 午前11時54分

第 2 号

9 月 1 7 日 ( 木 )

平成27年第6回山江村議会9月定例会（第2号）

平成27年9月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教育 長	大平 和明君
総務 課長	豊永 知満君	税務 課長	福山 浩君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	蕨野 昭憲君
健康福祉課長	平山 辰也君	建設 課長	白川 俊博君
教育 課長	山口 明君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局 長	迫田 教文君		

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

日程第1 一般質問

議長（秋丸安弘君） 本日は、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、9名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

まず、一般質問を始めます前に、定例会初日、9月9日、日程第23、要望第1号、改正品各法による発注関係事務の運用に関する指針の適正運用の要望書において、提出者を一般財団法人熊本県建設業協会と申しましたが、正しくは一般社団法人熊本県建設業協会でありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

それでは、はじめに8番、中竹耕一郎議員より台風災害について通告が出ております。

中竹耕一郎君の質問を許します。中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

8番（中竹耕一郎君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。8番議員、中竹です。

今回からくじ引きで質問者の順序を決めるというような方法となっております。くじ運に恵まれまして、今回はトップバッターとして先に質問させていただきます。どうかよろしく申し上げます。

質問に入ります前に、つい先日、関東・北関東・東北地方を襲った台風18号の影響による記録的豪雨災害で亡くなられた方のご冥福をお祈りし、また被災された方に心からお見舞いを申し上げますところであります。被災された方々が一日も早く日常生活に復帰されることを願っております。今日の質問は、先月25日、九州地方を直撃し、被害を及ぼした台風15号に関連して質問をさせていただきます。ご存じのとおり、万江大川内集落は一時孤立をしたというふうにも報道をされましたけれども、関係者の迅速な対応ですぐ解消されたということでもあります。一部始終についてはケーブルテレビで報道されまして、村民の方も周知されているところ

ですが、消防を含め関係者の方、本当にご苦労さんでございました。大川内集落の方は電気、電話、ケーブル等の不通で一時不便な生活を余儀なくされましたけれども、幸い人的な被害はなく良かったわけであります。ただ、残念なことに道路、それから林業、農作物に多くの被害が発生をしたことは非常に残念なことであります。この際、防災・減災、それから避難、これらの対策の観点からですね、今後どのような初動体制が必要なのか。また、今後どのような対策が有効なのかですね、さらに被害を被った後どのような支援策があるのか、このようなものについて広い視点から答弁をお願いしたいというふうに考えます。

今、我が国は近年経験したことのない自然の脅威にさらされている日々が続いているのではないかと思います。しかも今年はいつもと想定外というようなことが使われておるところであります。雨続きにうんざりした梅雨、それから梅雨が終わったかと思えば記録的な極端な暑さで熱中症におびえた日々連続でありました。さらに、御嶽山とか箱根、それから桜島をはじめとする温泉観光地を揺るがす火山噴火、同時に頻発する地震、挙げればきりがありません。つい先日も、阿蘇山で中岳が爆発的噴火をしておるところであります。特に今年の気象状況についてはですね、50年前の様相を呈しているということで、台風の襲来、また多く予想されるんじゃないかと思います。もう既に台風20号も発生をしております、9月ですからまだまだ油断はできないところだというふうに思います。

ところで、先の台風の15号による県内の被害状況ですが、暫定的ではありますが、情報を得たところでは作物の被害面積で最も大きいのは粟であると。県全体では1,297ヘクタール、そのうち球磨郡市が約半分の568ヘクタールにも及ぶということであります。農業関係の被害額は、農作物を含めて25億円ほど。それから、中でも果樹については5億5,000万円ほどにもなるというような情報があります。これは最終的な結果ではありませんので、出荷状況、それから全容把握の再調査によっては増えることも予想されることでもあります。文字どおり、栗の里としてブランド化を強力に推進している山江村の被害については、非常に大打撃であろうというふうに思います。生産量はややもすると平年の半分になるのではないかなというふうにも言われているところでもあります。まさに深刻な状況であります。

そこで、早速質問に入りますが、まずはじめに、台風15号が25日未明に九州に最接近上陸するというふうな予報が出たわけであります。それによりますと、風速50メートル以上の非常に強い台風ということでありました。

そこで、対策本部として災害対策の面からですね、どのような初動体制をとられたのか。流れ、経緯について、一連の動きについて初めにお尋ねをしたいというふ

うに思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 今日は一般質問ということでありまして、9名の方、いわゆる全員の方から通告を受けているところであります。ただ、この災害の件に関しましては、この後6名の方もそれぞれ通告があっているところでありますが、中竹議員、最初ということでありまして、特に質問事項が台風災害対策でありますから、あまねくこの件につきましては、役場がとった対策を申し上げさせていただきますので、後のご質問の方は、できれば同じような答弁は、逆に言うと申し上げたとおりというような答弁をさせていただければと思っております。1人1時間で夜までかかってしまうというようなことでありますので、よろしくお願いいたします。

それから、方針とか考え方につきましては、私のほうで答弁させていただきたいと思っておりますし、事務的なことに関しましては、担当課長より答弁をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、今、質疑いただきました件につきましては、災害対策本部の件であります。立ち上げました事務局長であります総務課長より答弁をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。初動体制と経過についてということでございますが、本年6月、球磨川水害タイムライン策定の検討会が発足しておりますが、台風災害は勢力、進路、到達時間を予想でき、初動体制、防災行動計画により災害から身を守ることができ、減災につながると言われております。ということから、定期的に入ってくる気象情報、台風接近に伴う気象庁の説明会も行われておりますので、その情報により初動体制と事前の防災行動計画、災害対応をとっております。

今回の台風15号での対応、経過でございますが、8月の24日、9時50分発表の気象情報では非常に強い台風、中心付近の最大風速50メートル、最大瞬間風速70メートルが勢力を衰えないまま熊本県に接近するという予報でありましたので、11時30分の気象情報では、24日の夜遅くから暴風域に入り、25日の朝から昼前にかけて最も接近するとの情報でありました。そのため、11時30分に村長、危機管理防災監、防災担当課により事前の防災行動計画の検討により、17時に3カ所の避難所を開設することを決めております。山田地区は農村環境改善センター、万江地区は万江コミュニティセンター、屋形多目的集会施設の2カ所の開設を決めております。この決定により、防災行政無線で14時から1時間おきに自主避難の呼びかけを行い、ケーブルテレビで15時55分から自主避難の放送を行

っております。併せて、Lアラートで避難情報発令の配信をしております。その後、避難所運営の打ち合わせを行い、17時に3カ所の避難所を開設、役場に災害警戒本部を設置をしております。避難所開設により避難された方は24日、農村環境改善センターの3名、25日、屋形多目的集会施設の2名で、計5名の方が避難されています。

被害状況は、台風15号が25日6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸をしておりますが、明け方から地域の情報が役場のほうに入っています。大きな災害といたしまして、白岳集落前の県道法面の崩壊の連絡がありましたので、現地を見て大川内集落が孤立したということを確認しましたので、ネクスコ西日本の協力を得まして高速道路を利用し、11時から健康福祉課職員2名により大川内集落住民の安否確認と避難所への避難の意向確認、それから災害状況を把握をしております。併せて支援物資、飲料水、食料のほうを届けております。このほか、風倒木、土砂により道路が通行できないという情報がありますが、建設課でその箇所を確認して、災害支援協定の事業所に作業のほうを依頼しまして、地域でも対応してもらいながら役場現業による復旧作業を進め、当日のうちにすべて復旧をしております。また、産業振興課では大川内集落が孤立したため、迂回路となる林道坂本山江線、林道屋形線、作業道屋形線の被害状況を優先し、その他の農林道、作業道、農林産物、農業施設などの被害調査を実施しております。また、孤立状態が続くということで、救急搬送については高速道路の利用を認めてもらいましたが、通行時においてネクスコ西日本、消防署、県警高速機動隊との連絡調整も必要となりましたので、16時30分に災害警戒本部から災害対策本部に切り替え、職員2名を配置をしております。

翌、26日は産業振興課により、迂回路となる林道坂本線の八代市側からの倒木処理、土砂除去を行い、12時には普通車が通行できるようにしております。これにより、八代市への迂回ではありますが、大川内集落の孤立状態は解消をしております。また、この日は朝から村長以下6名で大川内集落の状況調査をしておりますが、役場との連絡用として役場の携帯電話と充電器を届け、健康福祉課により集落内全員の健康状態、服用されている薬の残りの確認をしております。また、この日の午後、地域振興局土木部による、県道復旧についての地元説明会が大川内公民館で行われております。

27日には、停電により26日早朝から使用できなかった防災行政無線が15時40分に復旧し、16時には復旧作業により林道屋形線、作業道屋形線が通行可能となっております。また前日、健康福祉課において服用薬の残りを調査しておりますが、その残りが少なかった薬を届けており、28日には保健師による高齢者の独



居者、薬を服用されている方の健康チェックをしております。そして、その日は追加の支援物資、食料、飲料水、ガソリンとN T Tから無償貸出しの衛星電話のほうを大川内公民館のほうへ届けております。また、夕方には九電の発電所により山口、合子俣を除いた停電が解消しており、29日にはすべての地区の停電が解消をしております。また、30日には県道の復旧作業が進み、片側通行が可能な状況となっております。そして31日に大川内公民館において健康福祉課、社協、食改による健康チェックと昼食会のほうを行っております。また、この日、球磨地域振興局土木により復旧の状況、今後の計画について説明が行われており、救急搬送の場合は31日から通行できるという説明がっております。そのことが、16時から災害対策会議において孤立状態の解消、県道通行が確認できましたので、関係機関へ連絡をいたしまして、17時に災害対策本部を解散しております。電気以外の復旧につきましては、九電の移設が終わってからの作業となり、9月1日夕方に固定電話が復旧し、3日11時ごろにはケーブルテレビのほうが復旧をしております。携帯電話につきましても、ケーブルの復旧によりまして使用できるようになっております。県道については、9月3日夕方から時間規制により片側通行ができるようになっております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 今、一連の流れ、動きについて答弁をいただいたところであります。非常にご苦労も多かったと思いますが、それぞれ緻密に防災計画に基づいて本部を立ち上げ、そしてまた徐々にその課題解決とともに本部を解散されたということでもあります。途中、いろいろあったかと思いますが、大変うまく流れていったんじゃないかなというふうに思います。地形的には歩いて行ける場所があったので、その辺はよかったんじゃないかなというふうに思います。

ただいま初期の動きについて答弁いただきましたけども、元総務大臣でありまして、鳥取県知事の片山善博さんが行政運営上必要なこととしてですね、防災監ポストをつくられております。防災の専門監がですね、常に消防、防災関係者と連絡を密にしながら普段の情報を収集して防災計画をつくって訓練をした。そのことが鳥取沖の西部地震に非常に役に立ったんだということを聞きました。このことはですね、やっぱりリーダーとして地方自治体の防災に対する強い思いがあったんだろうというふうに思います。

現在のところで、余分なことかもわかりませんが、総務課に危機管理に強い人材を配置されておられますが、今回はですね、何らかの対応、関わりがあったのでしょうか。雇用契約上ですね、勤務時間、週116時間というような制限はあったと

と思いますが、その辺の何か対応、関わりがあった、信用的なものがあったかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） じゃあ、お答えいたします。危機管理防災監として、今全国各地で本当に想定外の災害等々が起きております。地震であったり、火山であったり、台風であったり、また豪雨であったり、また産業的には口蹄疫であったり、鳥インフルエンザであったりしているところでありますけれども、すべての項目とも初動が大事というような、まさに危機管理を必要とする事案であろうかと思えます。このことに対応するために、危機管理防災監を消防署OBの方を雇用いたしまして、その対応に当たらせているという状況であります。もちろん、今回の災害に対しましても専門的な知識・経験を生かしながら意見を伺いながらのもろもろの対策をとっていったということであります。今後につきましても、今現在、タイムラインといって防災のですね、時間の、防災警報が出たときどういう行動をするというようなタイムラインを人吉と球磨村でつくっていくというような予定でもありません。また、それに基づいて山江村においてもそのタイムラインを精査してつくり上げるという作業が要りますし、もう一方では、各地域で、これは国の補助金をいただきまして、各地域における地図をですね、防災マップをことこまめにつくってきたいという計画をして、今年はですね、3区と4区と8区の3地区がその防災マップをつくと。将来4年間にわたって全地区策定しまして、策定後にはその防災マップに応じた避難訓練、また全体が出来上がったということであれば、山江村全体の避難訓練等々の計画もしておりますし、その危機管理防災監の果たす役割は今後とも大きいというふうに認識をしております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） ぜひ有効に活用されますことを願います。

次に、先ほど総務課長のほうからですね、衛星電話を使ったというようなお話がありました。今回、県道坂本人吉線の土砂崩落によりまして、その情報のやり取り、安否情報のやり取りがですね、一時的ではありましようけどもできなくなったということではありますが、緊急電話を使ってですね、そのような情報の確保ができたというふうに聞きましたが、今後、今回は歩いて行ける場所があったのでよかったけれども、そういうことがない、歩くようなアクセスが悪いところについてですね、もしそのような状況が出てくるかと思うわけですね。その場合に、情報確保はどのような方法で解決できるかですね、何かお考えが今ありますか。どのような方法があるか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えします。情報確保ということですが、今年度から防災無線のデジタル化を進めることにしております。その中で、デジタル化と合わせましてG空間を取り入れできればということで計画をしておりますので、それによりまして、G空間ということであれば、その位置情報とデータ、GPS及びGIS位置情報により、その関連付けるデータで画面です、災害の情報が確認できる、そういったことができますので、そういったG空間といいますが、そのG空間を活用した何といいますか、防災管理システム、これによりまして、この情報をです、この情報をケーブルのほうにも送ることができるということですので、ケーブルテレビの中でどこが孤立しているか、迂回路はどのようになっているとか、その画面で住民のほうです、ケーブルテレビのほうで確認できるということで、それに合わせて消防署、警察署にも情報ができるということですので、そういったシステムをです、取り入れていければというふうに考えています。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ちょっと補足して申し上げますと、孤立した集落があって、そこに生活しておられる方がおられるということであれば、まずはいかなる方法をとっても面会に行かなくちゃいけないと思っております。何よりもフェイストゥフェイスで安否を確認することが大事であろうかと思っております。あと、G空間といいましたけれども、衛星です、その位置を、人工衛星でその位置を確定できるというような技術が今ございます。昭和28年度の事業として防災上の問題、また産業用の問題としてその農地をはじめとする、山林もそうありますが、防災もそうありますけれども、その位置情報を確定できるというようなシステムを導入したいということでの今総務課長が話をしたところであります。

具体的にどういうことができるかといいますと、今回の件につきましても、ある人がスマートフォンでポンとその災害の状況を写してこのG空間のシステムに流しますと、全消防団員がです、どこの箇所がどれくらいの災害があるかというのをその写真で確認できるということでありまして、また孤立している人がどこどこにおられて何人住んでおられるというのが各家の確認がとられて、ある意味ではどういう病気をお持ちかということも確認もできるということです。今回、特に現場に私も出向かせてもらいまして、非常に大変だなと感じたのは、血圧の薬を飲まれる方が多かったということでありまして。ご案内のとおり血圧の薬、飲み忘れますとその血圧が安定せずに高血圧障害も出るということでありまして、何よりも先にその薬を届けるということを優先させてもらったということでもありますけれども、そういう位置確認がです、このG空間のといいますが、これはもっとわか

りやすく言うと、GPSの進化型のGISの技術により、そういう情報を得る。したがって、今回の例だけじゃなくて、あるところが、道路が落ちたというところを消防団がポンと押して載せると、民間の方です、別に役場でなくてもすぐ役場のほうに入ってきて、また消防団に全部行く。また協力の事業所にもですね、建設事業所にもその情報が行く。そういう情報を瞬間的に共有できて、その対策をどうとっていくかということが容易になるというような事業でございますので、つけ加えさせて説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） そこで、そのGISを活用したG空間事業も一緒なんですが、今携帯電話はきちんと入っている状況ですか、地区的には。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 携帯電話は、平成21年ですから6年前ですか、で、国の事業によりまして、これすべて国がお金を出したわけです。1億2,000万円ぐらいの事業で、13カ所の不感地帯をカバーしております。したがって、ほとんどの地域が入るということではありますけれども、先般、その不感地帯を調査といいますか聞き取りをしましたところ、横手地区、それから日当地区、もう1カ所がどこだったっけ、ちょっとお待ちください。失礼しました。あとでこの質問出てくるということで資料用意しておりましたけども、日当、横手、合子俣の家屋での受信ができないということであります。

じゃあどういう対策をとるかということでもありますけれども、とりあえず光ケーブルがそろっておりますので、その光ケーブルを活用した受信の設備ができないかと、今検討しているところであります。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） まあご答弁いただいたとおりですね、今度たまたま27年度の補正予算で防災行政無線のデジタル化事業が、予算が計画をされております。非常にその効果をですね、大いに期待するところでもあります。このように、防災行政無線をですね、活用することで地域の安全を確保する。これは最も重要なことでもあります。今、避難のですね、どうしても最低必要なものは水と食料とトイレだというふうに言われております。その辺を頭に入れてですね、今後防災マップを使う場合ですね、もちろんわかりやすい防災ハザードマップ、それから避難箇所のマップ、給水場所、それからトイレ所在地などですね、安心情報が満載した手引書なども必要になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺の準備もお願いを申し上げたいと思います。

次にですね、様々な応急的な住民支援がされている、これはもう既にケーブルで

流されておりましてご存じだと思いますが、現段階で結構ですので、最終的な被害の状況はわかりませんかともわかりませんが、被害の規模、状況、実態についてですね、農業生産物、それから物的なもの、林業、この辺も含めてですね、どのような実態なのか。それに対してどのような支援、先ほどちょっと答弁ありましたけども、どのような主に支援をされたのかですね、各担当のほうであると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員のご質問につきまして説明いたします。まず、応急的にとった対策としてですけれども、建設課では道路等への被害が予測されたため、被害状況の把握をするとしまして、台風通過後、職員 2 班体制にて山田地区、万江地区の被害調査と情報収集をいたしました。その際にも簡単な風倒木等の処理の作業も併せて行ったところでございます。さらに、土砂や通行を妨げる風倒木処理などは災害時の支援活動に関する協定で村内建設業者と協定を結んでいることから、応急処置などの支援作業を依頼したところでございます。

次に被害、災害の実態・規模ですけれども、把握している箇所として、歩道等の土砂除去及び風倒木処理をした村道につきましては 22 路線。その中で、村内建設業者で応急措置として作業を依頼した路線が 13 路線でありました。そのうち一時通行不可になった路線が 9 路線と報告されております。すべての状況を把握できませんでしたが、地域の方々も自ら作業をされ、皆様の協力によりまして、被災当日 8 月 25 日夕方までには県道を除いて村内主要路線が通行可能となったところでございます。

参考までに、以前もありましたけれども、わかっている範囲ですけれども、県道坂本人吉線の状況の、県の対応等を申し上げますと、被災当日、県は早急に確認を行いまして全面通行止めの規制を行い、復旧作業に向けて対策を進めていたところでは、被災規模としましては、崩落箇所は長さ 40 メートル、高さ 70 メートルと確認をしまして、倒木による電気、電話等の切断などがあったということで報告を得ております。その後、孤立した集落の情報収集、さらに当日午後には復旧作業に向け建設業、林業関係、九電、NTT などの関係者と協議を行い、各作業の準備を始めたということでございます。翌日、8 月 26 日から倒木処理と搬出、土砂除去の復旧作業に取りかかりまして、また孤立集落となった大川内地区へは今後の計画と交通規制などの住民説明会を行いまして、総力を挙げ復旧作業を行ったところでございます。その後、8 月 30 日には土砂の除去、それから 9 月 3 日には倒木処理搬出を、おおむね道路の片側車線を終えましたので、引き続き全面通行止め解除のための仮設防護柵設置工事に取りかかったところでございます。9 月 3 日夕方が

ら、それから9月4日早朝から時間帯通行できるように交通規制を行い、現在も仮設防護柵設置工事の完成に向け作業中でございます。今週中には仮設工事作業のめどが立つということ聞いておりますので、来週中には通行可能ではあるかというところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。台風15号につきましては、九州各地及び県内に大きな被害を引き起こしております。山江村におきましても、農林産物等に被害が発生をしております。

まず、農作物についてでございますけども、果樹ではナシが2アールほど、それから栗におきましては作付面積166ヘクタールほどございますけども、そのうちの約66.4ヘクタールほど、被害額にいたしまして2,800万円を超えるくらいでございました。それから、野菜につきましても、カボチャなど4品目で作付面積2.6ヘクタールほどございますけども、そのうちの被害面積が0.2ヘクタールほどで、推定被害価格にいたしまして135万円ほどでございました。このように、農作物全体の推定の被害総額につきましては、3,000万円弱ということでした。

それから、立木につきましてですけども、調査いたしましたところ、村内13カ所で杉の倒木被害がございまして、被害面積にいたしまして3.5ヘクタール、材積1,100立米、被害額にいたしまして320万円ほどでございました。

それから、農林道等につきましては、道路への倒木、それから落石等はございました。迅速な処理に努めまして、車両が通行できる状態に確保したところでございます。崩土とか法面崩落等の大きな被害は発生しておりませんでした。

それから、応急的に行いました対策といたしましては、まず県道がですね、山腹の崩壊によりまして通行不能となったというふうなことでございましたので、それにより一時的に一部の集落が孤立したということでしたので、まずその迂回路となる林道坂本山江線、それから屋形から水無へ抜ける林道屋形線及び作業道屋形線の、この2路線の調査をまず行いまして、道路への倒木の処理、それから路面の整地等をですね、早急に行いまして、孤立解消のための迂回路の確保を最優先したところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） それでは、健康福祉課として取りました対策ですけども、人的対策でございます。台風襲来当時は、まず孤立状態になりました地域の方

々の安否確認を行いました。そして、いろいろな困り事がないかの相談に乗ったところでございます。翌日は、地域の方々の健康状態の確認と近日中に医療機関への通院予定があり、また薬を手配しなければならない方がおられないかの聞き取りを行ったところでございます。その結果ですね、数名の方が薬を必要とされると、近々必要とされるという方がおられましたので、その日の夕方、早急に病院等にですね、薬の手配をいたしまして、翌27日に本人に手渡したところでございます。また、28日は金曜日ですけども、独居高齢者と血圧等の薬を服用されている方々の健康チェックを行ったところでございます。それから、31日月曜日は地域の方々に公民館に集まってもらいまして、全員の方々の健康のチェックと相談を行い、そして少しでもストレスのですね、解消になればと思い社会福祉協議会、それと食改の方と協力いたしまして、地域の方々と昼食会を開いたところでございます。

以上が健康福祉課として取りました対策であります。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） 建設サイド、それから産業振興課、それから健康福祉課のほうからいろいろとられた支援についてですね、今お答えをいただいたところであります。やっぱり住民の方はですね、孤立しますと非常に不安になる、これは誰でもそうですけども、やはりフェイストゥフェイスですね、こういうふうな支援がされたの非常によかったというふうに私は思っております。3,000万円ほどの損害額だということではありますが、最終的な被害額はまだつかめないのかもわかりませんが、この被害についてですね、どんな支援ができるか、最後にお尋ねをしたいと思いますが、特に被害が大きかった栗の生産農家ですね、2,800万円ほどの被害額ということではありますが、生産農家もやや高齢化をしておりますし、その生産意欲を低下させない、どう維持していくかということが大変重要なことだろうというふうに思います。台風は今まで来たんですが、ここ最近、台風にやられたことはなかったのですよね、案外悠長に考えられていたのかもわかりませんが、これについてはですね、歴史的な経過もあり、やまえ栗としての価値を取り戻す努力も今一生懸命されている最中でありますので、ここでしぼんでしまっけいけないわけでありまして。セーフティネットの一つとしてですね、農業共済制度がありますけども、加入されていない農家もあることだろうと思います。

そこでですね、救済対策として、栗生産農家を含めて再建するプロジェクトチームなどもですね、編成していく必要はないかなというふうに思います。その中で資金の融資制度とか、もちろん苗木、肥料等も手厚く保護する。減収に伴う助成案の検討、そういうふうないろいろ様々あると思うんですが、とにかく生産者のやっば

り不安を解消する手立てを今から考えなければならぬんじゃないかなというふう  
に思います。でない、高齢化に伴って栗生産をやめられる事態が起らないとも  
限りません。とりあえずできることがないかですね、お尋ねをしたいと思いま  
すが、先に、昭和46年にですね、村税の災害減免条例というのがあるわけです  
けども、これによりますと、その損失額の2割から、割合に応じて2割から8割の税額  
の軽減がなされておるわけですが、既に44年前の話でもありますので、もう実態  
にそぐわないんじゃないかなというふうに思います。この際ですね、状況も相当変  
化しておりますので、見直しをかけるなりして自然災害に備えた抜本的な被災支援  
要項などもつくる必要はないかなというふうに思います。そして、時にはですね、  
やっぱり生産者も全国的な栗菓子で有名な長野県の小布施町に行くとか、それから  
夢を広げてですね、世界のマロン都市のフランスまで出かけていくとか、そのよう  
な夢を持って生産に励むという方法もあるんじゃないかなというふうに思います。  
その辺、何か行政側としてですね、お考えがあればお聞かせいただきたいと思いま  
す。その辺についてお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。今回の台風15号によ  
る被害について、栗などですね、農作物等多大な被害を受けたわけでございます。  
その農林業経営者が台風などの被害の発生によりまして被害を受け、経済的な打撃  
を受けた場合には、いろいろな生産力の回復などですね、経営安定を図らねばな  
らず、先ほど申されましたとおり生産意欲の減少につながることも考えられるとい  
うふうに思っております。村といたしましても、被害を受けられた農業者に対して  
何らかの支援策を講じなければならないというようなことは考えているところでご  
ざいます。特に、被害が甚大でありました果樹、その中でも栗につきましては、ま  
ず単独事業で新植・改植にかかります苗木購入経費の80%以内の補助、それから  
優良品種に改植を行った場合の支援といたしまして、10アール当たり5万円の補  
助などが含まれております特産物振興事業を活用していただければというふうに思  
っております。

それから、農林家の方々それぞれの対策といたしましては、先ほど出ましたよう  
に補償をですね、補償の保険への加入をそれぞれの農家の方はご検討いただければ  
というふうに思っております。

今後、農業者等がですね、天災等により損害を受けた場合、資金の融資も必要に  
なるかと思っておりますので、そのような場合の利子補給の一部を支援できないか、それ  
から農作物が被害を受けたとき、災害見舞金ですね、このような給付制度なども考  
えられないか、他の市町村の事例等もですね、参考にしながら、今山江村でできる



最善の支援策を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） じゃあ、あとのほうの質問には私のほうで答えさせていただきます。もろもろの支援制度ということであります。ただ、現在ありますものにつきましては、今産業振興課長のほうがお答えさせていただいたということでもありますけれども、今の被害状況はですね、球磨郡でも栗については、人吉球磨で農業被害が2億2,000万円、栗が1億8,000万円と言われております。大体4割程度と見込んでいるようであります。村内におきましても2,800万円を超えるということでもあります。被害割合が40%程度ということを見込んでの試算がなされているということでもあります。ただ、今、栗の出荷が始まっております。果たしてそれぐらいの被害で収まるかどうか非常に不安もあります。相当栗の木が揺さぶられておりますから、その中に本当に栗が詰まっているのか、また良質な栗が出てくるのかどうか、出荷を待たないとその被害状況がですね、はっきりと把握できない状況であります。これ議員のおっしゃったとおりであります。ただ、その付近の状況を見まして、何らかの、特に生産意欲が衰退といふかなくされるというのは非常に対応するのは大事なことでありますから、その対策として必要ということであれば、12月の議会、その災害対策の総合的な対策を打たなくちゃいけないなということ今担当課と話しているところであります。

冒頭に、今150トン弱あるやまえ栗の総生産高を10年後には450トンまで伸ばしたいというようなことを挨拶の中で申し上げました。これにつきましては、もちろん今の栗生産農家の方々だけでは無理でありますから、その貸したい、借りたいというようなことも含めて、またそういうことができる生産法人あたりの進出といえますか、参入を促したいとも思っているところでありますし、加えて川辺川造成地を中心としたところで耕作放棄地も含めてまだまだ適地がありますので、そういうところに新植も考えていながら、まず栗の生産量をいかに増やしていくか。このままいきますと、150トンの栗がいずれ100トンを切り50トンになってしまうだろうということが目の前に予測されております。ブランドである山江の栗ですよということが言えない状況がもうすぐ目の前に来ている、また今回の台風災害によってさらに生産意欲を失くされるというような状況に、どうつくっていくか、どういうふうに政策として立て直していくかということを経営的に考えていきたいと思っているところであります。

それから、マロンの里フランスへという話もありまして、「桃・栗植えてハワイに行こう」とおっしゃって本当に行ったのは大山町でありました、大分県大山町でありました。栗の生産に対する意欲が高まったという事実もあるわけでありま

す。実は、ここまで挨拶のときは申し上げませんでしたけれども、やま栗のブランド化事業として山村活性化支援交付金の事業を導入するんだと、これは農水省の事業であります。それから、ふるさと名物応援宣言という、栗の名物宣言を行いながら、山江の、これは中小企業者が事業を興すときに優先的に、国のこれは経産省でありますけども、補助金を取り入れられる仕組みをつくっていきたいということも考えております。特に、山村活性化支援交付金事業は、向こう3年にわたって限度額1,000万円、丸々1,000万円の事業を国がやるわけありますから、その事業が取れそうでありますので、その事業の中で当然栗の生産もそうですけれども、加工の技術を上げたり、また販路を見つけたりすることをやっていきたいと。その中の一つにフランスのパリのほうにですね、輸出したいということもそのメニューの一つとして入っているところであります。そういう需要がですね、確かにある。フランスの人に、実はパリの人に食べてもらったら、和栗はフランスの栗よりおいしいという評価を得ております。これだったらパリでも売れますという、これは自治体国際化協会の日本人の事務的な事務職員が行っておりますから、そういうツテを当たりながらフランスのほうに輸出も考えていきたいと思っております。

つけ加えて申し上げるならば、もちろん国内でですね、和栗をいろんな切磋琢磨しながら有名にしていくということも必要でありますけれども、やはり外との、国外での評価を勝ち得るとということについては非常に情報の発信力が強まりますし、例えば相撲もフランスのパリ巡業をしました。実は、小布施が先ほど名前が出ましたけれども、小布施は葛飾北斎展をパリでやってから、その葛飾北斎を中心とした小布施のまちづくりが一層加速がついたということもありますし、そういうことも含めて、この山江の栗につきましては、山村活性化支援交付金とふるさと名物応援宣言の中で生産意欲を保ってもらうような施策を打っていききたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） 今お答えいただきましたが、国のほうもですね、恐らくこの災害に向けてですね、様々な補助メニューを打ってくると思います。ですから、そこをですね、アンテナを張り巡らせてその使い方をうまくやればですね、たぶん出てくるんじゃないかなというふうに思います。このような災害が続いた年ですから、たぶん新しいメニューが出てくると思いますので、その辺もよく見極められればいいかなというふうに思います。

災害に備えて様々なことが考えられるわけですが、まずはですね、しっかりした安全確保、そして先々のやっぱり生活不安をどのように解消していくかというのがカギだというふうに思います。今回の台風災害をですね、教訓にして、早急

に課題の解決に向けて取り組んでいただくことを期待をして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時5分といたします。

- - - - -

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、森田俊介議員より、旧山江農協栗選果場跡地の今後の取り組みの計画について、2、マイナンバー導入に伴う村の対応について、3、台風15号の被害状況についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。森田俊介君。

#### 森田俊介君の一般質問

3番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目ですが、旧山江農協栗選果場跡地の今後の取り組みについてですが、平成25年8月に話し合いがあり、平成25年の9月に定例議会の承認を得て、平成25年の11月27日に土地建物を1,000万円で購入し、JA農協と山江村の間で売買契約があったと聞いております。約2年余り過ぎましたが、いまだに利用価値がされていない状況だと思っておりますが、どういうお考えでしょうか、お聞きいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。旧山江農協栗選果場跡地の今後の計画についてということですが、平成25年9月の定例議会において、旧山江栗選果場を取得することについて議決をいただいております。土地1,140.08平米、建物1,170.45平米を購入しております。

購入に当たりましては、民間企業からの買い入れの申し込みがあったということもありましたが、県南フードバレー構想が上がっておりますので、村でこの構想に乗った食に関する施設、6次産業化、中核農家のための施設として利用した

いということで購入を決めております。取得後につきましては、各種農業団体で協議を重ね活用するという説明をしています。構想としましては、いくつか候補は上がったとは思いますが、まだその方向は決まっておりません。

今後につきましては、取得時に説明しておりますように、各種農業団体の意見を聞きながら、早い段階での生産の有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介君。

3番（森田俊介君） 私、提案でございますけれども、この地方創生を基盤としてですね、特定農村山村総合支援事業とか農林業活性化基盤事業整備計画などの支援をいただきながらですね、やまえ栗の自立的な立場から栗選果場の加工機とか導入をしてですね、やまえ栗のブランドを認定ブランドにさせていただいて、やまえ栗の生産販売に努めて、また一般的な米とか野菜の農産物を販売していくというような形をとっていただけたいというふうに考えております。

また、地域座談会のもとで言われました、村長が乾燥農産物の加工販売をしていくというようなことを言っておられましたので、その物産館やその他の協力を得て、活性促進に努めて学校給食、あるいは山江村農産物自給自足供給、安全安心の食材の提供に努め、農産物のふるさと納税の商品化を、活力ある農産物のPRに努めて販売促進に努めてはいかがでしょうか。また、その誘致企業を導入して第1次産業、第2次産業、第6次産業を計画し、民間会社での業務委託をしてはいかがでしょうか。今後の取り組みを十分にお考えくださいますようお願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お尋ねの旧山江栗選果場の件であります。私、確かに各地域での座談会、懇談会の中で非常に乾燥野菜等々の品物が出来上がってきた。当然、これは可能性がある商品だということであります。従いまして、それをどう販売していくかということであります。生産して流通に乗せていくかということについては、今の選果場を利用する手も当然ありますよということを申し上げております。そういうことも含めて、今議員のほうはやまえ栗を特化したというようなこともありました。ただ、地方創生の中でですね、今5年間の計画をつくっている途中であります。誰がどこでどのようにしてどれぐらいの資金を持ってどういう流通体制をつくっていくのかということが固まらないと、なかなか動きだせないというようなことでもあります。議員のおっしゃいました誘致企業も含めて、また企業をつくるということもですね、含めて今後地方創生の動きの中で考えていけたらと思っているところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介君。

3番（森田俊介君） 2点目なのですが、今新聞紙上でちまたになっておりますマイナンバー制度についてお聞きいたします。

マイナンバー制度は、社会保障税制の効率化、透明性を高めるとともに、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として実行される制度と聞いております。平成27年10月より個人への番号通知が開始され、平成28年1月より番号の利用が開始されると聞いております。企業では、従業員の行政手続きにマイナンバー制度が必要となるため、管理ルール策定の帳票の見直しなどを短期間で行わなくてはならないと聞いております。この制度がですね、山江村住民の方々に説明、理解が十分にされているのか、マイナンバーって何のために導入されるのか、自分のナンバーはいつわかるのか、ナンバーをいつからどのような場面で使用するのか、マイナンバーは自由に使っていいのか、マイナンバーのカードの切り替えなんかせにゃいかんとだろうかというようなことがあります。

世論調査で、制度の内容を知らない人が5割強おられると聞いております。年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の救済、確定申告など税の手続きなど説明が不安定にされております。各課におかれましては、臨時職員を含めすべての職員に対してどのような指導、理解をするのか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、マイナンバー制度の導入につきまして、現在村で行っております説明とか内容ですね、マイナンバー制度のですね、それについてご答弁申し上げたいと思います。

ただいま議員のほうからいろいろとお話ありましたように、マイナンバー制度「社会保障税番号制度」と申しますけれども、これにつきましては、国のほうで導入を進めてございます。導入の時期につきましては、平成28年1月から交付を開始するというので国が進めておりまして、これに伴いまして、今年の10月5日から個人へこの番号の通知がなされます。それと同時に、個人番号カードの申請書も送られてまいります。これに基づきまして、申請書に顔写真を添付して捺印か署名をして申請をいただくということになります。そうしますと、来年の1月から国のほうから直接個人へ、失礼いたしました。村のほうの窓口のほうへ送られてまいりますので、健康福祉課の戸籍係のほうでですね、この個人番号カードを受け取っていただくということになります。

この制度は、先ほど申されましたように、社会保障、税等のいろいろな手続きに使用するものでございまして、まず税関係におきましては、公平・公正な社会の実

現ということ。それに国民の利便性の向上、行政の効率化というふうな観点から導入されるものでございます。

使用する場面といたしましては、まず税務関係の手続きといたしまして、税務所に提出する確定申告届出書、法的調書、さらに県や市町村に提出します申告書、給与支払い報告書などがございます。社会保障関係の手続きといたしましては、年金の資格取得や給付、雇用保険の資格取得や確認給付、ハローワークの事務、医療保険の給付請求、福祉分野の給付、生活保護等がでございます。具体的に申しますと、現在行政などへの手続きで納税証明書とか所得証明書などの添付書類を提出していただく場合がございますけれども、この個人番号カードを提示いただければ本人確認ができますので、行政機関のほうで各機関へ番号を照会して、そちらのほうから資料をいただくということで、住民の方々が申請される場合の添付書類が不要となることによって住民の方々の負担が軽減されるというふうなことでございます。

この周知につきましては、今年の5月から6月にかけて行いました村政懇談会の中で説明を申し上げております。それから、広報やまえには3月、7月、8月、9月に4回特集を組みまして掲載をいたしております。それから、ケーブルテレビにおきましても国の広報ビデオを使用するというふうな許可を得まして、今年の6月23日から1日2回放送を行ってございました。現在は国勢調査が行われておりますので、そちらのほうのPRをやっておりますけれども、また再開したいというふうに考えております。また、最近におきましては回覧板等でも周知をいたしております。

それから、村のほうにおきましては、昨年の10月からですね、具体的には動き出してございまして、個人情報番号利用事務を特定いたしまして、各課でその事務を洗い出してデータベース化をいたしております。それからまた、改正や新たに条例が必要な場合もございまして、その準備を現在行っているところでございます。これにつきましては、来年の1月から交付される予定でございまして、それに合わせまして条例改正等を行うということにいたしております。役場のほうでも具体的にどんな事務にということがまだまだ担当職員等もですね、徹底していない部分がございますので、今後役場内におきましても説明会、またいろいろな問題等も出てくるのではないかと思いますので、そのあたりの庁内調整というのもまた進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介君。

3番（森田俊介君） 今、特にですね、福祉社会、高齢化の中で障がい者の方が大分おられると思います。認知症の方なんかはどういう手続きをしたらいいんでしょう

か。施設にいられる方も一緒なんですけれども。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 今申されましたようにですね、寝たきりの方とか施設入所長期の方、いろいろといらっしゃると思います。この付近につきましては、まだ具体的な対策というか方法のほうは今のところ検討をしている段階でございます。これは、本人が申請するということになっておるのが原則でございます。それで、マイナンバーの交付を受けられない、必要でないと申される方もいらっしゃるかと思います。一応、国からの通知が10月から来るわけでございますけれども、そのあたりについてはまた今後、国のほうの指針が具体的には示されておりませんので、またいろいろな問題については国のほうへあげて、これから対応することになろうかと思っております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） じゃあ、私からのほうも補足して説明を答弁させていただきます。

いよいよこのマイナンバーという制度が、いわゆる社会保障税番号制度ということでありまして、導入されながら動き出す。国民の中には、また村民もそうだと思いますけれども、いろんな不安の声も実は聞こえてきております。ただ、この国民番号制というのは私なりに調べましたところ、日本では意外と、日本はですね、後進国と言ってもいいんじゃないかならうかと思っております。今までアメリカはですね、社会保障番号といたり、イタリアでは税務番号といたり、スウェーデンやノルウェーでは個人識別番号といたりしております。こういう国民一人一人に番号を割り振って年金や税金を管理する方法は、もう何十年前からとられているということでありました。

じゃあ、どういうことに利用されるかということでありまして、日本はそれぞれ縦割り行政と言われておりまして、それを横並びにするというのがこの大きな目的の一つであります。例えば、年金や健康保険は厚生労働省が番号を打っている。パスポートについては外務省、税金については財務省ですね、運転免許証は国交省だと思いますけれども、住民票やその他雇用保険は厚労省、すべての番号があるわけですが、それぞれですね、保険の番号が。ただ、これを一元化しながら縦割り行政を一括してわかるようにしましょうというようなことでもあります。

じゃあ、どういうことに役立つかということでありまして、例えば学生が山江から就職して大阪に行ったり東京に行ったりする、引っ越しをするときには、当然暮らしが変わってしまいますからいろんな手続きがいるわけでありまして、そういう場合には住民票をはじめ国保の問題だったりいろんな書類をそれぞれ

とって渡さなくちゃいけないということでもありますけれども、そういう手続きが減りまして、さらに間違いなどもなくなってくるというようなことがあります。児童手当あたりにつきましても、現在支給しておりますけれども、所得証明とか健康保険証のコピーとかもろもろの書類が必要でありますけれども、役所が直接それらの情報は役場のほうでわかりますので、そういう手当、支給に当たる手続きが非常に簡素化になるというようなことでもありますし、そういう給付するとか二重で課税する、給付するということももうなくなってくるということでもあります。

先ほど、医療のことも言われましたけれども、現在、個人の申請で高額な医療費とか介護費は役場が受け付けて支払っているということでもあります。立て替えてもらっているということでもありますけれども、これもそういう立替えの必要がなくなる制度になっていくというようなことでもあります。先ほど言いました、災害時に出ております災害時における個人の特定につきましても、医療を必要としたり、支援を必要とするお年寄りや病人の方々に対しましても迅速に把握できるというようなこととなります。

ただ、そのデメリットといたしましては、不都合なことと言いましては、こういうことが言われております。初期費用がたくさん、膨大に要するということでもあります。ある新聞社によると、導入コストが、システム構築費が2,700億円で、維持費などが年に300億円程度が必要になる見通しというようなことでもあります。また、セキュリティの問題が言われております。本当に個人の情報が外に漏れはしないかというようなことでもありますし、またプライバシーの問題で、国はその情報を取り扱う人がですね、貯金の額や病歴などわかりはしないかというようなことも心配されている。それからなりすましと言いますか、このマイナンバーを使った新たな犯罪が発生はしやすいかというようなことがデメリットとして言われているということでもあります。

ただ、もちろん何かの事業を興しますと、メリットがある分そのデメリットといいますが、というものもあるわけでございます。ただ今回、もう導入が決まってそういういろんな手続きの簡素化を目的とした制度であるということであればですね、そのメリットを最大限に生かしながらしっかりとしたデメリット対策というかセキュリティ対策を打ちながら、住民の方々に、村民の方々に不安を与えないような施策を打っていく必要があるというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介君。

3番（森田俊介君） 今の一緒にですね、国勢調査もやっていらっしゃるんですよね。そのときにやっぱり役場関係の職員の方々も一緒に回って説明なんかもしては



できないだろうかとというふうにも考えております。マイナンバーの情報漏れですね、特定個人情報、それはセキュリティ対策はどのようにして、誰が責任を負うのかもお聞きしたいんですが、これはどういうふうに。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 基本的に、マイナンバーのカードにつきましては、個人情報というのは氏名とか生年月日、住所等があるわけございまして、それに番号が付いていると。いろいろな個人情報につきましては、その番号に基づきまして各税務署であるとか福祉事務所であるとか、そういうところに番号で照会するということになっております。そういったことで、分散して個人情報をですね、持つということになりますので、芋づる式に全部出ていくというのはですね、ないような制度として国のほうはシステムを構築しているようございまして。

それから、まず村のほうといたしましては、この番号カードのですね、使用につきましては、システムのほうで情報系と機関係、それと住基情報の3つがあります。これを理論的には切り離して運用しております。インターネットから入っていきまして、この個人情報のほうへ行けないようにすると。そういったことをしておりますけれども、物理的にインターネット環境が全然入って来れないようにすると、そういったことも必要というふうに考えておりますので、現在そういった対策をシステム会社とやっているところでございまして。

それから、インターネット上の拠点をですね、専用線で結びますと、よそから盗み見とか改ざんとかできません。そういったことで、不正アクセスを防ぐためのですね、VPNという装置を設置するというのを計画いたしておりまして、これは行政を狙ったサイバー攻撃に対する対応ということで今後進めてまいります。一応、個人情報のセキュリティにつきましては、うちのほうは副村長のほうがですね、最高責任者ということになっておりますけれども、現在おりませんので、一応総務課長のほうがですね、情報関係の責任者ということで設置いたしております。

以上でございます。

現在、国勢調査のほうのですね、調査をしております。これにつきまして一緒に説明をということでございましてけれども、説明のほうもですね、非常に内容が多岐にわたりますので、今後また各部署においてですね、福祉であるとか戸籍であるとか、そういったところでですね、窓口でも対応できないか、それから社協等もいろいろな家庭に出向いて行ってらっしゃいますので、そういう方々にですね、パンフレット・チラシ等を持っていただいて周知するとか、そういったことも必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介君。

3番（森田俊介君） いよいよ28年の1月よりですね、いろいろ今から導入されると思いますが、やっぱり何か中身がコロコロコロコロ変わったりするようなやり方も見えてきておるといふような思いです。導入されるにしても、各課です、職員の方々、いろいろ指導をしていただいて、窓際でも理解をいただいて指導していただければ大変うれしいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第3に、台風被害のことを申し出ておりましたけれども、前に中竹議員のほうでご質問をされておりますので、割愛させていただきます。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 次に、7番、秋丸光明君より、（株）やまえ、温泉「ほたる」についての通告が出ております。

秋丸光明君の質問を許します。秋丸光明君。

#### 秋丸光明君の一般質問

7番（秋丸光明君） 7番、秋丸光明、一般質問をさせていただきます。株式会社やまえ、温泉センターについて質問をいたします。

昨日、株式会社やまえの社員により説明がありましたが、村民の皆さんは興味を持っていると思われるので、簡単でいいので説明をお願いします。

6月議会から8月まで、天候不順で雨の日が続きました。温泉センターへの入浴の客入りはどうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社やまえ、温泉センターの経営状況ということでございます。平成27年度の経営状況を申し上げますと、4月、5月につきましては、大型連休の効果等によりまして客足が伸びまして、5月期は若干の黒字を出すことができました。しかし、6月から7月にかけては農繁期、それから長雨が続いた影響でございますか、客足が伸びずに苦戦をいたしておりまして、黒字を計上することができませんでした。8月につきましては、台風の停電などによりまして、2日間の臨時休館を余儀なくされたわけでございますけれども、おかげさまでお盆の季節、客足が伸びまして、黒字を計上することができました。

簡単でございますけど、以上のような状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君に申し上げます。ただいまの発言は通告外にわたっておりますから、今後注意してください。秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 6月議会で、ほたるの囲炉裏がなくなっているということで質

問しましたが、現在調査中とありましたので、ほたるに囲炉裏をどういう目的で取り付けたのか、その後どうしたのかをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 温泉ほたるの囲炉裏の件でございます。これにつきましては、6月の議会のほうでご質問いただきました。その後、調査をいたしました。温泉ほたるの囲炉裏につきましては、これはほたる亭のほうに設置していただきました。温泉施設の増客を図るという目的で、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、繰り越し事業として翌年度に実施いたしております。この事業は、温泉ほたる及び物産館を総合的な改築計画のもとに、数年をかけて整備する計画でございました。温泉におきましては、食堂に個室やテーブル席を増やして食事をしていただくようなスペースをつくり、またほたる亭においてはコンクリートむき出しの壁を珪藻土等の壁に改築したり、物産館においては、その当時コンビニでのですね、販売を、栗まんじゅうの販売を計画いたしておりました商社のほうから現地を見られたわけですけれども、衛生管理の徹底のためにですね、天井を張ったりしております、そういった工事費1,360万円程度で工事を行っております。衛生対策といたしましては、物産館の加工場の天井を張りました。それから、栗まんじゅう用の器具の収納庫として倉庫も建設いたしております。それから、これはコンビニ等で売る場合には必ず必要になってきますけども、金属探知機ですね、これもなかったことからこのような導入とか、冷凍ショーケースの購入も行っております。

この囲炉裏につきましては、山江村のですね、地域資源をいかして郷土料理を開発して、山江温泉の名物料理とすることで増客を図ろうということで実施したものでございます。山江村で採れます山菜であるとか、ヤマメ、イノシシ、シカなどのですね、食材を囲炉裏を活用して提供することで、その部屋を特別室として位置づけて、趣向を凝らしたメニューを提供することで客単価を上げようということでございました。

取り外しました経緯等につきましては、そのころのですね、当時の職員もいませんので、工事関係書類で確認をいたしました。平成22年の3月22日から31日までの工期ということで、村と契約をして実施してあるようでございます。また、取り外した囲炉裏につきましては、あとでですね、また必要なときには活用できるようにということで、取り外し式というふうなことで当時は考えておったということを知っておりまして、現在は村内のですね、取り外した工務店で保管をいただいているようでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 知らない人もおられると思いますので、補助金規制法というのを説明をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 補助金の規制についてですね、これは、ここは一応交付金を受けて、補助金を受けてつくっておりますので、国のですね、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのが適用されます。このことだろうと思いますけれども、補助金等ですね、執行に係る適正化に関する法律、これは補助金の交付の申請、決定等に関する、また予算の執行に関する基本的事項を規定する法律でございます、補助金等の交付の不正な申請とか補助金等の不正な使用を防止するというふうな目的でございます。予算の執行並びに補助金等の交付の決定を適正化を図ることを目的としております。そういった法律がございます。

以上であります。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 補助金、交付金を使用した施設を取り壊すには財産処分申請を国・県に提出し、許可を受ける必要があるのではないですか。許可を受けての取り壊しがあったのですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 同法ですね、22条に財産の処分制限というのがございます。申されましたように、この補助事業でつくったものはですね、関係省庁の長の許可を得ないと処分ができないということになっております。この内容といたしましては、その補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、また担保に供してはならないというふうなことになっております。今回の場合はですね、取り外して、取り壊した部分じゃなくて、取り外して保管をしてございますので、また元に戻したりですね、補助金の交付目的に沿ってですね、使用すればですね、取り壊したわけではございませんので、そのあたりの許可をとってないようでございますので、一時的に取り外したということで、一応理解をしているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） すみません、取り外しですね、わかりました。公共の品物を取り外してから、その施設内から持ち出して、ある業者の方が預かっているということはどうかと思います。できれば役場の施設とかなんかに保管をすると。やっぱり個人でそれを預かるということは、個人の方も大変だったと思います。その点をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 今議員申されましたようにですね、施設内、敷地にやっぱり置くべきだろうと思っております。その当時がですね、どういった理由で村内の業者さんにお預かりをしていただいたかというのはちょっと私どものほうも調査しておりませんのでよくわかりませんが、やはりもう1回所定の場所にですね、設置することがやはり適当であると。施設内に保管することが適当であるというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 取り外し工事は何年に行われたんですか。誰の指示で取り外されたのか、お答えをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 取り外しの時期につきましては、先ほどちょっとご説明いたしました平成22年のですね、3月22日から31日までの工期で工事をさせていただきます。その誰の指示でというのはですね、私どものほうもちょっと当時のことを知る者がいませんで、少しお答えに適当なお答えはできないところでございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 取り外す工事を行ったということは、金額が発生しておるわけですね。ところが、業者が取り外して自分のところに持っていくということは考えられません。これは、最高責任者が取り外せということで、あとのものはどうしますかということで、持って行ってくれんのかということじゃなかったかと推測しますが、その点はどうですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） この取り外し工事につきましては、村と工務店さんの契約上でなされておりますので、やっぱりその契約をしたときの代表者、村側の代表者になろうかとは思っております。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） これがですね、さっき補助金規制法の説明をお願いしますと聞いたのはですね、工事のあってからですね、大体補助金規制法というのは期間は5年という説明はなかったですけど、5年と私は認識しております。5年の間に取り外したということは、補助金規制法に引っかかるんじゃないかというふうに思われます。その点をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 補助金の適正化法につきましては、その構造物とか品

物によって年数が変わってございます。これにつきましては、建物及び建物附属設備ということで、今申されましたように5年間が適用されるんじゃないかなというふうには思っております。取り外しはしたものの処分までは至っておりませんので、その物品等はあるわけでございますので、適正に使用してないということはございますけども、取り壊し処分まではいたしておりませんので、違反ということになるということのですね、判断はちょっと具体的なお答弁といえますか、はできないような感じでございますけども、品物はあるということですので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 取り外す費用、また今度取り付ける費用を今度上がってきておりますが、これは山江村が全額上げるわけですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 株式会社の財産につきましては、固定物につきましては、山江村のほうで昨年買い取っております。施設につきましては、すべて村のほうで所有しておりますので、この取付工事ですね、これにつきましても今回補正予算で計上しておりますように、村のほうの予算でお願いしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 私の考えとはですね、取り外したりつけたりするこの費用は、大体は取り外せという方が払うべきじゃないかというふうにも思います。取り外した囲炉裏は現在どこにどうなっているんですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 先ほど申し上げましたように、村内のですね、工事をお願いした工務店さんのほうに保管いただいているようでございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） まだ預かってもらっているちゅうかですね、はい、わかりました。これは、村のほうでもよく考えてもらって、取り付けた、取り外した、この点については、村が被害を被るべきじゃないと思いますので、一つその点をよろしくお願いいたします。

続きまして、提案でございますが、駐車場の件ですが、施設に入りますと左側ですね、網目模様の駐車施設があります。この間、私どもはそこにボランティアで行って掃除する機会がありました。ところが、あの間に草がいっぱい植わってます。それを草と木の葉ですね、それを掃くのに非常に難儀したということであります。できればですね、あの駐車場の網目のところは舗装にしてもらえればというふうに思います。

それとですね、株式会社やまえで働いている職員の何人かは村外の職員がおられますが、できれば村内の方を雇用してもらえればと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を13時といたします。

-----  
休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、横谷巡議員より、1、自然災害から村民の暮らしを守るための緊急対策について、2、村の財政の現状と今後の見通しについて、3、総合公園建設計画についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

#### 横谷 巡君の一般質問

2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2番議員、横谷から一般質問を行います。

全国各地で突然に、それも想像を超える自然災害が発生し、多くの方々が被災に遭われています。改めて自然災害の恐ろしさと備えの必要性を強く感じているところでもあります。本村におきましても、台風15号により栗などの農林産物、住民生活の根幹である道路に甚大な被害をもたらしました。被災を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、行政当局をはじめ、関係機関の皆様には迅速なる情報収集や復旧対応で住民不安等の解消に努力していただき、感謝とお礼を申し上げます。

自然災害から村民の暮らしを守るための緊急対策についてであります。

1点目の県道坂本人吉線、白岳地区の復旧状況と今後の見通しにつきましては、先ほど執行部から丁寧なる詳細の説明をいただきましたので、割愛させていただきます。

次に、今回のように特に山間部、高齢者世帯が多い地域での道路寸断、停電、電話不通は身動きが取れない、灯りが無い、電話が通じない、テレビが見られない、

食料品の保管・保存用の冷凍庫・冷蔵庫が使えない、携帯電話の充電ができない、今の生活、暮らしには電気の確保は欠かすことができないことを目の当たりにいたしました。そこで、停電による孤立からの不安を解消するための緊急対策として、特に山間部、この避難所である公民館等に自家用発電機を備えておいたら住民の不安解消も大分できるのではなかろうかなと思いますので、お尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。孤立したときの緊急対策として、公民館等へ発電機を備えたらということですが、今回の台風接近で開設した避難所は3カ所でした。村の防災計画では1次避難所3カ所、2次避難所9カ所指定をしておりますが、場所の決定に当たりましては安全が確保される施設、安心して避難生活できる2次避難所9カ所のうち3施設、山間地を避けた施設を選定しております。この3施設には自家用発電機はありませんが、万江コミュニティセンターには太陽光発電が設置してあり、蓄電池も整備してあります。今回は指定をしておりますが、山江村体育館にも太陽光発電が設置してあり、蓄電池も整備してありますので、電気は使える状況になっております。また、各消防分団には発電機を1台ずつ配備しておりますので、非常時においては8台が利用可能となっております。

自家用発電機の配備につきましては、今年度から地域ごとの防災マップをつくるようにしておりますが、今回の台風災害、今までの災害を教訓に地域の避難場所、地域の防災を検討してもらい、その防災行動計画により、その施設に必要なのかどうかを考えてもらいたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） 今回、特にですね、村長もいち早く災害現場に駆けつけていただきまして、その白岳から上は高齢者ばかりですよ。ですから、今の時代ですから2、3日するとどうにかライフラインとか応急的なことはできますけれども、その2、3日の間真っ暗、特に奥地は冬場の楽しみの猟とか何とかで獲った肉を保管してあったと、これがだめになったということもありますし、緊急用として消防団の詰所にもあるというけれども、それを持っていけばいいんですけども、途中で道路が寸断された場合はできませんので、山間部の特定地域だけでも準備しておく、いざとした場合はそこに避難所として集まりますから、有効かなというふうに思います。どうぞ、今後検討方をお願いしたいと思います。

それから、今回孤立に伴い、相当迂回路確保の模索に担当部局等は奔走、苦労されたのではないかと思います。いつ起きるかわからない災害、村長のほうで防災マップを計画しているということを言われましたので、できればですね、いざ孤立し



たとき、道路寸断されたときの迂回路等をちゃんと図示していたならば、これこっち行ける、こっち行かれる、例えば今回の場合は林道の坂本に抜ける道と屋形から水無に抜ける林道、作業道があったですけども、日ごろなかなか通らないし間に合わなかった、整備してなかったということから、現状の把握と、いざ災害が起きたときの対応にもなりますので、このマップ作成についてどう思われるでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。迂回路マップの作成ということですが、本年度から県の防災・減災ソフト事業に乗せて、予定では4地区ずつ、4年をかけて地域版の防災マップをつくっていくことにしております。地域防災計画、避難計画を策定する上で、避難所の災害の状況によってどのルートを通り避難するか、実際に避難ルートを通りながら決めていくということになるかと思えます。安全を確認しながら避難する、この避難ルートが迂回路に位置づけられるものだと思います。地域版防災マップの作成に当たりまして、策定されている県版タイムライン、球磨川水害タイムラインの検討会、今までの災害、さらには今回の台風災害などを教訓にしながら、地域と一緒に作ることによって、事前行動計画の中に位置づけしてもらいたいと考えております。また、このマップに基づき避難誘導案内板の設置も計画しておりますので、案内板を設置することにより、普段から避難路を確認できるようになり防災意識にもつながるのではないかと考えております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） 備えあれば憂いなしという言葉もありますように、前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

次に、財政の現状と今後の見通しについてであります。財政は村政運営の要諦であり、持続的可能な財政運営が求められます。実質収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、経常収支比率などの財政指標によって財政の健全化判断比率が決まりますが、本村においても社会情勢の多様化に伴い、財政需要の上昇が懸念されると思います。現在の財政の現状について伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。平成26年度の財政状況ですが、まず財政力指数は0.13で前年度より若干高くなっております。財政力指数は財産規模の強さ、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい調達できるか、3年間の平均値であります。過去5年間の指数を見ても0.127から0.137でありますので、大きな変動はしておりません。地方税等の自主財源が少なく脆弱な財政力と考えられます。

次に、経常収支比率ですが、平成26年度は89.7%で、前年度より5.6%増加しております。経常収支比率は人件費、扶助費、公債費などの経常的に支出する経費に地方税や地方交付税、地方譲与税など一般財源がどの程度充当されているかを表すものですが、数値が平成23年度から徐々に高くなってきており、財政の硬直化が進んできているということが言えます。この厳しい財政状況は今後とも続くと思われまので、経常的経費の節約に努め、財政の健全化を図っていきたいと考えております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率につきまして、一般会計、特別会計とも赤字を発生しておらず、健全な財政運営が図られていると考えられます。将来負担比率につきましては、平成26年度0%、前年度から5.9%減少しております。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来に負担を残す状況ではありません。

最後に、一般会計、特別会計、一部事務組合を興した公債費の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率についてですが、平成26年度は7.9%で前年度より0.4%減少しております。主な原因は、農業集落排水事業の起債償還額が平成21年度をピークに減少していることによるものです。しかしながら、施設の老朽化の更新に伴う新たな起債が出てくることとなりますので、農業集落排水事業では最適整備構想の策定を進めており、各施設においても公共施設等総合管理計画を策定し、改修時期等を総合的に管理調整を行いながら健全な財政運営、起債の管理に努めていきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） まさしく私は、今総務課長が説明したようなことで厳しい財源の中で運営していくということで結構だと思います。本村は自主財源も少ないし、本当にやりくり、交付税等に頼っていますから、今後とも健全な財政運営、財源の確保に努めて村政運営に努めていただければというふうに思います。

次に、地方創生をはじめとする補助金や一般財源として扱われている地方交付税の今後の見込みについてであります。国の成長戦略、地方創生は、景気回復を全国隅々を目標に、それぞれ自治体で人口減少に対するビジョン対策を基軸に総合戦略を計画し、ソフト・ハード面について地方裁量の創生事業にはしっかりと財政支援、交付金とか補助金とかをつけて応援していくというふうに石破大臣等も言ったかのように私は記憶しておりますが、どうも今トーンダウンしているような感じがします。

そこで、実際のその方向性、実情についてわかっていればお話いただければとい

うふうに思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 地方創生に関するご質問でございます。ただいま申されましたように、当初地方創生については強力に支援するというような内容でございました。

これに基づきまして、山江村におきましては人口ビジョンの策定と総合戦略の策定を今進めておるところでございます。人口ビジョンにつきましては素案まで策定いたしまして、策定委員会のほうでご承認をいただいております。現在、総合戦略の骨子を策定いたしまして、素案をつくるという段階に来ております。地方創生に関する事業につきましては、この総合戦略に盛り込まないと交付金が受けられないというふうな仕組みになっておりまして、その事業につきましては、ほとんどがソフト事業が対象となるものでございます。ハード事業を実施する場合には、ハード事業は総事業費の50%以内ということで、ソフト事業との組み合わせによるものでございます。

一方、財源であります国の新型交付金、これにつきましては8月にまち・ひと・しごと創生本部から方針は示されておりますが、具体的なメニュー等ははまだ示されておられません。また、予算額は大枠で1,000億円強ということで報じられております。しかしながら、平成28年につきましては、半分は地方負担を求めるということで、事業する人も50%程度の支援にしかならないということで、また財源は既存の補助事業、交付金等をですね、見直して捻出するというところでございまして、総合戦略に盛り込みましてもその財源が明確でないということから、どこの自治体も財源の根拠については明確になっていないというふうなことを聞いておりまして、この財源については少し不安もあるところではございます。

実際の状況は、以上のようなことでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） 国の成長戦略によってですね、本当に地方が疲弊していますから、この地方創生にかかる思いというものは本当に地方の自治体にとっては期待していた事業なんですよ。ソフト面が中心でハード面が少し少ないと言われると、どうしても地方はハード面を重視した政策でないと住民生活に直接届きませんので、そういった点を考えると、今後私たちも含め、やっぱり国に向かってですね、地方創生、都市部上から見た目線ではなくて本当に地方の実態にあったような創生事業、地域が元気になるような創生事業になるように、今後とも期待していきたいというふうにも思います。どうぞ今後とも担当部局、そういったことを踏まえて取り組んでいただければと思います。

次に、地方交付税のことです。平成27年度の当初予算28億5,000万円のうち交付税が15億6,000万円、歳入の55%を占めております。依存しています。人口減少、社会保障費の増大などにより地方交付税の減少は避けて通れない、避けて通れない問題だと思っております。今後、この地方交付税、非常に国の経済動向とも関連するんですけど、今後の地方交付税の動向、わかる範囲で結構です。教えていただければと、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。地方交付税の今後の見込みということですけど、平成26年度は15億2,529万1,000円で、前年度に比べ4,394万7,000円が減少しております。平成27年度は15億6,278万4,000円で、前年度に比べ3,349万3,000円の増となっております。全国的に見ますと、都道府県、市町村分、合わせて前年度比0.8%の減、熊本県の市町村においても0.8%の減となっております。

本年度、本村の交付額は、増加してる要因は交付税算定項目に新しく人口減少特別対策事業が追加されましたが、この項目によるものと、まち・ひと・しごと創生事業に対応した地域の元気創造事業での増加ということが考えられます。地方交付税は地方固有の財源とされておりますが、国においては慢性的な赤字が続いており、2020年度までにプライマリーバランスを黒字化するとして歳出の削減を図る考えであり、当然普通交付税等も削減の対象になっております。

本年8月に公表されました平成28年総務省所管予算概算要求の概要では、平成28年度の普通交付税要求額は1兆6,266億円で、27年度に比べまして3,282億円の減、2%の減としており、今後も普通交付税は減少していくものと思われまます。自主財源に乏しい本村にとっては、厳しい状況が続くものと予想されまます。健全な財政運営を行うためにも、事業や補助金等の見直しを行い、併せて事務の効率化を図り産業の振興、企業誘致等による税収の増加により、自主財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それでは、お尋ねの地方創生に関わる動きと交付税の動きにつきまして、総務課長、また担当課長答えたところでありますけれども、この件については当然行政的な動きのみならず政治的な関連の動きが相当入ってきますので、その付近も含めて報告も含めた私の考えを申し述べさせていただきたいと思ひますし、結論的には議員も政治的な動きされるということでもありますので、当然全国の環境税をどうつくるかというような動きについては全員で手を挙げて頑張っているところであります。同じような動きをしていただきたいという希望も含めてご説明

を申し上げます。

先般、9月の1日だったと思いますが、自由民主党の国会議員の方々全員、それから熊本県議会議員の先生の方々、いわゆるチーム熊本とおっしゃっているグループの方々と市町村長と議長の意見交換がありました。したがって、私と議長、その会議に、説明会に出席したところでありました。ただ、その地方創生の具体的なお金の動きが見えないというのが現在のところでありまして、もちろんソフト事業等々はですね、配分により各自治体に来ているということではありますが、本当にその物語を組み立てながら、その事業を完成しながら雇用を増やし流通に乗せ、また業務を拡大していくためには、今のままでは大丈夫かと、実はその質問を私、4、5名の方が質問されました。私もその質問の中の一人として質問をしました。おっしゃるとおりの、今言うようなことを質問してきたわけでありまして。いわゆるソフト事業がこりいろんな計画がなされ動き始めたなら、その行き着く先はハード事業があり、そのハードの部分の予算が見えないということは暖簾に腕押しじゃないか、まさに暖簾に腕押し的な地方創生の今のあり方ではないかというような発言をしてきたわけでありまして、その発言につきましては非常に反響もありまして、これは農水ですね、副大臣をされていた坂本哲志議員が、「まさにおっしゃるとおりで、その地方創生の予算が各関係省庁にまたがるいろんなハード事業との関連性を持ちながらの展開を支援する形でない」と、山江の村長が言ったとおりになってしまって絵に描いた餅になりますよ」というようなことをおっしゃいました。私、強い農業づくり交付金のことを具体的に申し上げました。例えば、先ほど森田議員が紹介したいいろんな施設を造ろうとするときに、強い農業あたりのお金がないと、単独の予算では当然設備もできませんし、民間がやるとしても相当の資金的な投入が必要ということでありまして、従いまして、しっかりその付近のところまで国・県には地方創生コンシェルジュまで置いてあるところでありまして、その付近のしっかりとした導きをしてほしい、指導をしてほしいということを発言を申し上げてきたところでありまして、このことについては非常に見えないという部分も含めて、相当政務的な活動がですね、行政的な活動の中で予算を取りに行くわけではなく、政治的な活動が必要だということが歴然と私には思いとしてあります。したがって、ぜひそのような同じような行動をしながら、しっかりその物語が書かれたときにはですね、地方創生と一緒にこの地域の振興のためにお金をとってくる活動をお願いしたいというふうに考えます。

それと、地方交付税のことですが、いわゆる国からの仕送金と言われる地方交付税、もちろん今国の債務が1兆円を超えたということもあり、プライマリーバランスをとる、2020年にとるというような発言を総務課長がしました。相当な予算

削減をしないと、このプライマリーバランスが均衡とすることはできないということであり、そうなるとうなるかということ、じゃあ地方交付税の16兆4、5、000億円についてはですね、これは国の様々な税金の寄せ集めであり、ご案内のとおりです。その寄せ集めの中からの地方交付税の措置ではありますが、これもお願いしたいのは、私が声高く叫んでいるのは、地方交付税についてはですね、地方固有の財源だと、地方固有の財源として法律をつくってくれと。しっかり15兆5、000億円は確保すべきじゃないかというような声を挙げているところでありまして、同じようなことで今後とも動いていきたいと思っておるところであります。地方交付税、このまま黙っておくとそのまま減っていくというふうなことは国の予算編成から致し方ないところであり、同時に、国が掛け声をかけております地方が創生しなくては、この国はないんだということ自体が崩れてしまうというようなこととなりますので、そういうことを思いながら、もろもろの活動をしているところであり、議員の皆さま方にもどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） やっぱし国もですね、やっぱ私も地方の自治体が、またそこに住む人々のために交付税等の交付というものも目的があるわけですから、本当にこのまま人口が減っていくと、それに基づいて交付税を減らしていくならば、地方の人口はどんどんと高齢化が進んでますから本当に減ってくるんですよ。だからそのところを本当にもう少し地方は声を挙げてしていかないと大変な状況になってくるということだと思います。そういったことで交付税も減ってくるし、ことわざに「入りを量りて出ざるを制す」という言葉がありますように、創意工夫の事業と効率的な財政運営が本当に必要になってくるかなというふうに思っております。

次に、今村長が言われましたように、本当に厳しい状況の中で、本村の財政は地方交付税と外部財源に依存した財政基盤であります。税収、自主財源はわずかあります。人口が減り、交付税や税金が減っていく中、効率的な財政運営が求められますが、この基本的な自主財源確保のための施策について、村長、どのように考えていらっしゃるか、所見を伺いたい。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほど総務課長が申し上げましたとおり、財政力指数は0.13であります。従いまして、国県の財源に頼らざるを得ない状況であるというのは、これは延々と続いてきましたし、今後ともこの数字が変わることはないということであり、従いまして、地方交付税の増減というのは直接大きくですね、この山江村の財政運営、経営に影響を及ぼすということであり、今年は10億

6,000万円ぐらいであります。私が前回村長をしていたときの三位一体改革での地方交付税は13億円台だったと記憶をしております。13億円台です。去年、一昨年は16億円来てました。2億、3億円減っております。ただ、その中でもですね、その中でも最終的にはその財政的なものに影響を及ぼさずに学校をつくったり、水道をつくったり、ケーブルテレビを引いたりしました。学校は十数億円、水道が7億円、ケーブルも7億円ぐらいありました。という中において、なぜ基金も減らさずに、もちろん起債は借りましたけれども、今はまさに平常に戻っているというような状況であります。これはいかにですね、国・県の支援と言いますか、協力と言いますか、国庫補助金、県補助金をとってきた証しであります。従いまして、地方交付税については今の交付税についての金額を堅持をしてもらうというのと同時に、財政力指数の本村においては、いかに国・県からお金を持ってきていろんな活性化の事業を起こしていくかということが肝要であろうかと思えます。その財源がなかったら何も事業は起こせないところでありますので、その付近を中心としながら今後の財政運営に、この村の経営にまた積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） 今、考えを述べていただきましたが、是非ですね、やっぱり財源確保の施策に取り組んでいただきたいと私は思っています。我が国の10年後の2025年、65歳以上の高齢者は30.3%、15歳から64歳の現役世代は58.7%、現役世代1.9人で高齢者1人を支えるときがやってきます。介護費用は今の2.34倍の19.8兆円、医療費用は1.54倍の5.4兆円、本村においても同様に費用は増えてまいります。ちなみに、身近な村の介護保険料の基準額は今年1,000円ほど上がりまして、月額5,900円となりました。これが月額1万円程度になると見通しが出ています。

財務省は、国の借金が6月末時点で1,057兆2,235億円になり、過去最大になったと発表しました。高齢化に伴い膨らんでいる社会保障費の財源不足を借金で賄い続けているためにであります。赤ちゃんからお年寄りまで、国民一人当たり833万円の借金を抱えていることとなります。2人家庭では1,660万円、4人家庭では3,330万円、すごい金額であります。国の財政はいろいろな政策の仕掛けにもかかわらず借金返済のめどが立たず逆に増えていくばかりであり、このような状況の中、今後地方交付税や税収の減少は避けて通れませんので、やっぱり自主財源の確保には努めていただく必要があると思えます。

今朝の新聞に、日本の国債がまた一ランク下がったと、中国より下ということになっていました。これは膨大な日本の赤字財政的な負担を抱えているかというふう

な記事が載っております。

次に、総合公園の建設計画についてであります。村長は、村政懇談会など各種の場で郡市民が憩える総合公園がないので、隣接の県、南九州三県も視野に入れた総合公園をつくり、地域活性化を図りたいと明言されております。

そこで、この総合公園、何のための総合公園なのか、建設目的について所見をお聞かせください。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ちょっとお言葉を返すようですけども、先ほどの自主財源の確保のためと申されました。自主財源が0.13%ですね、財政力。要するに2億円ぐらいです、税収は。それが自主財源になるわけですよ。これが増えたらどうなるかと、この2億円を税収とか諸収入を増やししながら自主財源を増やしなさいということでもありますけれども、これは実は面白いからくりがありまして、これが増えれば基準財政需要額と、要するに山江村を運営するのに今18億円ぐらい要るわけですけど、自主財源が増えれば交付税は減るという仕組みになっております。ということは、自主財源が増えたからこの村が安全に経営できるかという理屈は成り立ちませんので、ただ非常につらいのは地方交付税が減らされたら、非常にこの村の財政には厳しくなるということが正解であろうかと思っております。

総合公園のことでもありますけれども、議員申されたとおり、活性化のための地方創生を含めた活性化のための総合公園をつくりながら、いわゆる人が集まる公園をつくりたいということでもあります。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） 私が言った自主財源の確保というのはですね、やはり農林業等を中心とした第1次産業の振興自立、あるいは先ほど熊日新聞に載っておりますように、山江村の昼の人口は熊本県で一番多いと、錦、人吉に働く人が多いんだということは、要するにこれが特徴なんですよ、兼業農家が多いですから、農林業をしっかりとって所得を上げる、あるいは宅地等の造成を図って人口を増やして税金を増やす、そういったもろもろのことによってある程度の人口ビジョンを含めた確保をしていかないと、将来の山江村の人口3,000人という地方創生のビジョンにはとても追いつかないという意味からの話です。

今、総合公園のことを端的に言われましたけれども、これはありふれた言葉ですけど、少子高齢化というものが進んでいる中で、国も村も財政は厳しい状況にあります。国は、民間会社で言ったらならば破綻に近い状態にあると言っても過言ではありません。これから村民の皆様にもご負担をかけることが、私は非常に多くなっていく時代になってくるのではないかと。こういうことを大前提に考えていくべき



ものと思います。確かに、公園があればいい施設、こういうものがほしい、あればいいなと感じることがあると思います。でも、本当に今山江村に総合公園が必要な  
のか、公園よりも必要なものはありはしないかと。熊本県での山江村の位置づけ、  
人吉球磨での山江村の位置づけ、将来を見据えた位置づけなど、もう少しビジョン  
を含めたことを大局的に考察していくことが私は大切ではないかというふうに思っ  
ています。

そこで、公園をつくるということですから、予定場所はどこにお考えでしょう  
か。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 今回、総合戦略のアンケートをとらせていただきました。回答  
数は424の中で、子どもが遊べる公園の整備を求める声が311件ございました。  
総合計画をつくりました。これが第5次総合計画の中で前期と後期であります。  
前期は私のときに、後期は横谷村長のときにつくられたかと思います。それ  
で、中で公園の項目を見てみますと、公園や村民の憩いの広場などの整備をしてく  
れというのが全体の9位でありました。19%です。今回新しく、昨年つくられた  
分を除いてみますと、公園や村民憩いの広場などの整備が6位になっております。  
1位、2位はですね、当然今の課題そのままであります。農林業の振興、これも私  
はこれからの農林業をどう振興していくかということについては、高齢化していく  
中で法人化の政策が必要だろうということを言っておりますし、1番目が企業誘致  
ですね、雇用対策、農林業の振興等々があります。そして、高齢者・障がい者等の  
福祉施設や医療費の福祉対策の整備。これが上位3つに挙げられておりますけれど  
も、その中の、若者の定住とかありますが、6位に挙がっているということであり  
ます。公園を望む人の声が多い、これは考えようではやはり、先ほど昼間人口が多  
いじゃなくて昼間人口が少なくて72%の昼間人口になってしまうわけですね。こ  
の現状は、公営住宅をまた分譲地を山江村は200戸を超えるものを持っていると  
いうようなことに言ってほかならない。いわゆるベッドタウン化しているこの村だ  
というようなことであります。そういう若い人たちからの意見が多いんだらうとい  
うことを考えますが、私ずっと地域をまわって話を聞いておりますと、子どもをお  
持ちの方は人吉球磨で遊べる公園がないんだと、なかなかないんだと、「じゃあど  
こに行くとな」、「ほら八代の坂本の何とか公園に行くとかばい」という声があちこち  
から聞かれます。私も行ったことがある、孫も連れていった。先般、救急フェア2  
015というのがありました。消防車のはしご車体験等々の子どもが喜ぶイベン  
ト、それからゴレンジャーショーじゃないんですが、そういうショーも実はあった  
わけでありまして、同時に幼児少年クラブの絵画コンテストもあったわけでありま

す。これについては、山江保育園が特賞を2人ともとったというようなこともあって、そういうこともあったんでしょうけども、要するに子ども連れの親御さん、じいちゃん方たくさん来られるわけですね。何か子どもが集まると本当に人を呼ぶなというのを改めて感じます。つつじ祭りにおいても、そういうキャラクターショーをすることでたくさんの人を呼ぶというようなこともありますし、そういう公園が人吉球磨になかなかないという声であります。従いまして、逆にそういう公園をつくれれば山江村は人吉球磨の中でもフルーティロード、それから球磨村に抜ける農免道路等々もあります。サービスエリアもありますので、非常に立地条件がいい、地理的条件に恵まれているということを勘案しながら、たくさん人が集まる公園をつくれるんじゃないだろうかということ、つくりたいという声が多いということでつくりたいと申しております。これも地方創生の戦略の中の一環として考えておるところであります。

つけ加えて、どこにということではありますが、全くどこにどういう施設をどの規模でつくるんだということは考えておりません。それはご案内のとおり、議員も役場のころに山江中学校をつくることをよく思い出していただきたいと思いますが、役場のほうはすべて設計書等書くんじゃないでいろいろな方の意見を聞きました。子どもの意見を聞いてクーラーを付けるというのがあったのでクーラー付けました。学校の先生方からは運動場が見えるところに職員室をつくってほしいということであの場所になりました。いわゆる、いろいろな村民の方々の意見を聞きながら、どういう形の公園がこの山江村に適しているのか。いわゆるワークショップというやり方、また委員会を通じたワークショップというやり方で、この公園については動いていきたいと思っております。役場がつくるということであれば、基本的なガイドラインはですね、ガイドラインの指針はつくりたいと思っておりますが、あとは村民の方々と交えたそういう委員会若しくは公聴会といいますか、必要とあれば各地域に座談会も必要でありますし、そういうことを積み重ねていきたいと思っておりますし、この事業についてもやっぱり村民の方々の公園という意識がないといけないということでもあります。

これ、松本議員もちよくちよく言われますが、地方自治は民主主義の学校であると言われます。これ、イギリスのジェームス・ブライスという方が言った言葉であります。地方自治は民主主義の学校であるということです。どういうことかという、国は間接民主主義でありますけれども、私も議員の皆さま方も村民の方々と直接選ばれております。従いまして、村民の方々と地表に近い形にあります。いわゆる村民の方々が主役ではないと、この事業はうまくいかないというふうに思っておりますし、私、ワークショップ村長と昔言われておりましたが、同じような

やり方を積み重ねていきたいと存じております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） あまりにも広すぎる、郡市民のために、隣接の県まで含んで呼ぶと、果たしてそれを山江村がすべきなのか。企業誘致して業者がつくるのか、村単独でやるのか。例えば丸岡公園、非常に眺望がよくてツツジの時期、桜の時期にはお客さんも、しかしあとはなかなかお客さんは来ない。下の多目的グラウンドもなかなか利用されていない。ここらあたりをもう少し充実整備して、子育て支援とか、あるいは自然に触れた公園、遊具を備えてしたならば、私は丸岡公園でも十分ではないかと思えますし、例えば西川内のメタセコイアの保存をしてここにつくってます。ほとんど人が来ない。あまり今の時期にこういう状況の中で大きな公園をつくってもしものとき、先を見たときに、大きなビジョンといったのはそこを心配しているんで、つくるときはある程度の補助金と、30年の起債と一部財源でできますけれども、あとの維持管理、やっぱり経済効果等を考えると、本当に今の山江村の実力、力からしてつくるべきかなと。私は今、人吉球磨市町村連携のもとに定住自律圏構想等も始まっていますから、人吉球磨で本当に郡市民が憩える場所がないならばつくるべきだと思います。人吉市の村山公園、あるいは石野公園、錦の道の駅、水上のほいほい広場、またあさぎり等もあります。しかし、本当に皆さん大変です。それよりか、集落単位で子育てが多いところに子どもの遊具を備えた、またお年寄りが筋肉運動もできるような公園を何箇所かつくったならば非常に効果があるのじゃなかるうかと。今の財政の厳しいときに、あまりにも大きい公園をつくったときに、あとのことを心配しての質問であります。

茨城県つくば市の総合運動公園の賛否を問う住民投票が行われました。この住民投票の結果についての村長の所見を伺います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） その公園のつくり方、規模うんぬんは今からやりますと申しております。ですから、まだスタートしておりませんのでどこにどのような規模、例えば丸岡公園とおっしゃいましたが、丸岡公園も候補の一つであろうかと思えます。そういうことを含めて、今から始まるということでありまして。少なくとも役場としてはガイドラインだけはつくって、この方向で動いていくと。予算の規模、5,000万円のできるのか、2,000万円のできるのか、5億のできるのかわかりません。どこにつくるのかわかりません。どういう形が人を呼べるのかということを中心にしながら、そのあり方を考えていきたいと申しております。

先ほど言いました茨城県のその公園ということでありました。つくば市がつくろうとしている公園のことだろうと思えます。これは、東京オリンピックに伴う国立

競技場の問題もうんぬんしております。住民投票が起こるということ自体がどうなのかなということでもありますけれども、私、先ほどから申し上げておりますとおり、住民の方々を中心として一つの事業を起こしたいと思っております。従いまして、住民の人たちが中心となつてつくる公園に住民の人たちが住民運動を起こすとは考えておりません。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡君。

2番（横谷 巡君） 少し見解が違いますけれども、非常にこの公園については村政懇談会、国への要望も出されてますし、実際に動いていると思います。このつくば市の運動公園、新聞等で大きく取り上げられております。ここに記事がありますけれど、このことは用地取得代金などの関連議案を市議会で1票差で可決してしました。しかし、住民が総合公園は要らないということで住民投票に持ち込んで、約8割の方が反対だったということなんです。少子高齢化時代に、村民の負担が重いとき、高額な税金が投入される公園計画には費用対効果という観点からも逼迫財政を招く要因になりかねないと思います。いまだき活性化策として大きな総合公園をつくったとしても経済効果は期待できず、村民も期待、納得なされないんじゃないかと思ひます。当座のことばかり気をとられた発想では後世に残る施設も生まれなないことも、これは事実であります。しかし、山江村にとっての総合公園の建設はどうでしょうか。将来に借金を残し、維持管理等に費用を要し、少子高齢化時代に大きな負担となります。村民の皆様様の暮らしの充実というものも大切だと思いますが、国は、成長戦略の最後の一本の矢として、人口減少に対する危機感を背景に、地方創生という政策を打ち出しました。しかし、農山村が抱えている少子高齢化、過疎化、人口減少、産業の衰退の現実を見ると、少し遅すぎた感がいたしております。今年には戦後70年の節目であります。人に例えれば、日本全体が70歳という高齢者であります。地域が元気になる土壌の栄養素はなくなり、苗を植えても育つのが厳しい現状になっております。立て直しを図るための地域が元気な力を付ける施策と、そこに暮らす住民の幸せづくりに密着した社会保障費の財源を確かなものにするためにも、住民が必要としない公共事業はやめ、持続的可能な財政の運営に努めていただくことが肝要であることを申し上げ、一般質問を終わります。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を2時5分といたします。

-----  
休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

その前に、企画調整課長から。企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 私のほうから、先ほどの答弁の中、午前中の秋丸光明議員の答弁の中で、山江温泉ほたるの囲炉裏の取り外し工事にかかりまして、取り外し工事の時期について答弁いたしました。その中で、平成22年3月22日から31日までというふうに答弁しておりましたけれども、正確には工事の期間につきましては、平成23年3月22日から31日まででございました。お詫び申し上げます、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 次に、松本佳久議員より、1、山江村エネルギー政策について、2、民主主義教育についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を認めます。松本佳久君。

#### 松本佳久君の一般質問

10番（松本佳久君） 10番、松本佳久です。村長の施政方針について一般質問を行います。

質問の前に、去る8月25日に襲来した台風15号による災害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。また、9月1日には山江村とも海山交流宣言を交わしている対馬市のイカ釣り漁船が突風により転覆し、残念ながら5名の方が亡くなっております。そのことに対しましても、心よりお悔やみを申し上げたいと思います。また、先には台風18号が関東地方、東北地方を襲い、堤防決壊等による浸水など大きな被害が出ております。このことに対しましても、お見舞いを申し上げたいと思います。

今回の一般質問では、村長の施政方針について、特に山江村のエネルギー政策と教育政策についてと通告をしております。

そこでまず、エネルギー政策についての一般質問を行います。

今、世界的に地球温暖化防止や環境破壊防止、二酸化炭素削減等々のために、石油・石炭等の化石燃料エネルギーから再生可能エネルギーへの変更が待ったなしの状況となっております。山江村でも新エネルギービジョンの策定など、再生可能エネルギー政策を進められておられると思いますが、今後、山江村としてどのような政策を展開されますか。山江村の現状と今後の山江村に望ましい再生可能エネルギー

ーとしてはどのような考えを持っておられるか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、エネルギー政策についてのご質問でございます。

平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、原子力発電所の安全性や信頼性が揺らぎ、原子力発電への依存を少なくし、地域分散型エネルギー等の多様なエネルギー利用によるエネルギーの安定供給と確保が課題になっております。

このことから、山江村におきましては、山江村総合エネルギー計画を策定してございます。現在は、それに基づき行っているところでございます。計画では、山江村の豊かな自然が育む自然エネルギーの活用と省エネの推進を図り、地球温暖化対策に資することで環境にやさしいむらづくりの実現を目指すとしております。太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーを最大限活用し、一方ではエネルギーの節約をするという施策を講じるというものでございます。

具体的には、太陽光発電につきましては、これまで住宅用、事業用の発電施設の整備促進、山江村所有施設への太陽光発電施設の導入と村内へのメガソーラーの立地推進などを掲げてございます。また、省エネ対策として関連施設や街灯のLED化、電気自動車の導入などを全体的に計画してございます。これまで実施した施策につきましては、まず太陽光発電システムの導入の促進を図るということから、山江村住宅用太陽光発電システム設置補助交付金制度を制定いたしております。上限5万円の支援をしております。これまで平成25年度に15件、26年度3件、合計の18件で、90万円の助成をいたしております。また、村の施設では平成25年度と26年度に、まず山江村体育館に平成25年度、26年度には万江コミュニティセンターへ熊本県の補助を受けまして、エネルギー導入促進事業によりまして10キロワットの太陽光発電システムを設置したところでございます。

一方、省エネ対策といたしまして、庁舎照明や村内の街灯のLED化などを進めております。それから、役場の公用車につきましては、ハイブリッド車を8台導入いたしております。また、燃料の節約などに努めております。また、温泉施設等におきましても、空調施設のピークをカットする制御システムも導入いたしまして、節電等に取り組んでおります。

これまで進めてきましたのが、以上のような内容になっております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 太陽光発電装置やLED化、あるいは公用車の導入など、総合的に答弁いただきありがたいこととあります。太陽光のことについては、後ほど

また質問させていただきますが、まずは小水力発電について質問をしたいと思いません。

球磨郡内では水上村、五木村、そして球磨村が小水力発電に積極的なようであります。山江村も小水力発電研究会等に入っておられたと思いますけれども、今後来たるべき小水力発電の時代に備えておられることは評価したいと思っております。

そこで、山江村としてはどのように小水力発電に取り組まれるのか、あるいは取り組まれないのかということをお聞きしたいと思います。

関連して、山江村には万江川上流域の水利権を新日本窒素肥料株式会社に譲り渡している問題というのがあります。この件につきましても、この水利権の返還問題についてどのように考えているのか。そして、それを例えば小水力発電等にどのようにいかすかという観点から質問をしたいと思えます。この新日本窒素肥料株式会社、現在はチッソ株式会社となっているようであります。また、親会社がJNC株式会社となっているようです。この山江村と、以後はチッソと省略して呼ばせていただきますが、このチッソの関わりについては、先輩方の話を聞いたり役場の文献を少し調査したりして、少しだけわかってきたところではありますけれども、私の調査には限界もあり、また発言に間違いもあるかもしれませんので、もしあればご指摘いただきたいと思います。

山江村は、昭和28年ごろ、万江大川内地区の約1,100ヘクタールの水利権を当時の日本窒素肥料株式会社に譲り渡しています。これは、山江村の総面積1万2,000ヘクタールのおよそ10%を占める広大な面積です。もちろん、チッソも山江村に対して当時財政的な貢献をされております。例えば六沢より先には道路がなかったということですが、その道路開設に対するお金をチッソから出してもらっております。また、大川内地区には早くから電気や水道を引いてもらっております。昭和28年に水利権を譲り受けたチッソは、直ちに取水工事に取りかかり、大川内地区から八代市坂本町のほうへトンネルを掘削し、五木村からの取水と合わせて球磨川べりの九州自動車道の八代に向かって最後の球磨川橋梁の少し上流に水力発電所を建設しています。当時の大川内地区は、道路づくりや導水路づくり、水を通すトンネル掘りのために大変なにぎわいを見せ、一番多くの今は無人となっておりますが今村地区には今でいう居酒屋のような社交場もあったとか聞いているところであります。

その後、30年後の昭和58年、万江小学校前の山江村自然休養村管理センターにて万江川の水利権更新に関する地元説明会が開催され、このときは多くの住民の方々が参加されました。そのときの説明では、当時のチッソは獲得した水利権面積の3分の1を利用していたそうですが、残りの3分の2からその半分、3分の1も

利用させてほしい、それを了解してくれたら、残りの3分の1については権利を放棄すると、そのような内容であったと記憶しております。すなわち、最初に契約した分から言えば3分の2を利用させてほしいというような内容であったと思います。今は故人となられましたが、万江下の段の平瀬涼さんが、「その昭和58年の計画では万江川の榎谷の水も取水するようになっている。ここは冬場の湯水期にも水がとうとうと流れるよい谷だ、計画には反対しよう」と力説されたのをよく覚えています。当時の山江村議会も、もちろん山江村役場も共に力を合わせてチッソといろいろと交渉をされたようですが、最終的には白岳地区より下流に暮らしておられる約180所帯及び万江地区の水田約20ヘクタールに対して合計2,000万円の補償金が報奨金が名目はわかりませんが、それを受け取り、チッソは第2期工事を開始したと聞いております。万江地区の先輩方は、対象地区の全所帯を組合員とする万江川水利組合を設立され、各地区から役員を選出、初代組合長、万江井出の口の故竹本邦重氏を中心に運営されてきたところです。竹本氏亡きあとは、屋形の西茂氏が組合長を引き受けて運営に携わってこられました。この水利権は、昭和28年から30年、すなわち60年後の昭和88年、これは2年前の2013年だと思いますが、このときが最終期限、あるいは更新期限だと思っていまして、どういうわけか平成11年から12年、西暦2000年ごろに水利権の延長手続きがとられ、現在は平成39年、西暦2027年が水利権の期限となっているようです。期限まであと12年ありますが、相手のチッソ株式会社は明治39年創業でとても有名な大きな会社です。国内に23社、海外に8社の関連会社も持っておられます。特に、この発電事業は同社創業時の事業部であり、今でも13カ所に水力発電所を所有しておられます。でありますから、返還を申し入れしても簡単に水利権を返してくれるとは思いません。しかし、万江川が山江村の大切な財産であり、農林業や生活全般、上下水道や商工観光まで村民生活に非常に密着した大事な資源であることを考えると、水利権の返還を今ここで決断して、今後10年計画で返還を求めるとというのが将来の山江村にとって極めて大切なことだと思います。地方創生、地域創生にも絡んでくる山江村の大きな課題の一つです。村長の考えはいかがでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） まず、小水力発電につきましてお答えいたします。

この小水力発電につきましては、過去に適地の調査を行っております。先ほど申されましたような研究会にも加入しておったようでございます。調査しましたところが、農業用の用水路、小さな水路でございまして、水利権とか湯水期の対応とか、その発電機の設置など非常に詳細に見ているようでございますけど、適地が見



いただせていないというのが現状のようでございます。また、大手の企業がですね、万江川での発電も計画を検討したようでございますけれども、発電所を設置するような広場、という適地等がなかったということを知っております。本村のエネルギー計画の中では、中小水力発電も計画するというふうに、検討するということになっておりますので、今後も調査検討は必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。水利権の返還を求める考えはないかということではありますが、平成14年12月の定例議会の一般質問で、松本議員から同じ質問をされております。村長は、その質問に対し、「昭和23年県知事の許可移行、歴代の村長、議会でも返還に向け苦労されてきている、条件が整うかどうか分からないが、返還の要求をしていきたい」というふうに答弁しております。

この方針ですけれども、村の考え方は現在も水利権の返還要求の意志は変わっておりません。また、万江地域の水利権に対する考え方も変わっていないものと思っております。今までの経緯を見て見ましても、昭和51年の取水工事再開時は、議会に特別委員会を設置されており、本村は保安林内の工事について、不同意としております。昭和57年9月にチッソから増強工事計画がっておりますが、議会では特別委員会を設置し、8回にわたり協議がなされております。また、このときは万江地域行政区ごとの座談会を行い、地域の意見、意思を確認しており、工事に当たっては総意のもとにチッソと確認書で山の口谷取水工事のみの実施と残余の計画とその水利権を放棄してもらうということを双方で確認しております。

この水利権の許可期限ですけれども、議員が言われましたように、平成39年3月31日までとなっております。11年後には水利権の更新問題が出てくることとなります。それまでにはこの水利権について、村、議会、地域住民でしっかり準備しておかなければならないと思っております。河川法第36条では、国土交通大臣は水利の使用に関し、関係市町村長の意見を聞かなければならないとなっておりますので、今までの経緯により村の考え方、地域の意見を伝えていきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 執行部がそのような考えであるならば、恐らく議会も何らかの努力をしなければならぬと思っております。11年後であるとはいえ、早めに準備して取り組むべきではないかと考えております。地域の方々にその水利権変換

に反対される方はおられません。そして、これは建設課長の所管ではありますけれども、水道にしましても万江川の水が約1,000所帯ぐらいに行っております。そのようなことから、これは山江村にとっても極めて大事なことだと思いますので、共に力を合わせて研究していければなというふうに考えております。

次に、こういうのを持ってきました。ちょっと読みますが、これは下の段公民館にあったのを区長さんの許可を得て借りてきたものです。これは、平成13年にですね、先ほど言われた万江川水利組合が発足してからいろいろ運営されてこられた後、このままではいかんから何か形になるものを残して山江村に寄附しようということで山江村に寄附されたことが書いてあります。村長室にも同じ額が掲げてあると思います。万江川水利組合は、左の物件を寄附いたします。1、物件の表示、山江村山田戌字宇那川登尾の山林72万9,050平方メートル、72町9反であります。2、名称、21世紀水源の森。3、管理、山江村万江川を潤す水源涵養林として永久に譲渡、伐採等を行わない条例等を制定して、自然林として管理されるよう希望します。平成13年4月16日、万江川水利組合、組合長理事、西茂ほか理事各位、幹事総代連名の上、当時の山江村長、今は亡き久保田昇様へ寄附しております。これはですね、昭和58年にその2,000万円の報奨金、補償金、ちょっと私はよくわかりませんを受け取ったのを基金としてずっと運営してこられました。その運営の中では、例えば城内小や屋形小もだったでしょうか、万江小のホタルの育成に少しか補助金を出したりとか、あるいは地域の神社が改修工事をするときにも補助金を出したりして運営してこられたわけですが、この平成12、3年ごろになりますと、預金利子もぐんと下がり、これは運営そのものがおぼつかなくなってきたなと役員会でも話され、そのころやはり水に対する補償金でいただいたんだから、これはやはり山に投資して、そして万江川にいつでも水が流れるようにしようという当時の役員さん方の知恵があったのだと思います。そしてこの山は、今ここにもいらっしゃいますが、横谷巡議員ほかの方々の山を譲っていただき、自然林として今ももちろんそこにあります。そしてここにですね、条例等を制定してこの山はもう切らないんだと、市房杉や屋久杉のように千年も万年もとは言いませんが、ずっと残してくれという要望があると思っております。当時の組合員は179名だったと記憶しておりますが、その方々の尊い寄附でもあります。

この、まず21世紀水源の森を不伐の森として末永く森林を育てる条例をつくってほしいというこの要望されていることに関して、もう既に10年以上が立っておりますが、条例を制定される考えはありませんか。このことについて答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。先ほど議員申されましたとおり、平成13年4月に万江川水利組合から寄附されました山林72.9ヘクタールほどございますが、「21世紀水源の森」と称されております広葉樹林でございます。

この同組合におきましては、先ほど申されたとおり、条例を制定して自然林として管理することを希望されております。また、この山林につきましては、雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節するための森林として、立木の伐採や土地の形質の変更等規制されます保安林の指定も受けております。

そのようなことから、村としましては、この村有林のうち将来にわたり保護存続させる自然林及び人工林の区域を定めまして、この山林を保護林として位置づけまして、保護林設置条例などを制定できないか検討したいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 保護林設置条例の制定など検討するというところでございます。もちろん、議員提案による条例制定もありますが、なかなかスタッフ等はもう執行部のほうがたくさんおられますので、知恵もたくさんありますので、ぜひそのような保護林設置条例、名前はともかくそのようなものをつくって、立派な森林をつくっていただきたいと思っております。水は山から、森から生まれてくると思っております。ぜひ条例をつくって、千年も万年も自然林がいていとそびえるような立派な山をつくってほしいと念願しております。

太陽光発電について質問いたします。先ほど、北田企画調整課長答弁のとおり、山江村でも個人の太陽光発電を奨励する意味で上限5万円と定めて補助金を出しておられます。実績については報告のとおりですが、本年度の一般会計当初予算にもたぶん50万円計上してあったと思います。恐らく5万円×10戸を想定されているんですが、ぜひこのような補助金も有効に活用して、再生可能エネルギーの獲得に向けていただきたいと思います。そしてまた、答弁もありましたように、公的な場所ではいち早く山江中学校に太陽光発電装置を設置されております。その後山江体育館と万江コミュニティセンターに、太陽光発電設備や蓄電設備を設置してあるところであります。この太陽光発電設備については、九電への売電ができないということを最近聞きましたが、今日はその答弁はいいです。これはまた別の機会にお聞きしますが、とにかくそのように太陽光発電設備に一生懸命力を入れておられることは評価したいと思います。さらに、村内でもメガソーラー事業に取り組んでおられる方もおられます。

そこで、今後中学校体育館、万江コミュニティセンター、そのほかの公的な施

設、申しましたようにそれ以外の公的な施設にも積極的に太陽光発電装置などを設置する考えはないか、質問をいたします。実は、先ほど横谷議員の質問の中で、公民館への自家発電機設置の提案もありました。それらとあわせて、今計画中のデジタル防災無線設備、あるいはその他の公的な施設へですね、積極的な太陽光発電装置、蓄電装置の設置などは考えておられないか、答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 公的施設へのソーラーシステム、太陽光発電システムですね、の設置ということでございます。本村のエネルギー計画の中にも山江村有施設に導入するということが計画でございます。平成32年度までに4件の設置ということで、具体的に件数まで示してございます。

この中で、小中学校、公民館ということでございます。先般の台風被害でやはり発電システムの必要性も浮き彫りになってきております。この設置につきましては、建物の構造であるとか耐荷性といいますか、耐えられるか、建物の老朽度の具合もでございます。補強しなければならないような場合もございまして、このエネルギー計画に基づきまして、今後施設を特定いたしまして、その中で調査をしてみたいというふうに考えております。ほかにいろいろな水道の施設なんかもございまして。こういったところにもできないか、課のほうでは検討も具体的に話し合いをしているところでございます。

また、現在行っております住宅用の太陽光発電システムの支援につきましても、先ほど申されましたように10件分、今年も予算を確保しております。ぜひ村民の方々も活用していただきたいと思っております。

それから、企業が行うメガソーラーの計画のほうも現在打診がございまして、それにつきましても具体的に企業と協議に入っております。そういったものも含めまして、今後も再生可能エネルギーの促進に向けて政策を展開してみたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 何事にも財源が必要かとは思いますが、計画を定めて進めていただきたいと念願しております。

ところで、さっきデジタル防災無線計画のことについても触れましたが、実は台風15号災害のときに、防災無線が1日か1日半か動かなかったかとも聞いております。その辺の事情と、新しい、来年か再来年に計画されるであろう防災無線施設についての自家発電装置、あるいは太陽光発電装置等についてはどのようなお考えかお聞きしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。防災無線のデジタル化につきましては、今年度今回の予算で計上しておりますが、その予算が通りましてから計画していきたいというふうに考えております。その中で、そういったことをですね、検討していきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 山江村のエネルギー政策に関する質問の最後に、原子力発電に対する村長の考えについて答弁を求めたいと思います。

8月には九州電力川内原子力発電所1号機が再稼働したところです。日本における原子力発電の歴史については、昭和29年に原子力関連予算が国会に初めて提出され、昭和35年には茨城県東海村において日本初の商業用原子炉建設がスタートしました。それから全国各地に約50基の原子力発電所が建設され、日本の主要なエネルギー源となったところです。しかし、絶対安全と言われた原子力発電所でしたが、ご案内のとおり2011年3月、東日本大震災の地震津波災害により福島第1原発が事故を起こし、多くの方々が被災されました。福島原発事故については、今熊日新聞の連載記事「全電源喪失の記憶」に詳しく書いてあります。それを読みますと、現場ではまさに命がけの復旧工事を懸命にされていた経過がよくわかります。そして、それは今も廃炉作業として継続中であります。考えてみれば、1979年3月28日にアメリカのペンシルバニア州スリーマイル島原発事故がありました。また、その次には1986年4月26日に、旧ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発事故など、その付近からですね、私たちも日本の原発についてもいつかは原発事故はあるのじゃないかなというような前兆、予兆はあったはずなんです。安全神話をうのみにして絶対大丈夫と、ほとんどの人が思い込んでいたのではないのでしょうか。私もそのように考えていました。大丈夫と思っていました。しかし、今は違います。直ちに原発廃止とは言いませんが、大切なことは将来は原発に頼らない日本国を建設するという私たちの決意です。中央の各政党でも15年ごとか20年ごとか40年ごとか、廃止の時期にはいろいろ違いはありますが、どの政党も将来は原発廃止をうたっているようであります。山江村長、内山慶治氏は、原子力発電についてどのように考えておられますか。答弁を求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。結論から言いますと、おっしゃるとおり将来に向かってはこの原発は廃止に方向に向かわなければいけないだろうというふうに考えております。経緯についてはおっしゃったとおりであります。福島原発1号機が津波によって事故を起こしたと。まさに原発の安全神話が壊れた。日本だけ

は大丈夫だろうというようなことであつたわけですけど、安全神話壊れてしまつた。ただ、女川も同じような津波の被害が来たということでありましたけれども、女川は何とか保っていたというようなことでもあります。ある意味ではですね、私自身津波は天災でありますけれども、この原発事故は人災の一つでもなからうかというようなことも常々考えているところでありまして、そういうことを鑑みると、将来はこの原発は代替エネルギーに代わっていかねばいけないということも考えております。ただ、肝要なのは、その原発で使い古されました核燃料をですね、どう処理するかということが見込みがつかないとこの問題は解決できないわけでありまして、その付近を含めての取り組みにならうかと思ひます。

じゃあ、将来に向けてはということでもありますけれども、現在はどういうことでもあります。実は、先般と言ひますか、最近九州電力の人吉の所長よく来られまして意見交換するわけですが、もろもろの資料を持って来られます。夏にはですね、今年の夏の電気の需給見通しというものを持って来られました。原子力の再稼働がない場合と言ひますか、ないということを目前提にしながら需給が非常に厳しいんだ、電気を止めざるを得ない事態がくるかもしれないということでございました。では、原発がですね、どれぐらいの位置を占めているかと言ひると、九電のほうでマックスが、これは1,693万キロワットがマックス、もう最大限だそうでもあります。発電がですね、それだけの需要がですね。それに対して、供給が1,532万、需要がマックスで1,693万に対して供給が1,532万。火力発電が一番多くて1,151万キロ、要するに3分の2は火力発電で賄っている。ただ、その火力発電の内訳を見ますと、もちろん九電が持っている火力発電所もあるわけですけども、電源開発が持っている火力発電所から買ひ取っているというような状況もあります。あと、水力は110万だそうです。融通として、中国電力、中部電力から買ひ取っているのが50万キロぐらいある。非常に苦慮しながら電気を拾ひ集めている。水力につきましても、九電が持っているものが83万で、あとは県のほうから買ひ取っているというような状況であります。

では、そういう状況で何とかということでもあります、じゃあ原子力どのぐらいあるんですかとお聞きしますと450万キロワットがあるというようなことでもあります。今回、1号機が再稼働をいたしました。9月10日だったと思ひます。営業運転を開始をして、これで需給のバランスと共に電気料もですね、九電が今赤字経営でありますから、電気料も落ち着きますねという質問をしましたら、2号機がこれは90万キロワットぐらいあるそうですけれども、これが動かないと何とか経営がトントンいかないということでもあります。いわゆる経営が成り立たないということになるとどうなるかと言ひると、電気料が値上げになるというようなことになるわ

けでありますから、当然何度か値上げもあっておりますけれども、そういうことを広く鑑みますと、じゃあ電気を使わないのを、電気を我慢するのか原発をやめるのかというような極端な選択をしますと、現実論として電気を使わないというような生活はないわけであります。今回の災害におけるお見舞いに行きました折にもですね、まず電気を何とかしてほしいというようなことであります。共同生活もしてほしいということ、電気がない生活は大変でしょうということで公民館のほうに一緒に集まって生活されませんかというようなことも言いましたけれども、やっぱり電気がなくても我が家が良いということではあります、まず電気を復活する声が多かったということであります。

そういう電気と、要するに私たちの暮らしはもう切り離せられないところにあるわけであります。したがって、そういうことを鑑みながらもろもろ考えますと、将来は代替エネルギーをしっかりと見つけながら、この原発の安全神話が壊れてる現在ではなくすべきだろうと。伴って、その処理施設をしっかりと設けるべきだろうということをおもっております。

山江村におきましても、先ほど企画調整課長が申し上げました。別途ですね、小水力発電、中水力発電の調査をしております。なかなか適地がないということも申し上げましたが、もう一方ではあとバイオガスですね、バイオマスは無機質ですが、バイオガスの設置についての調査も行ってもらっております。いずれにしましても、山江村におきましてもですね、その代替エネルギーはしっかりと今後ともその可能性を探っていくべき政策だろうと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 実は、私も太陽光発電装置を屋根に上げております。電気も詳しくないもんですから、発電した電気を九電が買う、売電するのはどこに行くのかなと、1回人吉の変電所に行って帰ってくるのかなとか何とかいろいろ素人考えをしておりましたら、いや、そうじゃないんだと。まず、そこで使うと。残ったら売電するけれども、その近くに行くんだと。これは西議員が専門家ですけど、一応九電から来るのを100ボルトにしてあれば、太陽光発電がつくった電気は103ボルトとか105ボルトとか少し上げておくんだそうです。そうすると、それがその辺にいったって向こうから来るのが抑えられるというようなことだったと思います。もちろん、今村長言われましたように、原発が動かなければ電気料が上がると。あんまり直結してるんでしょうけど、そうではなくて地域にエネルギーがあれば地域に電気エネルギーがあればよそから来るのは少なくてもいいわけですから、そのような努力、もちろん村としてもされていますから、それは評価しますけれども、そのように考えております。そして、最初に言われたように、この原子力発電所の一番

の問題は、やはり使用済み核燃料の貯蔵庫がないということです。わかりやすく、私も聞いた話ですけど、トイレのないマンションであると。使用済み核燃料をどこにも持っていくところがない。使用済みを処理する施設もまだ動いていない、この付近が一番問題だと思っております。

先般、村長は町村長研修でインドネシアに行かれて神々の島インドネシアを研修され、それを今後の人吉球磨の日本遺産や山江村の観光資源等に行かされるというとても良い研修をされてきたと思いますが、ぜひですね、この次はフィンランドのオンカロという核燃料貯蔵庫等にも研修に行かれてですね、どのようにしたらいいかを考えていただければと考えております。

山江村は、実は原子力に大変ゆかりの深い村でもあります。たぶん村長が教育委員会時代だったと思いますが、深水経孝様の原爆絵巻「崎陽のあらし展」をされました。ものすごい反響があって、大変多くの方が歴史民俗資料館に来られたと記憶しておりますけれども、そのような経緯もありまして、私個人としてはもうできるだけ早い機会に原子力発電から撤退するような日本ができないかなとは考えております。

エネルギー政策についてのエネルギー関連の質問を終わり、次に通告している民主主義教育について執行部の答弁を求めます。少しだけ資料を用意してきましたが、議員各位と傍聴席の方々、村長と教育長にしかありませんが、先ほど来言われておりますように省エネでございますので、あとは我慢していただきたいと思えます。

公職選挙法が改正され、参政権は18歳以上、選挙権は18歳以上に与えるとなりました。施行日は、来年平成28年6月19日ということで、7月の参議院選挙から実施されることになっているようです。日本の選挙制度、もう1945年に20歳以上の男女に選挙権が与えられたそうではありますが、それから70年ぶりの改正のようであります。私自身の反省としても、20歳になりましたから選挙権がありますよと言われても、当時は最初はピンときませんでした。でも、そのうちにですね、この選挙権、あるいは参政権が非常に大切なものであるということは、わかるようになってきたわけです。この選挙はやはり民主主義の基本と言ってもよいと考えるようになりました。もちろん代議員制ではなく対象者全員による直接民主主義もあることはありますが、やはり現実的には正当に選出された村長や議員によって住民を代表して政治を行うというのが一般的のようであります。

お配りの資料は、これはもう平成14年ですから12年前の山田小学校と万江小学校が山江村議会を傍聴に来たときの感想文です。子どもたちの声とともに、担任は山田小が村本恭子先生、万江小は大倉幸代先生のものであります。このとき、



万江小の6年生だった立道和高君は今は山江村職員であります。それぞれの人がそれぞれの小学生がですね、非常に素直なとてもいい感想を持ってきてると思います。そしてまた、これまでも執行部におかれましては、中学生議会等を開催していただき、議会も一部協力してきたところです。学校現場では、毎日の授業や各種行事に大変多忙なことは理解しております。しかし、将来いずれ参加することになる選挙や政治について、小さいころから理解を深めることはとても大事なことです。そこで、これから今後小学生議会、あるいは中学生議会、あるいはさらに踏み込んで高校生議会等の開催が重要ではないかと考えますが、山江村、あるいは山江村教育委員会としては、この子どもたちの子ども議会、あるいは議会の見学、議会の傍聴等に対してどのように考えておられるか、答弁を求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。まず、現状の取り組みといたしまして、小中学校の取り組みをご説明させていただきます。

まず、山田小学校でございますが、昨年10月でございます。6年生が子ども議会を実施しております。38名の子どもたちが参加いたしまして、うち1名が議長役、7名の議員役が一般質問を行っております。それに答えまして、執行部がそれに回答する形式で行っております。本年度も3学期中に予定をしておるところでございます。また、万江小学校におきましては、昨年実施はしておりませんが、現在6年生が5名在籍しているということもありまして、今年度3学期をめでに実施したい旨を伺っております。

それから、山江中学校でございます。平成17年度から平成22年度まで、総合的な学習の時間の取り組みといたしまして、中学生議会を実施しておりました。それ以降につきましては、この総合的な学習の時間の取り組み内容が山江村の伝承芸能ということにシフトしました関係で、それ以降は実施していないところでございます。授業のカリキュラムの関係で、今年度中は困難ではございますが、次年度以降、カリキュラム等の調整が可能であれば検討していきたいということを伺っているところでございます。

それから、高校生についてでございます。各学校の都合にもよりますけれども、当村において高校生の集いを毎年実施しておるところでございます。その中で、班ごとに分かれまして山江の魅力再発見という題目で意見等を出し合い、みんなの前で発表する活動等もその中で行っております。取り組みの一つとして、選挙権年齢引き下げに伴い、高校生にとってはさらに身近に感じることもありますので、議会体験をし、学習してもらうことも一つの案として、今後検討していきたいと思っております。子ども議会を通して児童生徒の村政に対する意見を聞くとともに、次世代を担

う子どもたちが山江村の暮らしや未来について語り合い、村民としての意識を高めることは非常に重要なことと認識しておるところでございます。今後も子どもたちに体験してもらい、授業に役立ててもらおうよう推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 学校現場の忙しさは私もよく理解しているところであります。先生方にあまり過重な負担をかけるのは心苦しいところですが、教育課長が申しますように、将来を担う子どもたちのためにも、どこかで時間を確保して、そのような民主主義とはどういうものか、議会とはどういうものか、政治とはどういうものかの練習をですね、早め早めにやって、そして来たるべき18歳の選挙権行使のときにいかしてもらえればと願うところであります。そしてまた、今回の改正では公職選挙法の改正のみならず、刑法や少年法や民法も一部改正されているところでございます。そのようなことにつきましても、機会あるごとに広報いただき、みんなによくわかるようにしていただければなというふうに考えております。

もう一つ資料を持ってきておりますが、これは議員各位に配っております2枚目の資料です。これは、今年の8月16日に人吉新聞に掲載された次世代に伝えたい何とかという特集であります。この中に実は私の住む城内地区の西孝さんが出ておられます。これは西議員のお父さんであります。西議員の了解を得て紹介させていただくところでありますが、現在96歳、11月1日には97歳となられる山江村の男性の最長老であります。詳しくは資料があるからは読んでいただければと思いますが、その中で、例えば左のほうに、真ん中付近ですかね、戦前に学ぶ家庭教育というところで、どういうのが足りないか、あるいはどういうのが良かったかということに対して、西孝さんは端的に、今の日本には愛国心が足りませんと言われております。愛国心、これ言い換えれば郷土愛、地元のことを愛することではなからうかと思えます。その西孝さんの言葉どおり、西さんは保育園にも学校にも大変協力的です。そして、神社仏閣にも率先して奉仕されております。そういうことを見て私たちは育ってきたところの大事な先輩であります。あるいは、真ん中付近の一番下には、ここは自衛隊のこととか、今参議院で審議されている安保法案、そして先ほど来村長に見解を伺った原発についても述べておられますので、ここのところだけを読ませてください。西孝さんの言葉です。「自衛隊の海外派遣は反対です。もし戦争にまきもまれたらどうなると思えますか。輸入が途絶え、国民の生活は苦しくなります。参議院で十分に議論する必要があります。ミサイルが日本に撃ち込まれた場合はすぐに反撃できるような戦力も必要ですが、原子力、原発が一番

危ないと感じます。ぜひ将来は廃止してもらいたいです。原発に爆弾を打ち込まれたら相当な損害が出ます。慎重にすべきです」と述べておられます。若いころ、戦争で苦勞された西孝さんの、ある意味これは私たち後世へ生きる者への遺言だと私は考えております。ぜひ、今回質問したことばかりでなくですね、今後のむらづくりについて先輩方の御意見を聞きながら、そして明日の子どもたちのために、より良い山江村を皆さんとともにつくっていかうと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を3時5分といたします。

-----  
休憩 午後2時58分

再開 午後3時05分  
-----

議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、谷口予志之議員より、1、台風15号について、2、林業振興についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。谷口予志之議員。

#### 谷口予志之君の一般質問

6番（谷口予志之君） 6番、谷口より、台風15号についてと林業振興についての2件について通告をしておりますので、質問をいたします。

まず、近年の気象災害は報道で使われている言葉になりましたけれども、今まで経験したことがないとか、観測史上初めてとか、何十年以来のとか、よくこういうふうに言われております。そういうふうには異常気象が頻繁に発生しているところでございます。最近も、茨城県の鬼怒川や宮城県の渋井川の堤防決壊による広範囲の被害や県内では阿蘇山の噴火が報じられました。いろいろと災害関係、家が流されたりしたわけですが、今後におきましては水没や、また降灰による農産物の被害を心配するとともに、被災地で災害に見舞われました方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興と復旧を祈るばかりでございます。

それでは、早速質問に入りますけれども、1番目の台風15号につきましては、村内の被害状況や応急対策等につきましては中竹議員、また横谷議員より質問さ

れ、執行部よりの答弁もありました。質問内容で重複する部分につきましては省略し、今後の対策ということで2、3点質問をさせていただきたいと思います。

まず、今後の対策というようなことで、道路についてでございますけれども、村内の道路は県道、村道でございますけれども、崩壊や倒木による道路の寸断、倒木による電気・電話・ケーブルテレビの線の切断、住民生活で不安と不便な日々を送られました。白岳集落前の崩壊地は大規模な災害であります。その他にも、特に山間地の道路につきましては、倒木が道を塞ぎ、一時的ではございましたけれども通行止めとなる箇所も多く発生しておりました。今回、地区住民の方や建設業者の素早い対応によりまして、一時孤立しておりました箇所も早く解消できております。大変ありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、道路のかぶり木による倒木で通行止めとなった箇所もあると思いますが、今後の道路の維持管理、またかぶり木についてどのような対策を考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問につきましてお答えいたします。議員が言われましたとおり、今回の台風15号におきましても、風倒木によりまして道路が一時通行止めになった箇所が多々ございました。建設課としても、日ごろから維持、道路管理には努めているところでございますけれども、議員おっしゃいましたように、近年道路等においかぶさっている木々のかぶり木対策は、今回の台風被害に多少なり影響しているかと思っているところでございます。

今後も道路管理者として日ごろから点検・整備、側溝等の清掃を含め管理を行い、道路除草作業と同様に、かぶり木による支障木伐採作業も道路の維持管理として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） かぶり木の伐採につきましては、前にも一般質問の中で伐採のほうをお願いしたという経緯もあります。交通量や緊急性を見ながら取り組んでいくというような答弁でございました。今回の倒木についても回答されたとおり、かぶりの影響もあるというふうに思っております。山間地は傾斜が急峻で倒木になりやすく、迂回路もないところもございます。こういうことを考慮いただきまして、このかぶり木の伐採につきましては、計画的に取り組まれるようお願いをしたいと思います。

次に、収穫前の農産物のことでございますけれども、収穫前のナシの落下、またその他薬草、カボチャなど農産物にも被害を受けております。目に見えるもの、目に見えないものがありますけれども、目に見えないものとしましては、水稻につき

ましては出穂したばかりとか、また穂ばらみの状態というふうなことで、そのような状態で強風を受けております。収穫時に糶（シイラ）とか傷米のことが心配されるところでありますけども、農作物の災害関係につきましては、災害共済というようなことがあろうかと思っております。そのことについてお尋ねをしますけども、この農産物の災害共済加入の実態はどうなっておりますか、お尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。今回のように、台風15号などの自然災害により、農作物に被害を受けた場合の災害補償といたしまして、農業共済の制度がございます。種類としまして、水稻、陸稲、麦生産農家が加入できます農作物共済、それから粟などの生産農家が加入できる果樹共済、それから施設内農作物生産農家が加入できます園芸施設共済、それから農作物以外では家畜飼養農家が加入できます家畜共済、それからカボチャなど特定の野菜を生産される農家が加入できます畑作物共済などがございます。この制度を取り扱っておりますNOSA I球磨に加入状況をお尋ねしましたところ、本年8月末現在で果樹共済にナシ農家1戸、栗農家28戸の計29戸、30アール以上作付けを行う農業者はすべて加入することになっております農作物共済に水稻農家が403戸、麦農家が3戸、それから園芸施設共済に1戸、それから家畜共済に畜産農家が33戸加入しておられるような状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 今、回答いただきました。いろいろな共済制度があるようでございます。その中で、今回被害がございました果樹共済につきましては、収穫前で落下による被害が甚大となっており、災害共済にナシを含め29戸が加入されているというようなことでございます。山江村で栗の生産者、大体200戸ぐらいかなというふうには思いますけれども、それで加入率を割りますと14～5%位になり、かなり低い数値だと思っております。この共済につきまして、以前村より補助がなされていたということを聞いておりますが、いつごろまで、どれぐらいの率で補助をされておりましたか、お尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。農業共済掛け金につきましては、共済金額に共済掛け金率を掛けて算出しまして、その50%程度を国が負担し、残りの額を農家が負担するものでございます。共済掛け金の補助につきましては、村単独で平成9年度から15年度ころまで、果樹共済、施設園芸の共済、家畜共済の掛け金の20から30%程度補助をした経緯がございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 果樹共済につきましては、農業共済ですか、平成9年から15年まで補助があったというようなことでございます。台風や集中豪雨によりまして、農作物の被害は甚大なものになっておるとお思います。生活費の一部として収穫を楽しみにされている方にとって、こういう長雨とか日照不足、今では目に見えない減少等も考えられます。今回の台風被害のように、収穫を目前に控えた栗やナシの果樹等の落下や倒木、枝折れの被害は今年だけでなく次年度以降の収穫にも影響を及ぼすと思っております。これによりまして、中竹議員のほうでも言われておりますけれども、ちょっとダブるところがありますけれども、ご勘弁をいただきたいと思っております。生産意欲の減退を含めまして、生産者によってはもうどうしようかなというふうに迷われる方も出てくるのではないかと大変心配をしているところでございます。栗につきましては、やまえ栗としまして、商品価値も高く、また村内にもやまえ栗を主体として加工販売される事業所もあります。村としても、やまえ栗を復活させようというようなことで推進をされている作物でもあります。被害に見舞金として助成されることもいいのではないかと考えますけれども、栗をはじめとする果樹や山江村が推奨する薬草やその他の作物等について、この共済掛け金に対する補助、先ほど9年から15年までやっておられたと答弁されましたが、そういう制度をまた始める考えはありませんか、お尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。先ほどの中竹議員のご質問の中で答弁しましたとおり、現行のまず補助金制度の活用、それから新しい支援策の検討、そして最近の社会情勢を鑑みまして、この掛け金及び保険料等の補助が妥当かどうかも含めまして、村としてできる最善の支援策を今後検討したいと考えております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） いろいろ検討を重ねていくというようなことでございます。まずは、農業者も高齢化してきております。先ほども申し上げましたとおり、生産意欲がなくならないような措置が必要ではないかというふうに思いますので、ご回答いただきましたように、最善の支援策のご検討をお願いをいたし、この台風につきましての質問は終わりたいと思います。

次に、林業の振興についてということで通告をしておりますので、林業振興策について質問をいたします。山江村の基幹産業は農林業と考えます。その中でも林業につきましては皆様ご承知のとおり、長引く木材価格の長期に及ぶ低迷によりまして生産意欲が低下し、手入れができずそのままとなっている荒廃した森林が増加しておるように感じます。また、林業後継者、林業従事者が高齢化し、山江村のみで

はなく全国的に森林木材産業はとても厳しい状況になっております。しかしながら、この厳しい状況下でも何も手を加えないでとくと、昨今の異常気象はどことなく発生しており、豪雨や強風による倒木や山腹崩壊が発生している状況でもございます。これらの異常気象から森林を守るためにも、人手を加え健全な森林をつくり上げる必要があります。下刈りや間伐等の森林整備に係る経費につきましては、国・県の補助金があります。この補助金について聞くところによりますと、その補助金額が何か減額されていると聞いております。本年度分のどれくらい減額されているか、また来年度分までについて、わかっていたらご回答をいただきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。健全な森林の造成や保育を行う造林事業は、植え付け準備のための雑草の除去や伐採木の枝の整理などの地拵え、それから苗木の植栽などの植え付け、苗木の生育を妨げる雑草などを払う下刈り、樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う除伐、それから森林の樹木の込み具合を踏まえ樹木の成長を促進するために間引きする間伐がございまして、

造林事業補助金につきましては、下刈り、間伐、人工造林、鳥獣害防止施設などの人工林の整備に係る経費に対する国・県で約68%の補助率で交付されます。公共事業に区分され、財政健全化の一環で公共事業費の縮減が国の予算方針となっております。熊本県全体で見ましても、平成27年度当初予算の内示額が要望額の平均約7割程度と大きく減少をしております。村有林におきましても、平成26年度は事業費1,312万6,000円で、補助要望額892万6,000円に対しまして137%の1,228万9,000円の補助がございました。平成27年度につきましては、事業費1,475万円で、補助要望額1,003万円に対しまして87%の872万7,000円しか予算が配分されておりませんので、大幅に減少しとりまして、昨年の補助金額と比較をいたしますと、約70%程度減額をされているような状況でございます。また、現時点の熊本県の試算によりますと、来年度以降も本年度同様の事業を計画した場合、補助要望額の50%から60%程度と厳しい予算配分が予想されまして、間伐等の造林事業が推進できない状況が見込まれると推測しているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 本年度が山江村の公有林整備に要する補助要望額の87%というようなことで、かなり減っているようなことでございます。また、来年度も要望額の50から60%と予想されるというようなことで、林業振興をする上での影響が出るのは必須ではないかと思っております。この補助金は、今答弁いただきま

した部分につきましては、山江村の部分であろうかと思えますけれども、民有林に対しましては森林組合のほうにあるわけですけれども、これも同じように一応減額されていると聞いております。先ほども支障が出るというようなことをございますけれども、この補助金の減額による村内森林の整備に及ぼす影響は出るとは思いませんけれども、どういう影響について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。国の造林事業の予算は、先ほど申しましたとおり減額されておりますが、熊本県としましては、国の非公共事業の補助を活用した間伐に特化した事業、事業名を「間伐等森林整備促進対策事業」と申しますが、この事業を実施することにより、昨年並みの予算確保に努めているようでございます。村有林の事業につきましても、計画しております保育間伐、これ2カ所ございますが、この事業に振り替えて申請をしておるところでございます。また、民有林の事業につきましても、これは森林組合のほうで実施されますが、事業要件に適用する箇所、1カ所程度を同事業に申請しているようでございます。しかしながら、このまま補助金が減額されていきますと、事業量の減少、それから森林整備の遅れなどが生じ、山林所有者の意欲が減退していくことを懸念しているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 国の予算は一応減額されておりますけれども、県において、それなりにまた特化した施策で対応をしていただいているというようなことで、大変喜ばしいことだと思っております。国の林業予算獲得につきましては、議会もでございますけれども、今後も引き続き協力を要望活動を行っていく必要があるのではないかなというふうに思います。そうでないと、先ほど課長言われましたとおり山江村の森林、これは山江村のみではございませぬけれども、日本の森林の衰退が懸念されるというようなことでございます。そういうことで、一生懸命要望活動のほうも執行部としても行っていただきたいというふうに思っております。

それと、昨年度10月に人吉市、あさぎり町、山江村の1市1町1村によりまして、森林組合が広域合併をしました。この広域合併により、森林組合の職員のほとんどが本所勤務となっているようでございます。作業班の方は山江村が一番多かったというようなことで話は聞いておりますけれども、人吉のほうに仕事のほうには増えております。それで、この合併したことによりまして、山江村の林業振興について、事業の遂行に影響は出ていないか、お尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。昨年10月に人吉市、



山江村、中球磨の3森林組合が合併しまして、球磨中央森林組合が設立され、間もなく1年が経過しようとしております。本年、8月に合併後初めての総代会が開催されまして、金額にしまして約300万円弱の剰余金が計上されておるような状況でございます。この広域合併によりまして資本が増強されたことで、一組合では購入が困難であった高性能林業機械の購入が容易になり、また既に導入している機械も総事業費の増加によりまして稼働率が上昇し、効率的な運用が可能となりました。併せまして、仕事量の増加により、山江村の作業員が村外の現場を担当するなど人材の効率的な運用が可能になり、合併前に抱えていた担い手確保の課題等に対応できたのではないかと考えておるところでございます。ただ、その一方で合併により個別で判断していた事業実施基準が統一されたことによりまして、他の市町村と比較しまして山林が険しい条件的な不利な本村といたしましては、将来的に採算効率が悪い事業について実施しないなどの森林整備の遅れがないか懸念しているところでございます。山江村としましても、森林組合に出資をしておりますので、事業遂行に影響が出ないよう働き掛けていきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 一応、先ほどちょっと訂正のほうをお願いしたいと思いますけれども、森林組合の合併で、人吉市、あさぎり町、山江村の1市1町1村と申しましたけれども、錦町が抜けておりました。したがって、人吉市、あさぎり町、錦町、山江村の1市2町1村でございます。訂正をして、お願いをしたいと思います。

先ほど森林組合の合併のことを言いましたけれども、森林組合が合併するというのは経営基盤の強化とか業務執行体制の強化にあると思います。合併したことによりまして、仕事量も増え、またいろいろな機械も購入でき効率運用ができていますけれども、先ほど答弁の最後のほうに言われました山江村は地理的条件の理由でちょっと採算効率が悪くなって懸念をしているというようなことでございますけれども、森林組合は、そういうことを言っていることはできないと、私は思っております。ですので、そういうことがないように、地理的条件とかそういうような理由で山江村の林業振興に影響が出ないように、森林組合に強く働き掛けるとか、山江にも理事の方数名おられますので、そういう方にもお願いをしながら、そういうようなことで働き掛けていただきたいというふうに思っております。

次に、今度は最後になりますけれども、山江村としての今後の林業振興策について質問をしたいと思います。以前、造林補助制度の中に作業道の整備、これは補修とか草刈り、荒れているところをおこすとか、そういうことに対しまして森林所有者にとりましてはとっても大変ありがたい補助事業がございました。何か、現在は

それもなんか利用できないというふうに聞きます。先ほどから言っておりますとおり、材価も安く林業低迷が続く中で間伐や主伐するにも作業道が荒れ、修理しないと通れないというような路線も多く見受けられます。材価が安い上に作業道の修理をする経費まで出費をしますと、ますます採算が取れないというようなことで作業道の整備ができず、山に行くこともできず手入れもできないような森林も多く見受けられます。

そこで、山江村にはタイヤショベルとかバックホーを所有されております。村道の修理や整備に毎日多忙な日々を送っていると思います。しかし、この作業道が整備されたら有害鳥獣対策の駆除にも役立ちますし、ある程度の公共性はあると思います。これの機械を利用して作業道の補修整備がされることはできないか。また、もしそれができないなら、何か方法は考えられないかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。議員が先ほど申されまして作業道整備の補助事業につきましては、森林整備地域活動支援交付金事業のことではないかと思っております。

この事業は、農業で言えば中山間地域等直接支払交付金制度と似た事業でございまして、まとまりのある団地を対象面積として補助金を交付しまして、作業道の交付や草払い等に係る経費に充当でき、大変使い勝手のよい補助金でございました。しかしながら、会計検査等の指摘によりまして、補助対象となる行為が徐々に制限をされまして、森林計画の策定や共同作業の実施などが条件として追加されており、通常の維持管理のみでは補助対象外となりました。木材の価格が低迷している中、間伐や主伐を行った場合、作業道補修などの経費の負担増は厳しいものがあるということは認識をしているところでございます。

作業道などの公共性のある道路等につきましては、建設課で管理しておりますが山江村作業用自動車使用条例の規定に基づき、申請によりまして村や所有するタイヤショベルやバックホーで建設課所属のオペレーターが補修などを行うことはできるのではないかと思います。原則実稼働時間に応じて使用料をいただくこととなります。また、農林道及び作業道の補助制度につきましては、新設・改良・補修につきましては事業費の90%以内の補助、それから舗装につきましては原材料支給を行っております。機械等によりまして整備については、現在のところ補助は行っておりませんが、しかしながら今のように厳しい状況でございますので、例えば現制度を拡充できないか、またよい制度があればですね、そういう制度はないかなど、今後検討していきたいと考えております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 森林を管理するには、昔から言われております山を買うなら道を買えと言われるほど作業道等はいろんな意味で重要な役割を持っております。最近、作業道は昔つくっておったものをつなぎ合わせて巡回できるような、また集落間を結ぶような路線も多くなっております。そういうことから、今回の台風15号の災害のときでも屋形から水無までというようなことで、迂回路としても利用されております。今後、林業振興のためにも、そういった、今答弁いただきました拡充とか、また新しい制度がないかというようなことを模索していただきまして、利用できるように検討をしていただきたいと思います。

林業と言いますのは、植栽から収穫まで長期を要します。また、先ほどから言っておりますように木材生産での収入も期待できない厳しい状況でもあります。最近、私の山林も売ってくれないかというようなことで、ちょっと見積りしていただいたんですけども、立米あたり2,000円そこそこでしか買えない搬出距離が短い所でもそれだけというようなことでございますので、なかなか地形が悪いところになったらそれ以下になるのではないかなというふうに思っておるところでございます。こういう木材生産での収入も期待できない厳しい現状でありますので、林業の振興策の一つとして、素材生産のほかに何か換金作物等を推進するような考えはございませんか、お尋ねをします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。議員申されましたとおり、林業は農業と違いまして、植栽を行ってから収入を得るまで長い期間がかかる業種でございます。

先般の人吉新聞に掲載されておりましたが、山江花木生産組合が林間で生産できる収入に結び付く換金作物として、ニオイヒバなどの枝葉を出荷され、郡市内や都市部などに生け花や冠婚葬祭などの花材として出荷され、認知度向上と販路開拓に取り組んでおられるようでございます。村としましては、短期で収入を得ることができるシイタケ、タケノコ、ワサビなどの特用林産物につきましては、鳥獣による食害を防ぐ特用林産物鳥獣害防止対策事業補助金、生産に必要な機械、施設等の基盤整備に対する特用林産物施設化推進事業補助金等の支援を現在行っているところでございます。現時点におきましては、林業に関する新たな新規作物の導入は考えていない状況でございますけども、林業経営に関し収益性の高い作物がないか、林業関係者のご意見等伺いながら、また関係機関等の情報の収集にも努めながら、また支援も含めたところで、今後新規作物の推進につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 林業を振興する上では、回答いただきましたように、短期で収入が得られる副業的な、そういう生産物も必要かなと、作物も必要かなということだと思えます。そういう作物は林間に植栽して生産する作物ということになりますと、おのずと間伐もできるし、そういう林業の健全な森林をつくることにも役立つのではないかなというふうに思います。

先ほど、山江花木組合のこと、私も新聞では意見をさせていただきました。会長いわく、地域に認知度とかそういう販路拡大に努めていきたいというようなことでございますので、こういうものを村内、多くなったらまたちょっとあれかもしれませんが、始められておりますので、そういうところの話を聞きながらですね、そういうのも推進されたらどうかなというふうに思っているところでございます。

農業も含めると、農林業の就業者は先ほども言いましたとおり、高齢化をしております。就業者の60歳以上がもう70%ぐらいになるのではないかなというふうに思います。村でも稼げる農林業の実現に向けて取り組んでおられると思えますので、それを実現に向けてですね、精一杯頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。質問を終わりたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 次に、4番、西孝恒議員より、1、災害時の情報確保について、2、介護保険に係る財政の状況について、3、子どもの安全確保について通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。西孝恒議員。

#### 西 孝恒君の一般質問

4番（西 孝恒君） こんにちは。4番議員、西でございます。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

台風15号により本村も被害を受けました。そして、北関東地方におきましては、記録的集中豪雨による甚大な洪水被害をもたらしました。心からお見舞いを申し上げます。

では、本日の質問内容は台風15号による本村の停電や電話の不通など、非常時における情報確保対策について、次に、介護保険事業に係る財政等の状況について、最後に、子どもの安全確保についての3点ほど質問をいたします。

まず、1点目は台風15号に関連しまして、他の議員の方々からも相次いでいますので、あまり重ならない点でと思えますが、よろしくお願いいたします。その中で、災害時の情報確保対策ですが、災害時にはすべての行動が情報から始まるということで、各設備、防災設備については特にですが、通常から確実に作動することが大

切であります、今回、台風15号で土砂災害発生しました白岳で県道が寸断され、それから先の地域の方は孤立状態となりました。そのようなときに必要な情報や通信ですけれども、電線やケーブルの断線でご承知の状態でありました。

まず、孤立状態地区の防災行政無線の戸別受信機ですが、これは先ほどですね、中継局の状態では機能しなくなったとのことですね、使えない状態だったということですが、ほかにありましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えをいたします。災害時の戸別受信機の稼働状況ということですが、先ほど議員言われましたように、万江日当にある中継基地局への送電線、この途中で電線が切断されておりまして、時間はわかりませんが、バッテリーに切り替わりまして、このバッテリーのほうは24時間程度しか持たないということで、その停電復旧のほうが遅れましたので、26日の早朝ぐらいから27日の16時ごろまでが利用できない状況となっております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） 中継局ですね、バッテリーが24時間以内ということで、また住民の方へですね、情報伝達ができない状況であったということですが、一応今後の課題かと思えます。

次に、山江村防災行政無線局の移動系運用ですけれども、これも非常に万江地区の最も上のほうの孤立状態ということで、電波が届きにくい地形でありますから、まさに通信が厳しい場所ではあります。本当はここで行政無線ですね、移動系の活躍ができればと思ったんですが、やはりここも中継局の都合ですね、先ほど機能しなかったのではないかと思います、その辺でありましたらお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 移動系の運用ということですが、移動系のほうは公用車10台、それから可搬用として7台ありますけれども、型も古いということ、それから使い勝手といいますか、悪くなっているということで、また村内ほとんどの地域で携帯電話を利用することができますので、災害時もほとんど携帯電話の利用等があります。また、最近大きな災害が起きてないこともありますが、利用していないのが現状となっております。防災無線は村内どこでも使えるという利点はありますが、携帯電話は操作が簡単で画像を送ることで情報のほう、目に見える形で伝えることはできますので、移動系の利用は携帯電話の圏外での利用、一部での利用となっております。

今回の台風災害におきまして、先ほど停電のこともありましたが、役場の携

帯、それから衛星電話を利用している状況です。今現在、移動系を利用していない状況でありますので、本年度から進める防災行政無線のデジタル化の設計をする上で、経費面、移動系に代わるものがあるということを知っておりますので、そういうところを検討していきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） 今、移動系防災行政無線というのはですね、もう型が古いということで、実際は携帯のほうでやっているということでもあります。しかし、条例にも載っておりましたのでですね、この辺維持管理がですね、できてるのかどうかということもちょっと考えたところがありました。また、この設備はですね、先ほどお話のようにデジタル化へ向けられているようですけどもですね、先ほどの戸別受信機とともに、それまでは維持管理が必要かと思えます。

次に、大川内にもですね、携帯電話の中継局がありますが、その運用は一定の携帯電話メーカーに限られるようで、当然、その地域の方はそのメーカーの携帯を使うことが前提条件となりますが、地域外の方が携帯を使う場合ですね、他のメーカーの場合は使えませんけれども、各メーカー、使用可能な対策は難しいでしょうか、お願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 携帯電話の不感地帯の解消事業でございます。これにつきましては、平成21年度におきまして、国の3分の2の補助金と臨時交付金を使いまして、携帯電話等のエリア整備事業を実施しております。村内9カ所の基地局を整備して不感地帯の解消を行ったところでございます。このときには、事業者のほうから1社しかこの事業に参入してまいりませんでしたので、特定の一事業者の携帯電話しか入らないような状態になっております。このことは、集落が少ないということで採算性の問題から事業者が手を上げなかったというふうな経緯があるというふうに聞いております。

現在、村が整備しております伝送路を使いまして、その先に基地局をつくることができます。不感地帯の解消事業を行いましても通じないというところが、やはり谷合とかでは発生しておるようでございます。通信事業者のほうへも打診をしておりますけれども、先ほど申しました採算性の問題やら15戸以下の集落等のところは村の負担も求めてきております。今後、通信事業者の協力を得なければ、このあたりが解消できないというふうな問題に突き当たっておりますので、今後も通信事業者へですね、協力を求めながら事業が実施できないか検討をしてみたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番(西 孝恒君) 課長のご答弁からですね、今のところ村の負担もあるようですから、そのような地域で携帯が使える条件は一定のメーカーの限られるということですね、認識して、メーカーが違う場合は仕方ないということかと思えます。

次に、最近G空間情報を活用した防災システムの有効性が言われていますが、G空間情報とは見てみますと、位置情報、すなわち空間上の特定の地点または区域の位置を示す情報、または位置情報及び位置情報に関連付けられた情報からなる情報と定義されるとありますが、具体的には、例えば今回の白岳の土砂災害についてはどのような対応ができるのか。その効果の例などをお願いします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) それでは、お答えをいたします。G空間事業につきましては、議員言われるようなこととございます。情報の一元管理と共有を図ることができるとことで、災害対策活動支援、それから消防団、消防署、警察署と連携、情報提供が図られるということとあります。

どういことができるかということとありますが、現場に行き当たった人が、その災害の状況を一元化するシステムに通報すると、システムから防災担当者、あるいは防災担当課のパソコン、スマホに情報が届き、この情報によりまして地図上で災害位置がどこで、規模はどのくらいかということがわかることとなります。また、防災担当が地域住民へ、この災害で通行できないということを知らせることはできるということで、孤立ということであれば、安否確認も地域からの情報で地図上で自宅に何人、避難所に何人避難しているということも確認できるということになります。災害が小規模で、地域、あるいは消防団による作業で通行できるとの、そういう情報であれば、位置情報によりまして消防分団を指定いたしまして作業の依頼、作業の依頼を受けたことによって、その災害の情報を地図上で確認し、作業が終わった時点でその情報を送ると地図上で何時に作業が終わり通行可になったというような表示が地図上でできるということになります。

また、この情報をこのシステムから災害情報共有システム(Lアラート)のほうに避難所の開設、避難勧告、それから避難指示等の災害情報を登録することで、マスコミのほうはこの情報を見ることによって、その報道をすることができることとなります。また、ケーブルテレビ等に情報を送ることで、リアルタイムで災害の状況、災害場所の確認、復旧状況、迂回路の確認等を地図上に表示することができるということで、災害情報を村民と共有でき、消防署、それから警察署への情報提供もできるということになるということで、円滑な防災活動につながるということになります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） ただいまのご答弁から、G空間を活用した場合、災害の状況ですね、画面で正確な情報を確認できるということで、この情報は消防団や地域の方とか現地の方もですね、通じれば見れるということかと思えます。それで、自然災害から身を守るためのですね、迅速な初動体制のために、そのG空間の情報がですね、いち早く正確な情報が入るとということかと思えます。問題点としてはですね、今回の場合、実際に通行止め、孤立状態、そして通信、電気、水道など使えないインフラですね、そして飲料水や非常食の救援など、これまでこのような部分については、これまでのように対策の必要があるということかと思えます。情報はとにかく早く正確な情報が、早くなるんだなということを感じました。

最後に、地域防災力についてですけれども、ここにこれは農業新聞だったんですが、地域の防災力、消防団核に連携強化をとということでありました。地域防災力を高めようと消防団核に連携を。改めてですね、地域の消防団へのですね、後方支援も必要と思えますし、団員の皆様ですね、日ごろの活躍、たゆみない訓練ですね、大変ご苦労さまでありますが、地域の防災、安全は本当におかげさまであります。これで、災害による情報確保対策については終わります。

2点目に、介護保険事業に係る財政等の状況について質問します。

まず、介護保険事業第6期計画の第1号保険料の基準額は、先ほど横谷議員からもちょうとありました。偶然ですが、月に1,000円ほど上がり5,900円となっています。これは、県内の各市町村でも大体上がってしまっていて、1,000円以下もあればそれ以上もあるということで、介護保険事業が次第に厳しくなっていることがわかりますが、本村の介護保険事業の財政状況、また1,000円の上げ幅についてもお願いします。

それから、広報やまへの9月号に、国保と介護保険の費用額など出してありましたが、県内でも本村は相当高いようでありますので、その辺も含めてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） まずは、介護保険のですね、財政の仕組みということですけども、仕組みを述べさせていただきたいと思えますが、主に国・県からの支出金、それと支払基金からの交付金、それと一般会計からの繰入金、そして第1号被保険者の保険料によって構成されております。この中から給付費などをですね、支出することというふうになっております。ちなみに、給付費ですけども、昨年度、平成26年度は介護給付費と介護予防給付費を合わせまして、約3億6,900万円ということでありました。また、介護予防事業に対しましてはですね、約



1,400万円を出しております。合計しますと、3億8,300万円ほどですね、支出しておるところでございます。第1号被保険者も年々増加傾向にありまして、現在、1,096人の被保険者がおられますけれども、これが3年後には1,126人、10年後に平成37年度にはですね、1,175人になりまして、今後10年間で80名が増加すると推計をいたしておるところでございます。また、介護保険の認定率に対しましても、平成26年度は16.2%ということでありましたが、10年後の平成37年度には29.9%になると予測をいたしております。これに基づきまして、給付費も現在の3億8,300万円から約5億5000万円になるのではないかとこのように予測をしております。

先ほど議員言われました第6期計画では、保険料の基準額は4,900円から1,000円上がりまして5,900円に決定したところでございます。これは、介護保険の基金約3,500万円ほどありますけれども、そのうちの2,500万円を取り崩した上での5,900円ということでもあります。もし、この基金を取り崩さなかったら、基準額は約7,000円に設定しなければならないということでもあります。基準額の大幅な増減とならないように、被保険者の方々の負担を考慮いたしまして、今回基金を取り崩しましての5,900円の基準額に決定したところでございます。

先ほどの介護保険の財政状況という質問でありました。さっきの答弁の中に今後の給付費の状況、それと被保険者の人数の推移と基準額の5,900円になりました考え方を説明させていただきましたが、また介護保険だけでなく国保のほうもですね、県内でも常に上位のほう、高いほうから上位のほうになっております。今後の給付費の推移の状況を考えますと、介護保険財政は非常に今から厳しくなってくるんじゃないかなというふうに認識をしておるところでございます。したがって、今後はより一層ですね、介護の予防事業に力を入れていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） ただいまご答弁からですね、ますます高齢化が進む中での財政状況は、先ほど現在でも給付費が約3億8,000万円ですか、それから10年後は5億5,000万円という中でのですね、やりくりですね。介護財政調整基金の活用で、保険税をなるべく抑えた結果の5,900円ということで、その工面は感じました。

次に、平成27年度の介護保険制度改正内容からですが、例えばこれまで全国一律のサービス内容の部分については、今後市町村によって差が出ることや、また本

村が機能強化すべき要点等ありましたらお願いします。

[停電により暫時休憩]

-----  
休憩 午後4時05分

再開 午後4時45分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ここで宣告いたします。

山江村議会会議規則第8条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、このまま時間を延長して一般質問を続けたいと思います。

それでは、再開いたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） 先ほどの質問の中で、法改正によりまして、今後市町村の強化すべき要点という質問でございました。今回の法改正によりまして、要支援者に対します通所介護と訪問介護が予防給付費からはずされるということであり、これをいわゆる総合事業というふうに言いますけれども、それが今後は給付費としてじゃなくてですね、介護予防事業ということに移行されるということであり、この移行によりまして、予防給付に対する国・県の補助金がなくなり、そして介護予防事業に対する補助基準額がありますので、全体的には補助金が減額される可能性があるということであり、これによりまして、今後介護保険の財政的にはますます厳しくなることが懸念されております。今後、この総合事業におきまして、地域の実情に応じまして、要支援者等に対する効果的、かつ能率的な支援等を実施し、介護予防に力を入れていかなければならないというふうに認識をいたしておるところでございます。

ちなみに、この総合事業への移行は、平成29年の4月までに移行しなさいというふうに猶予されておきまして、本村におきましては、平成29年度より移行を予定するところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） ただいまのご答弁で、要支援者に対する支援が、給付がはずれるということかと思えます。今回の改正で、今総合事業と言われましたが、内容は今課長からお話がありましたが、ちょうどですね、今月の13日の新聞にですね、これ農業新聞ですけれども、介護保険の利用ということで、課長お話のようにですね、今後の方向性について書いてありました。それから、この質問の最後にです

ね、2025年を見据えた、つまり団塊の世代が75歳前後になるという高齢化のピークの時代を見据えたですね、介護保険事業、そして国保事業策定の見通しや今後の保険料改定の目安などお願いしたいと思います。また、今後ますます介護が必要な世代が増えて施設への入所希望の方が増えると思いますが、今でも満床の状態かと思しますので、その辺の今後の対策など、お考えをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 平山健康福祉課長。

健康福祉課長（平山辰也君） 10年後の2025年ということでありまして。10年後には、先ほども申しました第1号被保険者が80名増えるという予測をしております。これで1,175人になるんじゃないかなというふうに予測をしておりますけども、認定率につきましても、現在の16.2%、介護保険の認定率ですけども、16.2%から29.9%になるということでありまして。また給付費に対しましても現在の3億8,300万円から5億5,000万円程度になるというふうに推計をいたしておるところでございます。この給付すべき財源を確保するにはですね、このままでいきますと、平成25年の保険料は基準額にいたしまして、現在の5,900円から10年後は1万1,500円ぐらいになることが予想されるところであります。また、国保につきましても、被保険者数は年々減少傾向にありますけれども、一人当たりの費用額は現在約40万円ということでありまして。これが15年後には10万円増の約50万円になるというふうに予測はしております。このまま行きますと、一人当たりの保険税の税額を見ますと、現在一人当たりの保険税額は9万6,000円ということでありまして、これが10年後には12万2,000円になるような推計がしているところでありまして。このような状態が現状としまして予測されますので、次期計画、3年後の第7期計画の介護保険計画ですけども、これには介護予防に力を入れるとともに、認定率の今後の上昇に伴いまして、地域密着型のですね、介護施設等の整備も視野に入れて検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） つけ加えて答弁させていただきますと、推計でありますので、現状の高齢者の割合に応じてその医療費を算定してあるということでありまして。ただ、この介護保険にしる、国民健康保険にしる、その利用者が増えるとやっぱりどうしても金額が上がっていくと。助け合いの仕組みですから、そうなります。したがって、いかに健康的な生活を送れる人を多くつくっていくかというのは、ある意味では非常に大事な施策でありまして、要支援事業も含めてですね、健康を守るための事業についての財政投入はもっと大事であろうというふうにも考えている

ところであります。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） 気になる今後のですね、保険料改定など目安をご答弁いただきました。現在でも一人当たり介護費用額は40万円、また10年後は50万円ということで、避けられない高齢化の波でありまして、要はその分ですね、税金も相当な額であります。前回、国保税についてはお聞きしておりますが、その国保税と年金天引きの介護保険税、そしてほかの税金も合わせますと、金額は申しませんが、相当な額となります。それで、国保税の収納率も70%ぐらいということでしたが、私たち村民は滞納しないように努力して払わねばなりません。そして、その高額な保険税をですね、少しでも抑えるためには、先ほど平山課長、そして村長からもありましたように健康維持ですね、特定健診や歯の節目検診、そして適度な運動など予防対策も心掛けなければなりません。本村とされましても、国保や介護保険事業に係る高額医療費の支払いは、本村の財政運営にとって危惧の念を抱かせるほどの誠に厳しい状況下と察しますが、そのこのところよろしくお願いいたしまして、介護保険事業についての質問を終わります。

最後の3点目ですけれども、子どもの安全確保について質問いたします。これは、8月におきました大阪府寝屋川市の中学1年生男女2人の遺体が遺棄された痛ましい事件ですが、事件が起きた地元では、安全と思い込んでいた街から連れ去られたということで、まさか自分たちの地域でと思われるようであります。似たような犯罪はこれまでも繰り返し起きてきたという教訓がいかさねばなりません。やはりこのような事件があったときは、改めて子どもの安全確保について本村でも子どもを振り返って安全対策を考える機会ではないかと思えます。

そこで、本村とされましても子どもの健やかな成長と安全確保については考えられているところと思えますが、その対策などお考えをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。児童生徒が犯罪被害に遭う事例が発生しておりまして、本村におきましても危機感を持って対応しているところでございます。

まず、児童の登下校につきましては、防犯ボランティアにより付き添いを行っていただいているところでございます。また、児童生徒に対しましては、日々の学級活動において、また保護者に対しましては通知文及び学級懇談において、それぞれ登下校であったり家庭での生活も含め安全確保についてのお願いの周知をしているところでございます。また、職員による下校後の定期的な見回り、コミュニティスクールの活用、不審者対応の避難訓練等も実施しております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） 危機感を持って対応されているということであります。安全対策の決め手というのはですね、なかなか難しいところですが、8月中1事件については、この熊日新聞の社説にもありましたし、またNHKの「クローズアップ現代」でも取り上げてありました。今回の被害者はよく深夜に出歩き、徘徊や夜通し駅前のベンチで過ごすことが多かったということでありますが、本人としては居場所がないということやスマートフォンなどによる交友関係があること、また家庭でのLINEでつながっているという安心感があるかもしれませんが、学校での状況も大事だと思いますので、いじめや不登校についても、本村では良好かもしれませんが、改めて目を向ける機会だと思いますので、開示できる部分でお願いします。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。先ほどの携帯電話の件でございます。最近では、携帯電話におけるSNS等の犯罪であったり、いじめ等も発生してきておるところでございます。村内の小中学校の携帯電話の所持率は十数%でございますが、いずれも学校の許可制となっております。学校への持ち込みは禁止となっております。携帯電話等の使い方につきましては、携帯のキャリア会社を講師といたしまして、児童及び保護者を対象とした安全・安心講座、これは情報モラル等も含めました安全・安心講座を年1回実施しておるところでございます。さらには、PTAにおいてもそのような教育講演会も実施しているところがございます。今後におきましても悲惨な事故・事件に巻き込まれないよう、さらなる防犯に努めていきたいと思っております。

それから、いじめ防止につきましては、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、各学校において学校いじめ防止基本方針、いわゆるマニュアルでございますが、が策定されております。その中で、いじめの早期発見の取り組みといたしまして、心のアンケートを全児童生徒に、多い学校で毎月実施しております。児童生徒の悩み等について把握しているところがございます。その調査をもとに、気になる児童生徒に対しましては担任及び学年主任等が速やかに面談等を行い、問題解決を図っております。また、不登校につきましても同様に、迅速な教育相談等を実施いたしまして、メンタル面の問題であればスクールソーシャルワーカーを活用し、大事に至らないよう対応しているところがございます。このことによりまして、現在村内のいじめ不登校に関しましては、報告件数といたしましてはゼロ件でございます。ただ、いじめに関してはアンケート等で確認はあるものの、いずれも各学校にて解決済み及び対応中であるため、大事にはなっていない状況でございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒君。

4番（西 孝恒君） スマートフォン、また携帯電話の所持率ですね、十数%持っていることで、どうこうということではありません。良い使い方というのがありますからですね。また、いじめ防止についても対応を述べていただきました。普段は良好な状態に見える中にもあってもですね、やはり安全対策のやさしい目を向けて守ることは必要と思います。

先の熊日新聞ですけども、さっきのこれですが、地域全体で子どもを守ろうと、中1男女の遺体を遺棄ということでありました。また不登校対策については、これも熊日新聞に、山鹿市の不登校対策が全国から注目を集めているということで、不登校対策山鹿方式注目ということでありました。私たちもPTAのころからですね、学校、家庭、地域、そして教育委員会と四者連携から融合が大事であり、山江は一つという基本線がありますが、そのような現在でも村P連やコミュニティスクール、そして地域社会が連携して子どもを守る姿勢の重要性を改めて感じます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） 次に、1番、赤坂修議員より、1、山江産栗ブランド化について、2、味園万江井出の口バイパス線についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。赤坂修議員。

#### 赤坂 修君の一般質問

1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告文に従いまして一般質問を行います。

一般質問に入る前に、先の台風15号におきまして被害に遭われた皆さま方に心よりお見舞いを申し上げます。先ほどから台風被害の状況も報告されておりますが、議会でも台風被害に対する現地調査もありましたが、農業、林業に対する被害も大きく、農産物については栗をはじめ全農産物に及んでおります。改めてお見舞いを申し上げます。また、地元建設業におかれましては、早朝より倒木の撤去等に迅速に対応していただき、大変心強く感じました。感謝を申し上げるところであります。

それでは、村長の施政方針についてお伺いをいたします。

まず1点目は、山江産の栗のブランド化についてお伺いをいたします。村長も先ほどお触れになりましたが、村民の方へも配布されておりますこの冊子、平成26年3月第5次山江村総合振興計画後期基本計画が策定されましたが、これは平成2

6年度から平成30年度までの基本計画で2年目であり、第2四半期が過ぎようとしております。内山村長におかれましては平成26年8月に就任をされ、平成21年3月に策定されました第5次山江村総合振興計画前期の基本計画の策定には責任者として携わっておられますが、後期基本計画の策定には携わってられないわけでございます。

そこで、村長就任から1年が過ぎましたが、まずこの後期基本計画を基本方針として村政を運営されるのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 山江村の総合振興計画基本計画につきましては、議会の報告事項となっているようであります。その前に、10年間の基本構想をですね、第1次の折につくっております。いわゆる10年間を見通した基本構想をつくり、5年後にその基本計画を見直せと。さらに、3年ごとにですね、事業の実施計画をつくりなさい、ローテーションでですね。向こう3年のローテーションの計画をつくりなさいとなっておりますところであります。行政が進める事業でありますから、基本的にはこの振興計画、基本計画に則ってもろもろの事業を進めていきたいと思っております。今回の質問がありまして、またさらに私両方とも読み返してみましたところ、そんなに大きくですね、変わっているところはないということを確認をしているところであります。それから、地方創生の計画は今後5年間、今つくっているところでありますけれども、地方創生の関連する戦略とこの振興計画との整合性はどうなるんだというようなことで疑問に思ったものですから尋ねましたところ、基本計画にかかわらず地方創生の総合戦略は策定して良いというふうになっておりますので、まち・ひと・しごと、特にしごとに結び付くような事業については、総合振興計画、今回の基本計画に基づかないまた計画も具体的に示していければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修君。

1番（赤坂 修君） ただいま地方創生の計画の件もご報告いただきましたけれども、まずこの後期基本計画につきましては村民へのアンケート調査、村政座談会等での意見徴収、前期基本計画の検証等により作成されているものとして承継されるものと私も思いますけれども、この後期基本計画の17ページ第1節、農林水産業の振興の中の農産物の6次産業化、特産づくりの項目を読みますと、「農産物の6次産業化、特産品づくり。やまえ栗としての名声を誇っていた山江村産の栗は、現在JA出荷による球磨栗として全国に流通しており、やまえ栗の名は薄れつつあります。しかし、村内の食品製造会社や一部の菓子業界においては、やまえ栗使用の名で今なお販売され人気も高いことから、やまえ栗の名を復活させることが

必要です」と分析提案をされ、20ページになりますけれども、基本施策の方向として、「農産物の6次産業化、特産品づくりの推進という項目で農産物の加工流通の支援から生産に係る営能力の向上を重点目標とし、果樹、主に栗、柚子の総合的な推進対策を実施します。また、ブランド化を確立していくために、山江産栗の商標登録を行い、高品質の商品化を進めます」と基本施策の方向性を示してありますが、山江産栗の商標登録とはどういうものなのか、どのように考えておられるのか、また現在の商標登録、商品化の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、山江産栗のブランド化ということでございまして、私のほうから物産館で販売しております、それこそ6次産業化による製品についての商標登録の状況を報告させていただきます。

まず、商標登録とは、特許庁が行う商標権発生までの行政手続きということでございまして、特許庁へ商標登録をしたのち、登録要件を満たしているか否かの審査を経て商標原簿へ商標権の設定登録をされることで商標権が発生いたします。商標権が発生した商標を商標登録商品と言い、その商標の権利者はその商標を出願時に指定した商品ですね、について独占排他的に使用することができるとなっております。すなわち、商標登録を先にしてしまえば、他人はその名称を使用できなくなるということで、このように商標権には非常に強力な権利があるということでございます。このことから、山江村物産館で製造しております「栗まんじゅう」、「びっ栗だんご」ですね、まずこの2点について商標登録しようということで検討してまいりました。商標名を、まず「山江の栗まんじゅう」、それから「山江のびっ栗だんご」として現在商標の登録を出願中でございます。これには審査に数カ月を要するようございまして、この2つにつきましては他で使っておりませんので、登録されるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、今後は村内にも栗の加工品を使っていच्छるところがございまして、そういったところも商標登録に向けて村の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、6次産業化によっていろいろな物産を開発するというございまして、現在県の夢チャレンジ事業におきまして、柚子を含めた山江村の農産品の加工品開発を行っております。これにつきましては、補助金をいただきまして昨年から今年度の2カ年で計画をいたしております。柚子でありますとかショウガでありますとか、あとニンニクですね、それから大根、ほかの野菜も含めまして甘辛トウガラシですかね、こういったものも乾燥いたしまして、長期間保存ができるような



商品を開発しております、大体昨年乾燥の商品を10品目ぐらいつくっております。本年度はこういったものをいろいろブレンドをいたしまして、パッケージ等も策定いたしまして販路も拡大しようということにしております。また、柚子ごしょうにつきましても、乾燥をしたら持ち運びができると言いますか、違った販売方法も考えられるようございまして、そのようなものも一応開発しております。

それから、今後におきましては、国の交付金等を使いましていろいろな商品を開発するというところで計画をいたしております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修君。

1番（赤坂 修君） 今、企画課長より詳しく説明を頂きましたけれども、私はちょっと勘違いをしております、やまえ栗としての商標登録というふうな感覚でございましたけれども、山江栗まんじゅう、びっ栗まんじゅう等の商品登録ということで、今確認をいたしました。

ところで、次ですけれども、さて、この前期・後期の基本計画もやまえ栗の名を復活させることが必要ですと、同じように提言されておりますが、内山村長が携わっておられます前期基本計画では、やまえ栗のブランド化に向けて村内で収穫・選別・出荷を完結する仕組みづくりについて検討しますと書いてあります。また、ブランド化戦略でもやまえ栗の青果としての流通・販路拡大を図るとうたっておりますが、後期基本計画では見直しをされたのだと思いますが、青果という文言が出てきておりません。7月でしたか、ニュースに初セリで1房100万円の石川県開発のぶどう「ルビーロマン」が1粒3万8,500円になるそうですが、載っております。また、メロンで有名な「夕張メロン」など、青果としてのブランドの確立、流通が6次産業化の成功にもつながると私は考えますが、村長はやまえ栗の青果としての流通、ブランド化についてどのように考えておられるのか。また、先ほど森田議員からも質問されましたが、平成25年9月定例会におきまして、公有財産の取得ということで、JAくまより旧栗選果場の土地建物を1,000万円で取得されております。去年はタマネギの選別集荷場としても使われていたようですが、前期の基本計画では村内での栗の収穫・選別・出荷を完結する仕組みづくりを検討するとありますが、村長の議会初日の挨拶の中で、栗の出荷量について10年後300トンまで増やす計画だという話をされました。この旧栗選果場ですけれども、新たにですね、栗選果場としての300トンという計画でありますので、当然青果としての選別出荷、昔の山江農協のようにですね、当然その辺も関係してくるのではないかと思いますので、今考えられることはですね、昔の栗選果場として今の取得された栗選果場としての活用は考えておられないのか、併せてお伺いをいた

します。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 前期のときには、やまえ栗を別途、今球磨栗として農協に出すと流通しているというようなことでありますので、やまえ栗を別途、やまえ栗のブランドでやるんだということでありました。いわゆる人吉球磨の栗は球磨栗とやまえ栗の2つの種類で出荷して行きたい。ということになりますと、当然選果場を別に設けなくちゃいけないというようなこともあって、そういう計画をしてきたところであります。今回、議会冒頭で申し上げました、実は農協とのですね、JAとの話し合いをちょっと話をさせてもらったという中において、結論的には農協が集荷したのをやまえ栗だけ別に分けると、分けることができるということでもありますので、当分の間はですね、そのJAのほうでやまえ栗を別選果してさせてもらいながら、村内流通等々でまた模索していくというようなことになることを打ち合わせております。

5年前とまた状況は随分変わっております。フードバレーの話がありました。フードバレーの目的は、生産して加工して流通に回す、いわゆる6次産業ですね。1次産業+2次産業の加工をして3次産業のサービス業の流通に回すと、1、2、3が6次産業ですよというような意味でありますけれども、これがですね、実は人吉球磨は非常にこの加工が弱いということが言えます。これは熊本県全体でもそうであります。一方、四国あたりに行きますと、加工場ばかりであります。そういう面も含めて、県南の振興として熊本県としてもそのフードバレー構想の中で6次産業化、加工して売っていきこうじゃないかというような取り組みが進められているというようなことであります。

先般、これは先般と申しますか、9月3日ですね、球磨地域振興局の大会議室で、人吉球磨管内市町村長と球磨地域農業協同組合の意見交換会をさせてもらったときに、そのテーマの一つが栗の振興だったわけです。もうまさに山江のために案として出してもらったようなものであります。その中で、もろもろ意見交換して私初めてJAのほうから話を聞きましたら、JAの球磨栗というものがですね、非常に他地域から高い評価を得ている、球磨栗も。非常に欲しがっている。この生産量については、昨年度の取り引きが773トンですがとてもとても足りない状況であるというような話でありました。改めて、人吉球磨の栗が高品質でよそに対してもですね高い評価を得ているということを確認したわけではありますが、その分JAにはですね、欲しがられるということであれば、当然高値がつくはずですから、そういう戦略を練ってくださいというようなことを申し上げております。

それと、やまえ栗につきましては、当然山江村内で加工しておりますやまえ堂、

それから物産館で栗まんじゅう等々、今度商標登録を出願中でありませけれども、もありますので、その加工のほうにまず回したいというようなことを申しております。今後の取り組みとして、そういう高い栗として位置づけていくという取り組みは、やはり消費者のほうにやまえ栗はいい商品なんだということを認知してもらわないとやまえ栗は高く売れないということでもありますから、そういう流通のほうについてしっかり押さえていきたいとして、先ほどから申しておりますとおり、山村の活性化に、交付金事業ですね、その取り組みを進めていきたいと思っておりますし、ブランド化ではないですけど、ふるさと名物応援宣言、何度となくこれは言っていますが、栗のことです。8月、昨年12月に法律が流れました、この名物宣言の法律は。なぜ流れたかという、衆議院の総選挙でした。その後、終わったあと、やっと今回の国会で通ったと。山江村が一番最初にふるさと名物応援宣言をしてくださいということで、ほとんど出来上がっており、あとで企画調整の課長のほうから説明もあるかと思っておりますけれども、それをやることで山江のやまえ堂だとか物産館だとかがその栗のブラッシュアップ、要するにおいしい栗を品質高く売ることについての調査研究費が付きます。包装が付きます、デザインが付きますという補助金でやれます。そういうことで、有名なデザイナーをちょっと導入しながらですね、そういうことをやっていきたいと思っております。球磨栗、やまえ栗、両方とも双方とも非常にお菓子業界では重宝がられているということでもありますので、その戦略をちょっと練っていきなというのを思っております。加えてですね、やまえ栗ブランド化してますよということでもあります、先ほど答えたとおり、今140、50トンがそのまま何もしないでほっときますと100トン切ろうかと思っております。高齢者の方々がおられる。また、今回の台風災害により、「もう栗はやめたばい」という方もちょっと聞きます。そういう方は誰か若手の方にその土地を貸していただきながらですね、貸借契約の中でその栗をしていく。また、企業が参入しながら、その企業が沿いの分を背負っていく。また新植もしていくというような方向で進めていけたらということでありまして、産業振興課のほうには桃栗三年でありますから、早々にその倍増はできませんので、そういう取り組みを10年後に向けてですね、しっかり一歩ずつ取り組んでいこうじゃないかということで、今申しているところであります。

地域のブランド化の違いというものが、わかりやすく言いますと、こういう現象が起きます。米であります。山江の米、大変おいしいと言われておりまして、こういうことがありました。これ、娘が言いました。私の娘が埼玉の大学に行きました。バレーボールをしておりまして、体育会系で。バレーボールをする中において、男は飲み方するわけですけども、女性は食事会をするみたいで、その部員のと

ころを回して食事会をしているときに、うちの娘のところで食事会をしたときに、この米はおいしいと、山江から送った米であります、私のところから、大変高評価であったそうです。特に、この米はうちの米よりおいしいといった子は、新潟の魚沼の子だったそうです。新潟の魚沼産の米は3、4万で売れます。あまり味が、食味が変わらないという米が農協取り引きで6,000円ぐらい程度、おかしいんじゃないだろうか、戦略不足だと私は思っておりまして、やはり良い品質であればしっかり消費者に認知をされるような戦略を持ちながら、またいろんな努力を積み重ねながら山江の栗を市場に出していければということでは思っているところであります。ブランド化については、以上のようなことで取り組んでいきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修君。

1番（赤坂 修君） 今、現在、ただいま答弁をいただきましたけれども、米についてもですね、私も聞きましたけれども、山江の米はですね、食味の試験を行った結果最高ランクであったというような話も聞いております。また、栗におきましては、当然ですね、昔からやまえ栗として農協のほうでもですね600トンぐらいの真夜中までですね、出荷をしていたような現状もありましたので、今現在、JAくまより青果としての山江栗と仕分けしてのですね、出荷をしていただくということでもありますけれども、なかなかその球磨栗とやまえ栗と分けて選果をするというのもなかなかよく、こっちからでもですね、要望指導をしていかないとですね、なかなか難しい問題だと思います。今現在、26年度の事業報告では、山江村の栗の面積が200ヘクタール、出荷数量が110トンということではあります、今年度は16年ぶりに台風15号が直撃したということで、栗の落下、枝折れ等の被害で4割減と言われております。JAくまからのやまえ栗としての選別してですね、出荷をしていただくということになりますと、まずは生産量の拡大が必須問題になるかと思っております。村長が掲げておられます10年後の栗の出荷量300トンですね、この辺を長期計画を持ってですね、いろいろ生産者の高齢者、後継者不足、また改植・新植の推進、低樹高剪定の徹底、集荷販売体制などの多くの問題もあるかと思っておりますけれども、やまえ栗の青果としてのブランド化の復活に向けてですね、長期計画をもって実践していただきますよう要望するところであります。

続きまして、2点目ではあります、味園万江井出ノ口バイパス線についてということで通告をしておりますので、質問をいたします。4年前のことで恐縮ですが、丸岡から万江井出ノ口に抜ける路線、万江井出ノ口バイパス線村道新設改良工事というちょっと長い工事名ですが、予算化もされていた、この事業が実現できなかったことに大変残念に思っております。平成22年度から平成23年度の議会議事録

を読んでみますと、議会でもいろいろな議論がされているようであります。丸岡までできております山田と万江を結ぶ路線は山田と万江の合併後、山江村の悲願でもあり、経済産業人的交流観光面からも大変重要な基幹道路として位置づけをされ、事業推進という執行部、議会双方の一致があり、進められていた事業であります。その後の議事録を見ましても議会での議論もなく、いつの間にかこの事業が自然消滅したように私は感じております。この事業に関心を持っておられた村民の方もですね、そう思っておられる方も多かっただのではないかとこのところであります。推測するに、当然事業をする側と相手側、地権者の方もおられますので、用地交渉の問題等だとは思いますが、この事業が中止になった経緯をですね、わかる範囲で結構ですのでお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問につきまして回答いたします。議員が言われましたけれども、味園万江井出ノ口線のバイパス工事ですけれども、平成22年度からの新規事業でございます。平成21年度に要望を行いまして、事業が計画承認されまして、平成22年度から取り組んだ事業でございます。

年度ごとの大枠の経緯をご説明いたします。

初年度、平成22年度は当初予算で測量設計と工事請負費を計上したところでございます。12月に1回目の関係者説明会を開催しましたが、説明会がちょっと遅れたということで、用地同意の承諾が進まず年度内の完了が困難と判断ということで、12月議会の予算補正をしておるところでございます。

それから、2年次の平成23年度ですけれども、当初予算で測量設計調査費、それから工事請負費を計上しております。5月に13区、14区の住民を対象に、万江地区事業説明会と併せて説明を行っております。また、6月には山江村議会の全員協議会へ事業の経過報告も行っているところでございます。それから、7月、地権者等の関係者への概略設計によりまして、2回目の関係者説明会を行い、立ち入り測量の同意と現地調査へ入る旨の協力依頼を行いました。一部の方の立ち入り調査の協力が得られず事業が難航しました。さらに戸別に調査依頼の同意の交渉を行いましたが、承諾は得られなかったということで、23年度においてもこの事業は進められなかったところでございます。また、この間、7月ですけれども、13区と14区、地域懇談会が開催されまして、地元住民の方には経過説明を行っているところでございます。予算においても12月と3月議会で補正を行っているところでございます。

平成24年度においては、当初予算で測量調査設計費を計上したものの、申請要望、県との、これ県に要望することでございますけれども、県と協議した結果、事

業の見通しが立たない限り申請は見送ったほうが良いという指導で、補助金の申請は行いませんでした。予算においても3月議会の補正を行いまして、その補正の際は国の経済対策で追加した事業の新規事業と増額補正を相殺し、流用をし、事業の中止をしたものでございます。いずれも補助金の社会資本整備総合交付金事業でありまして、すべて事業間の流用を行っておりまして、補助金の返納ということはやっていない状況でございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修君。

1番（赤坂 修君） ただいま建設課長のほうから経緯については詳しく説明をいただきましたが、地元に対する経過説明は行われたということで、大変苦労されている工事だったとは推測いたします。山田と万江を結ぶ主要道路につきましては、丸岡から温泉センターのほうに抜けております味園万江井出ノ口線、今現在温泉センターのほうに出ている道と西川内から笠野に抜ける味園涼松笠野線がありますが、道幅も狭く曲がりくねっておりまして、平素はもとより緊急時、今回は台風15号の直撃を受けましたが、防災の面から要を成していないように思われます。また、山江温泉センターにおきましてもリニューアル等村からも6,360万円の多額の投資をされ、今現在支配人を中心とされ、社員一丸となり赤字解消、黒字化に向けて努力されているところでございます。観光面から見てもですね、人吉から来ますと相良三十三観音12番札所である合戦ノ峰観音、時代の駅むらやくば、山田大王神社、高寺院、丸岡公園に上りまして山江温泉センター、淡島神社、清流万江川と山江村の宝とするところがありますが、計画があった路線はそれらを結ぶ観光ルートとして山江村の活性化を促進する起爆剤として多くの期待が寄せられていたのではないかと私は思っております。また、その当時の計画ではですね、工事期間は4年から5年という計画だったということで、当初計画どおりにですね、道路建設が進んでいたらと考えるところであります。内山村長におかれましては、今の説明ですね、ちょっとあれですけども、当初どのような構想を持ってですね、この事業を計画されたのか。また、村長自身は、補助金は返納されてないということでございますけれども、補助金等もですね、当初予算措置をされてこられた事業が中止になったことについてどのように考えておられるのかお聞かせ願えればと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。味園万江井出ノ口線の件であります。当時のことを思い起こしますと、当然国の事業メニューが出そろったということがありました。5年間かけて総予算が7、8億円かかったと思っておりますけれども、その予算がとれそうだと、付いたんだということでもあります。当然、国の予算でありますか

ら1年1年補助金を申請しながら、いわゆるあそこはなぜその高額な金額になったかということ、曲がりくねっておりますので、丸岡から橋を架ける必要もあったと、直線的に下すというような計画でありました。ある意味ではトンネル掘ったが一番近いんですけども、当然山田と万江を結ぶ、そして現在、井手の口橋を今回改良するようにしておりますけれども、それから上に、馬草野のほうに抜けて球磨村に抜けるというような構想も実はありまして、北の市町村間の下球磨の町村間の道路でもなるというような期待を持ちながらの事業予算でありました。ただ、その経緯は私も不在であります。やめていたところでもありますのでよくわかりませんが、用地交渉がうまくいかなかったというようなことであります。ということは、考えますと、本当に地元が期待された事業でないということであれば、その事業を押し進めていいのかなという気もいたしております。

いずれにいたしましても、明治22年に合併いたしまして125年目を迎えます。あと5年後は130周年を迎える中において、やはり万江と山田地区を結ぶ基幹の道路については、私は将来に向けてですね、やっぱり必要じゃないかというふうに考えてはおりますけれども、先ほど言いましたとおり、再度地元の住民の方々の意向も聞いてみたいと思うところであります。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修君。

1番（赤坂 修君） ただいま村長からもお伺いをしましたけれども、先ほどの建設課長説明でですね、用地交渉がうまくいかなかったという説明でありましたが、これにつきましてはですね、平成23年3月の定例議会でも最悪用地交渉がうまくいかなかった場合はどうするのかという質問もされ、執行部の答弁では最悪の場合も想定していろいろな路線計画を議論されているようでございます。私は思うのですが、議会でもやり取りを読む限りではですね、山江村の悲願でもある山田と万江を結ぶ路線は大変ご苦労、努力をされた結果だろうとは思いますが、村民の方から選ばれた首長、議員の方が議会で議論をし、事業推進と決定した後は執行部でですね、もう一步踏み込んで使命感と熱意を持って取り組んでいただければ、必ずや実現できた事業ではないかと、私は思うところであります。大変難しい問題もあったとお聞きしましたが、是は是、非は非とよく言われますが、この経緯を見ますと、山江村にとってこの事業はまさに是は是の事業ではなかったのかと思うところであります。内山村長におかれましては、山江村にとって悲願でもありますこの路線、丸岡まで来ております。今回下の段橋の架け替え工事も始まります。このバイパス線は丸岡から下りて下の段を通り上原田までつなぐ道路の計画でもあったと聞きます。中止をされた事業ですが、再度リセットをしてですね、今までの問題の検証、検討等を行い、山田と万江を結ぶバイパス線を推進していただくお考えはな

いでしょうか、再度お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほど申し上げましたが、明治22年合併以来、万江村と山田村が125年目を迎えるということでもあります。なかなか今まで、今でもですね、その山田、万江を行き来するには人吉のほうを回って行かれる方も見受けられる状況でありますから、やはり一つの村として連絡すると言いますか、しっかり地域を結ぶ基幹の道路はいろんな面でもですね、産業面でも生活面でも観光面でも必要な事業だとは思っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、地元の協力がなないとこの事業もできないということもありますので、果たしてどれくらいですね、本当にこの事業を願っている人がおられるかということについては、また私なりにですね、聞いてみたいと、住民の方々に聞いてみたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修君。

1番（赤坂 修君） 今、答弁をいただきましたけれども、なかなか政府でもですね、現在はインフラ長寿命化計画の推進による建物、橋梁の耐震化、減災対策に力を入れられ道路建設としての戸別補助金の原則廃止と新設道路の建設解消は容易ならざるものとなっておりますが、今後国の政策がどのように変わるかわかりません。地元の同意ということが一番の前提ではございますけれども、山田と万江の合併後125年経っていると言われますけれども、山田と万江を結ぶ基幹道路としてですね、再度山江村の悲願でもあるバイパス線実現を要望いたしまして、大変難しい質問ではございましたけれども、要望いたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） 次に、5番、立道徹議員より、1、丸岡公園維持管理及び今後の整備等について、2、定住化促進に向けての宅地造成について、3、自然災害に対する対策についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。立道徹議員。

#### 立道 徹君の一般質問

5番（立道 徹君） それでは、最後の質問者、5番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の前にですね、先の台風災害、多くの方が被災に遭われました。皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。まず1点目ですけど、丸岡公園の維持管理及び今後の整備等について、2点目が定住化に向けての宅地造成について、3点



目は自然災害に対する対策についての3点をさせていただきます。

毎年、4月の20日前後ですね、下旬ごろにつつじ祭りが開催されていますが、丸岡公園のつつじの開花状況をホームページ等、随時情報発信し、つつじの名所の魅力と山江村の良さをアピールするとともに、祭りによる交流人口を増やすことが目的で開催されるということですが、果たして最近のつつじの開花状況を見たらですね、つつじの名所と言えるでしょうか。今年つつじ祭りはいかがだったでしょうか。そしてまたお客様の反応はきれいなつつじだったと言われた方がいらっしまったのか。これではですね、せっかくのつつじの名所と言えることがですね、開催する目的にも達してないのではないかと思います。年間ですね、維持管理及び管理委託業者、また年何回手入れをされる、そしてまた現在のつつじの剪定時期についてお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。冒頭につつじ祭りの話をさせていただきました。確かに今年つつじ祭りはつつじが出そろっておらず、非常に何か寂しい思いも、私自身もしております。つつじの勢いがなくなったというのが一つあります。肥料が足らんのかなというのが一つあります。もう一つは、なんでこぎゃん咲かんとかなということで人に尋ねてみたところ、剪定の時期をですね、間違っていた。夏になって剪定してしまったというような話も耳に入っております。いずれにしても、山江村、その桜とつつじで、また村の花がつつじでもありますし、発信しながら盛大に祭りができるようにということを念願しているところでありますので、その付近のところにつきましても、肥料なのか手入れなのかを含めてですね、しっかりやっていかなくちゃいけないと、私自身感じているところであります。

あと、具体的な先ほどの内容につきましては、手入れの内容につきましては企画調整課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、丸岡公園の維持状況について、管理状況についてお答えいたします。

丸岡公園の年間の維持管理につきましては、昨年の事業費実績で申し上げますと、公園の除草、それからトイレの清掃費でございます、これが99万360円。それから、剪定作業が37万4,760円で、合計の136万5,120円でございます。また、このほかトイレ等の電気料金ですね、それから上下水道使用料、それからトイレトーパーなどの消耗品、そして浄化槽の管理費、去年は修繕料も少し払っております、総額で216万4,441円の年間の維持費を要しております。

す。除草とトイレの清掃、それから剪定作業につきましては、山江村シルバー人材センターのほうに委託をいたしております。また、除草作業につきましては、年3回、6月、9月、3月に行っております。それから、剪定作業につきましては、ツツジと桜に分けてありまして、それぞれ年1回。それから、トイレの清掃につきましては週1回以上行っていただくと。春と秋の来園者が多い時期には見回っていただきまして、美観が損なわれていれば追加でお願いしたいということで契約を交わしております。

今年度のツツジの剪定時期ということでございますけれども、先ほど村長が申し上げましたように、去年は剪定の時期がですね、遅れたようでございまして、花芽を切ってしまうというような状況で、今年は花が咲かなかったということを受けまして、まず除草作業等の契約は6月1日をお願いしております。6月いっぱい終わっていただいて、その後剪定をということで考えておりましたが、除草作業に長雨とシルバー人材センターの人員不足ということで7月いっぱいかかっておりました。それで、剪定の時期としてはこれは遅いんじゃないかということで、今年は剪定をですね、見送っております。やはり剪定を適時に行いますと、また今年のように花が咲かないということが予想されましたので、来年の剪定と併せて行いたいということで、今年は見送っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） その点とですね、あと丸岡公園の周辺ですね、道路関係ですけど、村道寺の下丸岡線、農道山田線、丸岡線、あと味園万江井出ノ口線ですね、その辺の維持管理等についてちょっとお尋ねしたいと思いますけど、よろしく願いします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、村道の維持管理についてということで、その中の除草作業ということですが、本村は村道路線を委託しております。委託につきましては、村内のシルバー人材センターに村道17路線、それから球磨中央森林組合に32路線を委託しております。丸岡公園周辺の村道につきましては、球磨中央森林組合に委託をしておりまして、作業時期としましては4月、このつつじ祭りを迎える前の4月を作業と、それから7月、8月、8月の帰省客、盆の前時期をということで、2回ほど委託をしております。これは、山江が全路線、路線は2回ということで計画しておりまして、イベント、それからそういう帰省客が来られるということの前には村道路線の除草作業を行っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） 今、現在、丸岡周辺の道路あたりもですね、草がボウボウ茂ってせっかく栗が一番最盛期のときにですね、草がボウボウしているのもいかなものかと思っております。伐採時期というか、除草時期もですね、4月と7、8月、実際は9月いっぱいぐらいがですね、草の生え時ですので、もし経費が大変でしょうけど、年3回にしてもらおうとかですね、その辺のご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、ツツジの剪定時期、これについて理想の剪定時期等は、私が調べた結果ではですね。やっぱり花が咲いて開花して、5月か6月、梅雨前にですね、やるのが一番ベターと言われております。これは来年終わったらそういう計画でおられると思いますけど、今後のですね、こういったツツジの名所と言える、せっかく丸岡公園があるので、今後もこういうイベントをされるのか、そしてまた今後のですね、丸岡公園あたりの整備等についてお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） イベントを続けるのか、丸岡をどう位置づけかということについては私のほうから答えたいと思いますが、当然、つつじ祭り長い歴史を持っております。したがって、このつつじ祭りというイベントはですね、やっぱり多くの方々に村内外から来ていただく祭りであります。また、多くの方々にぎわう祭りでもありますので、今後とも続けていきたいと思っております。

丸岡公園のツツジでありますけれども、つくってから守るということに加えてですね、公園についての考え方ですが、つくって守るということに加えてですね、やはりその活用して育てるという観念が必要だと、考え方が必要だと思います。公園のあり方としての考え方はですね、そういうことを思います。時に、やはり今後丸岡公園をしっかりと管理するだけでなくしっかりと活用していきたいということも思っているところであります。

剪定時期につきましては、企画調整課長より答えます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 適切な剪定時期ということでございます。これも専門家のほうにちょっとお聞きいたしました。やはり花が終わった後ですね、すぐ1カ月以内には剪定をしないと、もう次の年の花がついてくるということで、7月中にはですね、遅くとも終わらなければ、やはり次の年に花は咲かないであろうということでございました。また、ツツジの種類によりましては、低く刈り込んで育てるものと大きく伸ばしていくものがあるようでございまして、ツツジの種類によって剪定もやはり変えなければいけないと。本丸の上にはですね、在来種ですね、山江の何か珍しいツツジがあったようでございます。これは山ツツジみたいに高く

育てるといふ計画で、何か数年前してあったようでございますけれども、それも短く剪定してしまっているということですね、やはりこのあたりは専門家にですね、ある程度剪定についてはお願いしなければ理想的な公園はできないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

それから、イベントにつきましても先ほど村長が申しましたように、毎年4月に開催しております、毎年都市から多数のお客様をお迎えしております。また、整備につきましても農村広場、高校生のサッカーとかグラウンドゴルフなんかでもかなり使用されております。こういったところでグラウンドのコンディションも常に整備する必要があるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしましても、非常に人吉球磨では有名な桜とツツジの公園でございますので、やはりみんなからですね、美しいと言われるような状態をやっぱり年中保たなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） ですね、せっかく期待してお見えになれる方ですね、開花してなかったらさびしい思いもされると思いますので、その辺は、管理のほうはよろしくお願ひします。そしてですね、やっぱり委託業者、先ほど課長から言われましたとおりシルバー人材、何かえらく人材が少ないというか、そういう問題もあると思いますので、その辺もですね、委託業者への指導、アドバイス等もよろしくお願ひしたいと思います。そしてですね、いろいろ総合運動公園のお話も先ほどから出ておりますけど、これは私の提案というか、あれなんですけど、これをですね、もし広域で、人吉球磨でもし立ち上げるとしたらですね、名古屋にあります、愛知にあります刈谷ハイウェイオアシスという新東名高速、伊勢湾岸自動車道ですね、豊明から豊田南IC間にありますけど、私も行ったことはありますけど、ここの特徴がですね、高速道路のサービスエリア内に遊園地、グルメ、ショッピング、温泉。遊園地なんかはですね、メリーゴーランドとか観覧車とかなんかはありますけど、とにかく日本でもですね、屈指の売上げをやっている施設だということで、売上げはともかく、雇用もですね相当な人数が雇用できるということで、施設としては相当な金額は要ると思いますけど、その辺もですね、せっかくこの丸岡公園、温泉もありますけど、その辺の考えもですね、今後総合運動公園ではまだ白紙状態のような感じですので、その辺も考えていただければと思います。ハイウェイオアシス、一度行ってもらえたらいいと思います。とにかくすごいです。この辺は村長のお考えは、またちょっとお願ひします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ハイウェイオアシスにつきましては、実は山江村も、私担当だったわけですよ、久保田村長時代にですね、そのハイウェイオアシスの検討をさせてもらったことがありました。ただ、交通量等々の関係で非常に難しいんだというようなこと。実は、金立の、佐賀県にある金立のハイウェイオアシスを見に行きました。小布施にもありますけれども、そして東名にももちろんありました。向こうのハイウェイオアシスはですね、もちろん広くて数えきれないぐらいの車が来ているというようなことでありました。その延長線上に、実はハイウェイオアシスはサービスエリアの敷地からその高速に出入りすると、ハイウェイと一体型ということでもありますから。あの場所からですね、実は山田城の史跡ですね、それから丸岡につながつたらんかと思って歩いてみたんですが、実は谷で、そのこともできなかったということもあって、ロープウェイでも張らんばでけんぞというようなことも言ったことがあります。そういうことも含めて、つくって経営といいますか、B / C費用対効果が果たしてあるかどうかということで、あのときは断念しておったわけであります。また、このところ、ハイウェイオアシス構想につきましては、前村長のときにも構想として上がってきて、今立ち消えになっているんだろうと思います。なかなか難しくは、交通量も含めてですね、アクセスが外から直接アクセスされながら、またサービスエリアに停まった人等も入れるというような総合的なことがないとなかなか難しいんだろうと思います。ただ、もう一つは、先ほど言われました物産とつながる、温泉センターとつながるということは、非常に地方創生がらみで雇用もそうでありますけれども売上げも伸びるということでもあります。その付近はしっかり人が集まったら食事ができる、また物が売れる、農産物が売れるということにつながりますので、その付近のところはまだ今からではありますけれども、しっかり視野に入れていくところでもあります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） はい、まだまだ検討の余地があるということで、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問に入りたいと思います。2点目はですね、定住化促進に向けての宅地造成についてでございますけど、現在、西川内地区にですね、公営住宅の建設の計画もありますけど、まずはこの山江村にですね、定住、永住していただくためには本城の森のような造成をして宅地にし、分譲にして建設するのが何よりも定住化促進になるのではないかと思いますけど、まずは計画されているのか、また候補地等は考えておられるのかお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 宅地分譲地の計画ということでございます。山江村は

人吉市や高速道路のインターチェンジに近く、また子育て環境もいいということから、山江村へ移住したいという希望者が少なくはありません。このことから、現在公営住宅建設や空き家の活用などを含めて定住化策を進めておるところでございます。その中で、宅地分譲は定住化の有効な手段であるということから、新たな分譲地について検討しておるところでございます。用地といたしまして、耕作放棄地となった田畑等、多方面からですね、用地の活用を考慮に入れて住民の方々の理解を得ながら整備検討したいと思っております。また、地方創生ですね、戦略の中でも村内の企業などが行う宅地造成に、そういったもの予算を使えないかですね、検討も今やっているところでございます。

それで、候補地というのがですね、具体的にどこかというのがなかなか絞れないところでございます。過去にですね、まず机上で図面とか航空写真を見ながらですね、候補地を絞っております。大体9カ所ぐらいですね、選定いたしまして、その中がいろいろな有効性とか懸念材料とか、そういったものを協議しながら5カ所ぐらいをですね、絞り込んで現地調査をしております。しかし、道路であるとか上下水道、電気等がですね、整備されてなかったりとか、栗園であったりとか、農地耕作地であるとかですね、まとまった土地というのはそういったところしかなかございまして、現在はそういったところで5カ所ぐらいの検討はしております。今の状況は、以上のようなことでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） いろいろ検討されてるということでございますけど、一つはですね、候補地として山田井手口から丸岡公園に上がる沿線ですね、これも中山間地域になっておるところもありますけど、この辺は農振地になっていると思えますけど、除外なんかはできるような土地でございませうか。ちょっとお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 私が先ほど申しました5カ所につきましても、すべて農振地域がやはりかぶっております。今ご提案のございました丸岡公園に上るところですね、このあたりもやはり農免道路の左右がですね、大体農振地域になっておるようございまして、なかなか適地というところは農振がかぶっております。まとまった土地、かなり宅地造成となりますと広い面積が必要でございまして、この広い面積を農振除外するというのがですね、村のほうは定住化策の方針としてできるかもしれませんが、県との協議においてできるかと言えば、なかなか難しいところがあるんじゃないかなというところを感じておるところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） やっぱり農振地ということで、いろいろ大変ということでございますけど、今後ですね、山江村のためにはやっぱりその辺の交渉をやっていって、定住化に向けて進めていただきたいと思います。

そこでですね、熊本県ですね、建設業の、これは人吉支部なんですけど、今工事を発注する現場で残土処分、これが大変今建設の発生土が、処分の問題が出ております。今回、これは今進捗しているんですけど、良い土地があって、そこに泥を捨てるならば、一応協会でそういう工事を県から協会が請け合ってから造成してしまったら、跡地に観光振興とか、地域につながる活性化につながるようなことを考えておられます。こういう土地をですね、いち早く見つけたらタダでというか、無料で造成ができて、そしてもう宅地にしたら村に返すような計画をされております。この辺もですね、やっぱり早急に腰を上げてもらったら、本当経費が要らなくて済むと思いますので、その辺のことも考えていただければと思っております。

じゃあ、最後の質問に入ります。たくさん台風災害、自然災害に対する対策については出ておりますけど、1点だけですね、先ほど中竹議員からの質問の中にあっただと思いますが、山江村の村税減免条例について、どのような条例か質問させていただきます。

議長（秋丸安弘君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） それでは、お答えします。税制面での配慮ということで、山江村税災害減免条例とですね、山江村国民健康保険税条例があります。

まず最初に、山江村税災害減免条例についてはですね、個人住民税の減免ということで、納税義務者が災害を受けた年度の月以降の税額の免除については、前年度の合計所得金額が200万円未満で、住宅又は家財の損害を受けた割合が10分の3以上の人を対象に全額免除、2分の1免除、4分の1免除、8分の1免除と、それと農業者については前年度の合計所得金額が200万円未満と農業所得以外の所得が80万円を超えないことを条件に平年の収入の10分の3以上の減収によりまして、全額免除、10分の8免除、10分の6免除と10分の4、10分の2の減免措置があります。また、農地又は宅地の固定資産税は災害面積の状況によりまして全額免除から10分の4の軽減措置があります。また、家屋の固定資産税については、家屋の損害状況によりまして、全額免除と10分の8免除、10分の6免除と10分の4軽減措置があります。

また、山江村国民健康保険税減免に関する規則によりまして、国民健康保険税の減免措置がありまして、納税者が災害を受けた年度の月以降の税額の免除については、前年度の合計所得金額が200万円未満で、住宅又は家財の損害を受けた割合が10分の3以上の人を対象に、全額免除と2分の1免除、4分の1免除、4分の

1 免除と農業者については前年度の合計所得額が200万円未満と農業所得以外の所得が80万円を超えないことを条件に、前年度の収入の10分の3以上の減収によりまして、全額免除から10分の2の軽減措置があります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5 番（立道 徹君） じゃあ、今回の台風災害に対して該当するところというか被災地というか、それはありますか。

議長（秋丸安弘君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） 今回のですね、災害につきましては、一応農業所得が該当するかと思います。それについては、国の被災等ハウス、その辺じゃないかと思えます。収入に応じての割合ですから、2月か3月の申告の時期にならないと、その状況がわからないかと思えます。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5 番（立道 徹君） やっぱり栗なんかも収入100万円とか、そういう栗園をされてたところも今回の台風で落下して収入がないということもありますので、その辺はですね、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（秋丸安弘君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----  
散会 午後6時04分



第 3 号

9 月 1 8 日 ( 金 )

## 平成27年第6回山江村議会9月定例会（第3号）

平成27年9月18日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 同意第 2号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めること<br>について  |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて  |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて   |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運<br>営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制<br>定について  |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、<br>設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに<br>係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準<br>を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 認定第 1号 | 平成26年度山江村一般会計決算の認定について   |
| 日程第 7 | 認定第 2号 | 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認<br>定について   |
| 日程第 8 | 認定第 3号 | 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定に<br>ついて   |
| 日程第 9 | 認定第 4号 | 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認<br>定について   |
| 日程第10 | 認定第 5号 | 平成26年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定に<br>ついて   |
| 日程第11 | 認定第 6号 | 平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の<br>認定について  |
| 日程第12 | 認定第 7号 | 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の<br>認定について  |
| 日程第13 | 認定第 8号 | 平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の<br>認定について  |

- 日程第 1 4 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度山江村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 要望第 1 号 改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用の要望書
- 日程第 2 2 議員派遣の件
- 日程第 2 3 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会）
- 追加日程第 1 発議第 1 号 株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議について

2．出席議員は次のとおりである。（10名）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君   | 2 番 横 谷 巡 君    |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君    |
| 5 番 立 道 徹 君   | 6 番 谷 口 予志之 君  |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君  |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 10 番 松 本 佳 久 君 |

3．欠席議員は次のとおりである。（0名）

4．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5．地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	豊 永 知 満 君	税 務 課 長	福 山 浩 君
企画調整課長	北 田 愛 介 君	産業振興課長	蕨 野 昭 憲 君
健康福祉課長	平 山 辰 也 君	建 設 課 長	白 川 俊 博 君
教 育 課 長	山 口 明 君	会 計 管 理 者	中 山 久 男 君
農 業 委 員 会 長	迫 田 教 文 君	代 表 監 査 委 員	木 下 久 人 君

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日程第10の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。

なお、3回を超える場合は、第54条但し書きより議長の許可を得てお願いいたします。

日程第1 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第2 議案第39号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、議案第39号、山江村手数料徴収条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、議案第39号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第3 議案第40号 山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、議案第40号、山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第40号、山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第4 議案第41号 山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、議案第41号、山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第41号、山江村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第5 議案第42号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第42号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第42号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第6 認定第1号 平成26年度山江村一般会計決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、認定第1号、平成26年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久君。

10番（松本佳久君） ただいま議題となっております平成26年度歳入歳出一般会計の決算書について、質疑を行います。

監査委員、大変ご苦労されて素晴らしい意見書を作ってもらっております。この中で1点だけ代表監査委員にお伺いいたします。

9ページですが、経常収支比率の推移を書いてくださっております。一番下に標準値として75%以下が望ましいと書いてくださっておりますが、今年は89.7、四捨五入すれば90です。これはざっとした考えでは、100入ってきたときに90はどうしても必要なお金だという意味だと思います。これが平成23年度は78で80、84、そして今回は89.7と徐々に上がってきております。その下のほうに、普通交付税の減額が主なものであるという意見も書いてもらっておりますが、この経常収支比率に対する監査委員のご意見、そして今後の動向等についてはどのようにお考えですか。そのご意見というのは、なぜ90近くまで上がってきたのか。もちろん普通交付税の減額とは書いてありますけれども、そのほかには何か原因がなかったのか、監査委員の見解を求めたいと思います。よろしく願います。

議長（秋丸安弘君） 木下監査委員。

代表監査委員（木下久人君） それでは、ただいまの質問についてご説明をさせていただきます。

まず、今年の経常収支比率につきましては89.7%というふうな、約5.6%の上昇をしております。原因といたしましてはですね、普通交付税において、普通交付税がですね、4,394万7,000円減額となっております。ただ、経常収支比率の率の出し方については、議員もご承知でございましょうけれども、いわゆる分母の部分が4,394万7,000円減ったということと、やはり歳出のほうですね、経常的な支出がちょっと多い部分もあったんじゃないかなというふうには思っております。

今後ですね、やはり正常といいますか、この経常収支比率を下げていくということにつきましては、いわゆる自由な金がいっぱい使えるということでございますので、やはり執行部におかれましては、行財政改革をさらに推進をされ、歳出削減に取り組まれていかれることが必要ではなからうかと思っております。まず、この分母の部分のですね、普通交付税が大部分を占めるわけでございますけれども、税収、いわゆる村税の部分もですね、徴収率を上げて、分母を大きくしていくという



ことも大切なことですので、徴収率向上にも努められ、今後経常収支の改善を図っていただければと考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本議員。

10番（松本佳久君） 昨日の一般質問を中で村長は、地方交付税についての答弁もいろいろされておりました。そこで非常に基本的な質疑で申し訳ないですが、地方交付税の原資、財源は、どのようにして算定されるのか。これは国税の一定割合が地方に来るとは思うんですけど、その原資、国の地方交付税の基となるお金は、どのようなことで算定されておるのか、質疑をいたします。

議長（秋丸安弘君） それでは、お諮りします。

暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、暫時休憩をしたいと思います。

- - - - -

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、先ほどの質問に対してお答えいたします。

地方交付税の総額でありますけれども、所得税・法人税の33.1%、これは平成27年度からということでございます。それから酒税の50%、これも平成27年度からということになっております。それから消費税の22.3%、これは平成26年度からとなっております。それと地方法人税の全額ということとなっております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） もう1点質疑をいたします。決算書で言えば45ページ、建設課の住宅関連予算、それから46ページだろうと思いますが、教育費の中の給食関連予算であります。

まず、村営住宅の概要というのが、この事務報告の116ページに書いてあります。これを見ますと、耐用年数を大きく過ぎた住宅や、耐用年数近くなっている住宅も多く見受けられます。北永シ切については、希望者には払い下げの方向で工事をされている、その工事費等があがっているところではありますが、今後の村営住宅

政策として、新しいのも造られるでしょうし、特に古い村営住宅、あるいは耐用年数近くなってきた村営住宅のことについては、どのような計画でおられるか、質疑をいたします。

もう1点は給食でございますが、昨年10月より村費を投入して無料化が実現されております。その中で、日本古来の飲物であるお茶等は出しておられるのかどうか、あるいは出される計画はあるのか、以上の2点について質疑を行います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の村営住宅の概要ということでございまして、耐用年数を経過している住宅が、116ページ事務報告から見ますと、新寺の下住宅等がありますけれども、永シ切団地等も経緯しておりまして、ご承知のように現在、分棟工事を進めまして、分棟工事後に譲渡という計画を進めております。新寺の下団地のほうも、ここの構造は長屋構造でございまして、検討もしておるところでございますけれども、敷地等も限られておりまして、住んでおられる方もおられるということで、なかなか全体的な改造というのもですね、ちょっと進まない状況でございます。しかしながら、住んでおられる方もおられるし、構造上も古くなっているということで、全体的にですね、公営住宅を検討していかなければならないということだと思っております。今のところはですね、今後検討するということでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 大平教育長。

教育長（大平和明君） 給食時におけるお茶の提供ということですが、現在やっております。ただし、運動会等で熱中症予防で、各自家庭から水筒を持参し、その中にお茶、あるいは水等々が入っているやもしれません。学校給食での茶の提供というのはありませんか。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 最初の質疑で、監査委員から、経常収支比率のことや地方交付税のこと等を答えていただきました。また、2番目の質疑で、総務課長から、地方交付税はどうやって算定されるのかという仕組みを答弁いただいたところです。

そこで村長にお伺いします。昨日の一般質問でも、国に対して地方からこういう声を上げなければいけないというようなことを力説されておりましたが、再度この地方交付税に対するあなたの考え方、そして、国はこういうことをやるべきではないかというのがあれば、答弁をいただきたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それでは、地方交付税に関する考え方というご質問だったと思

います。昨日もその地方交付税のことについては、私の考えの一部を申し添えていたところであります。いわゆる地方交付税の算定については、山江村の基準財政需要額という、山江村のこの村を運営するのに最低幾ら要るんだという金額があります。18億数千万円だと思います。それからですね、税収とか諸収入とかを入れて、いわゆる山江村の収入分を差し引いた分が、地方交付税で基本的にですね、来ると。いわゆる18億円基準財政需要額があるとすれば、山江村の税収をはじめ、もろもろの収入が2億5,000万円とすれば、残りの16億5,000万円は交付税で手当てをされるということになっております、基本的には。

先ほど総務課長が申し添えたその地方交付税の財源でありますけれども、所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税、これは動くわけであります。毎年度毎年度動いていきますので、その地方交付税の充当分の総額が、国には16兆4~5,000億あるわけですが、毎年毎年法人税といいますが、景気が悪かったら、その金額が33.1%ですから収入が少なくなる。そうなりますと16兆4~5,000億あったのが、会社等の景気が衰退することで、15兆、16兆を割るということもあります。そうすると当然その分だけ国の全体に配分される消費税のパイが減りますから、総額が減りますから、山江村の地方交付税総額、いわゆる基準財政需要額から村の収入額を引いた残りを来るとということ自体がですね、できなくなる、減っていくということです。

地方交付税が減るとということは、その分直接山江村の経常収支比率を悪くしますし、いろんなことができなくなるというようなことでもありますから、その動く地方交付税の財源の額、いわゆる16兆4~5,000億だったと思います、今年は、それが毎年動くのを、地方固有の財源として固定してくださいと。固定すべきだと。毎年毎年そういう地方交付税が動いたらたまらんど、地方の経営はたまらんど、地方創生といいながらも、しっかりとその時の経営の要するに地方財政計画と申しますが、申しますが、今後の財政計画を作っていくのを、それが立てられないじゃないかというようなことも含めて、その声を今、地方交付税の総額については、地方固有の財源として固定をして、法律化をして固定をしてくださいというのを要望しているところであります。この声は、地方から全国町村会でも上がっております。当然、知事会、全国の議長会、また市町村の議長会からも声を上げるべき問題だと思っておりますし、そういう声も折に触れ私も主張しております。ですので、昨日申したのは、一緒になってそういう運動をお願いしたいと、ということをお願いしております。ご質問にはそういうことでお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

10番（松本佳久君） 質疑を終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） 一般会計の決算について、一部質疑をしたいと思います。

まず初めに、決算の歳入、一般会計の歳入の中ですね、村税の不納欠損が220万7,549円、これは7ページです。それから、これだけではありません、今後についてはまたあとで言いますけれども、この不納欠損220万7,549円ありますが、なかなか私も経験上難しい面があると思いますが、どのようなスタンスですね、事務的に進めてこられて、これだけはどうしても不納欠損しなければならなかったというようなところを、事務の動きについてお尋ねをいたします。

まず、1点お願いします。

議長（秋丸安弘君） 福山税務課長。

税務課長（福山 浩君） それではお答えします。

村税につきましてはですね、一応徴収に課員がお伺いしますけど、その際、一応徴収に伺ってもなかなか納めてもらえないということで、一応5年間経過したもののについては、一応不納欠損ということであげております。以上です。

内容につきましてはですね、行方不明者とか、どうしても見つからない人とかですね、あと執行停止と滞納、督促状、執行5年経ったものに対して、一応不納欠損はあげております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 税の徴収については、非常に苦労しながら徴収をしているということでもあります。各種滞納処分等々の研修会にも職員を行かせて、勉強させながらということでもあります。不納欠損につきましては、いわゆる行方不明等この人が見つからないとか、どうしてもという分については執行停止をして、執行停止後については3年間で時効が成立しますので、その分は順次あげていくということでもあります。

5年間と今、税務課長が申しあげましたけれども、もろもろの時効の中断をしまして、いわゆる、督促状を出すとその事項が中断しますから、督促状を出して時点からまた5年間の期限があるわけでもありますけれども、そういうことも含めて、なかなか徴収が見つからないとかいうことについては、その督促をしながら執行停止をして3年で落としていく。それから、滞納処分をしながらですね、落としていく分もあろうかと思えます。いわゆる、もう取れない状況になった、滞納処分をしてですね、滞納処分手続も行っているということでもありますので、いわゆる、そういう法に基づきながら不納欠損の処理をさせてもらっているということでもあります。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番(中竹耕一郎君) 大変ご苦勞はされたと思いますが、ただ、そういうふうな預金調査とか追跡調査、納税相談、そういうふうな努力をどのようにされたのかというのを聞いたかったわけでありませう。

次に、代表監査委員にちょっとお尋ねですけども、この審査意見書の中ですね、3ページに書いてあります。3ページの下のほうですね、本年度の実質単年度収支額は8,465万2,000円でありましたというのとですね、それから、21ページに実質単年度収支は4,814万3,000円の赤字でしたということがあるんですが、多分これは前段のほうの数字が違ふんじゃないかと思うんですが、どちらが本当なんだろうかね。

議長(秋丸安弘君) 木下監査委員。

代表監査委員(木下久人君) それでは、お答えいたします。

まず、3ページの件でございます。実質単年度収支 4,814万3,000円ですが、これは計算式がありましてですね、単年実施収支というのは、単純に収入から支出を引いた分が形式収支のCですね。翌年度へ繰り越すべき財源、これがそれを引きます。そして、それを引いたやつの実質収支、いわゆる2億2,071万1,000円、これはいわゆる予算書で出てきます繰越金ですね、これが丸々一般財源として繰り越しをしていきます。そして前年度の実質収支、平成25年度が2億8,326万4,000円、これを引きますとですね、6,200万円ですか、これは要するに、去年よりも今年のほうが実質収支は低いんですよという計算です。それから積立金、これは財調とかもろもろの預金利子とかありますね、それを引いたやつですね。そして預金を、預金といいますか基金を取り崩す。そして、ここに計算しておりますG+H-I+J、これを引いたやつが実質単年度収支といいます。これについてはこのとおりに間違いございません。

21ページだったですか、実質単年度収支というのは、これちょっと計算方法がありまして、ちょっと私ここに持ってきておりませんけれども、これは赤字ですね、要するに去年よりも今年のほうが少ないですよという表現でございます。そういうことです。

議長(秋丸安弘君) 中竹耕一郎君。

8番(中竹耕一郎君) 説明はわかるんですが、本年度の実質収支については、8,465万2,000円でしたというふうに書いてありますので、21ページの数字と、これは21ページは赤字、23ページについては黒字ということですが、多分これは本年度じゃなくて、平成25年度の実質単年度収支だろうというふうに思うんですがね。そうでしょう。だからむすびのほうに書いてある数字が本当であつて、だから平成25年度が8,400万円です。

議長（秋丸安弘君） 木下代表監査委員。

代表監査委員（木下久人君） 訂正をさせていただきます。3ページの件でございます。 のですね、本年度の実質単年度収支8,465万2,000円としておりますけれども、これは平成25年度の数字でございます。正しくは4,814万3,000円の赤字でございます。訂正をさせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） はい、わかりました。ではもう1件いいですか。もう1件だけ、ページはですね、13ページ、財産貸付収入の中で6万6,000円の未済が入っておりますが、この件については、今後どういうふうにされますか。不納欠損であとは落としていかれる予定ですか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それではお答えいたします。

この6万6,000円につきましては、これは栗選果場を玉ねぎの収集場所ということで貸し付けをしておりました。この6万6,000円は、1万6,500円の4カ月分ということで、これは督促・催促を行っております。書留によってですね、催告のほうをしております。5月4日、5月10日ということで、これにつきましては、届いているというのは確認しております。ただ電話で催促してる中で、何回か掛けてもその相手のほうが電話に出られないということで、これから連絡を取るようにはですね、納入してもらおうようにしていきたいというふうに考えております。

8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） 一般会計のほうで、審査意見書に書いてあります不納欠損の決算額でございますが、15ページでございます。不納欠損がですね、総額の493万円ほどありますが、収入未済額これもまだ取れてないから、頑張って1,000円でも2,000円でも取ってもらわんば、5年という期限がありますので、特にですね、村民税も490万円ほど、それと固定資産税が858万円ほど、それと大きいので国民健康保険ですね、3,247万円ほどあります。それから、あとは簡易水道とかいろいろありますが、総額の5,027万7,823円ということになっておりますが、これにつきまして取る、取ってもらうように努力をお願いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 税務課長。

税務課長（福山 浩君） それではお答えします。

税金についてはですね、一応納期減まで納付されない場合、一応原則として20日間以内に督促状を発送しております。そのあとに催告ということで、督促しても納付されない場合、文章と電話、また自宅訪問等を行っております。また、そのあと財産調査ということで、一応金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行っております。最終的に差押えということをするようになっておりますけど、一応職員全員で徴収を行っておりますが、なかなか納めてもらえない現状でもあります。今後とも職員一同で努力をしてまいりたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ちょっと私のほうからも補足させていただきます。税の調定というか、総額が減ればそれだけ徴収率は減ると、面白い現象があります。それだけ世の中は厳しいということであろうかと思えます。不納欠損につきましては、先ほど申し上げましたとおり、督促状を出すとですね、出した時点からまた時効が中断して延長しますので、その付近はそういうことを繰り返しながらやっているということでもあります。

この税務徴収、その担当課、徴収係を置きまして徴収してるということでもありますけれども、まず指示としてはですね、現年度を確実に納めてもらうようにやってくださいと、やりなさいと。現年度が残りますとまたそれが滞納にまわって、次々にたまりますので、その滞納分を減らすには、現年度をまず徴収して、その残りの滞納分をお願いするような形で、やっていこうじゃないかというようなことを言ってます。

それと督促・催告状を出しますけれども、その後自宅訪問する中で、しっかり納税の計画をですね、書いてもらうということは肝要であろうかと思えます。もろもろそれでも応じてもらえないところは、通帳を調査したり、また差押え等々もさせていただくというようなことではありますが、大変なんか事情を聞きますと、担当のほうも非常に世の中の景気が苦しい中に、苦勞しながら徴収しているという状況がありますが、税の公平さという観点からですね、まじめに払っている人との差があってはいけないということでもありますから、そういう基本的なことを踏まえてですね、今後とも努力していきたいと思っているところであります。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 私もですね、4年前にやっぱりここにおったときですね、そのときもやっぱり5,000万円ぐらい収入未済がありました。ですからですね、納税する人、しない人では格差があります。山江が、さっき村長が言われるとおり、2億5,000万円ぐらいの税収と言われましたが、その中の5,000万円というのはふとかなですもんね、やっぱりね。ですから、やっぱり払う人と払わない人の均

等を考えた場合、払わんでもよかつじゃなからうかというふうに思われたらいけないですね、できるだけ頑張ってお支払いします。終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。日程第6、認定第1号、平成26年度山江村一般会計決算の認定については、認定することに決定しました。

- - - - -

日程第7 認定第2号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、認定第2号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、認定第2号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第8 認定第3号 平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、認定第3号、平成26年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 8、認定第 3 号、平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第 9 認定第 4 号 平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 9、認定第 4 号、平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 9、認定第 4 号、平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第 10 認定第 5 号 平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 10、認定第 5 号、平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、認定第5号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第11 認定第6号 平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、認定第6号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、認定第6号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第12 認定第7号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、認定第7号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久君。

10番（松本佳久君） 認定第7号、平成26年度特別会計ケーブルテレビ事業決算書について、質疑を行います。

まず、平成26年度事務報告の中の37ページから、ケーブルセンター係より詳しく報告がなされております。決算書の中では137ページに歳出がありますが、

その中のケーブルテレビ事業費、その中でも1目、放送審議会等費について質疑を行います。

予算は17万6,000円計上してありますが、支出済額は、報酬1万6,400円と旅費6,800円であります。不用額が10万8,600円と4万4,200円となっているようでございます。これは放送審議会や放送運営委員会等のことであろうかと考えますが、まず、この事務報告の中には、例えば、11ページに山江村有財産審議会の開会数とか、何を話し合ったか等の報告がありますが、ケーブルテレビセンターの報告には、どういう意見が出たかということはないようにこれからは見受けられます。そしてまた、予算も随分と残しておられるようですが、なぜこのように残ったのか、あるいは、そこで話されたことはどのようなことであったのか、それをケーブルテレビの運営にどのように生かしたのか、質疑を行います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 放送審議会、運営委員会等の開催状況でございます。

平成26年6月25日に放送運営委員会を開催いたしております。審議会のほうは平成26年度は開催しておりません。内容につきましては、インターネットのほうですね、議事録を一応掲載しております。一応この運営委員会のほうでは、番組のプログラムとかですね、そういったものを検討しておりますし、やはり運営委員会でございますので、この中で経営状況等についても議題としてあがっているようでございます。詳細のほうですね、どういうことかというのは、ちょっとここに手持ちがございませんけれども、インターネットのほうで議事録は掲載してございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 番組審議会あるいは運営委員会等、今後のことですけど、開催される予定はありますか。そして、その意見をどのように番組に生かそうと考えておられますか。

議長（秋丸安弘君） 企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） やはり審議会、運営委員会につきましては、インターネット、ケーブルテレビの増加普及ですね、加入率の増加に向けたような方策を取らなければならないと思っておりますので、その中で話し合われた加入率の増加とか、そういったものをですね、どういったふうに上げていくかと、そういった問題をやはり協議しなければならないと。その中で次の番組の制作であるとか、加入率の向上に向けた取り組み等も協議していかなければならないと思っております。毎年そういったことに協議会の運営は考えております。

終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、認定第7号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第9 認定第4号 平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、認定第8号、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） 1点だけお尋ねをいたします。

149ページ、財産に関する調書を書いてありますが、土地について減、それから非木造延べ面積について減というふうにあります。これは売り払われたものなんですか。説明をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

売り払われたのかどうかということでありまして、この財産につきましては、今回これは一般会計の財産に関する調書54ページですが、この中に含めているということでありまして。工業用地等の造成事業は、平成25年度末で廃止ということで、その分を一般会計の財産に関する調書のほうにあげたということでございます。どこに入ってるか。その他の施設と、建物があるところはその他の施設、ないところは雑種地、原野ということに入っているかと思っております。これは地籍調査事業が終わりまして、それに基づいてですね、この表を作っておりますけれども、この中ではプラスマイナス、その他の施設5万9,069ということですが54ページは出してありますけれども、この内容については、一応決算年度末の現在高、平成26年度末で調査した数字から前年度末を引いております。どこがどういうふうになっているというのはちょっとわかりかねません。

以上でございます。

物件については、あそこにあります事務所、蕨野工業団地ですね、その中の倉庫であるとか事務所であるとか集会施設、その分を一般会計のほうに移動をさせているということでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） では建物については、その他の施設の中に入れて、土地については雑種地に入ったわけですか。どこに入ってたわけですか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） お答えいたします。

両方ともですね、その他の施設の中に入っています。よろしいですか。

8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、認定第8号、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

- - - - -

日程第14 議案第43号 平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） ページは14ページでございます。14ページの温泉センター管理費、工事請負費がございますが、これはどういうことですか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 14ページ、温泉センター管理費の工事請負費40万円でございます。これにつきましては、設置してございました囲炉裏を元に戻す工事でございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 囲炉裏を元に戻す工事は、私は非常に残念に思ったのは、寝た子を起こしたかなというふうに思っております。私が質問したおかげで、その40万円という、やるお金を出さなければいけないということでもありますので、自分自身としては寝た子を起こしたという感じです。ですがこれはですね、私が質問する前に、一般質問をする前に、私は4年間おりませんでしたので、誰かが質問しとればですね、私が質問する必要もなかったし、またこの寝た子を起こすようなこともなかったわけですので、この40万円は、私は認めるわけにはいきません。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） 1件だけお尋ねしたいと思います。ページは9ページです。初めて見る言葉なんです、平和首長会議メンバーシップというのは、どういう目的でされているのか、どういう規模なのか、どのようなメンバーなのかお尋ねいたします。

議長（秋丸安弘君） それでは暫時休憩をしたいと思います。

再開時間を11時20分とします。

-----  
休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 先ほどの平和首長関係ですけれども、これはいつどういった目的かということでもありますけれども、1982年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、世界各国の都市に連帯を呼び掛けました。世界首長会議、この趣旨に賛同する都市で構成された機構ということで、これは1991年に国連の経済社会理事会のNGOに登録されております。メンバーとしましては、広島市長が会長で、副会長が長崎市長、自治体の参加数ですけれども、加盟数ですけれども、1,587自治体、この負担金につきましては、今年度から負担してもらいたいということでの今回の予算計上でございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） ではもう1点ですけれども、ページは14ページ、商工費の温泉センター管理運営費の中の工事請負費の件についてお尋ねします。これは昨日

来の質問にも出ておりましたが、補助事業に伴って作られた囲炉裏そのものですね、使用されないで外された。それなりの理由があったと思いますが、それを何で今ごろになってあげる必要があるのかですね、要らないから外されたんだろうと思いますので、そのあげられる根拠、どうして上げられたのか、40万円、それをお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） この施設についてはですね、昨日も課長のほうから申し上げましたけれども、平成20年度の地域活性化生活対策臨時交付金、100%国の交付金が、もろもろの事業ですね、1億3,626万円あったわけでありまして。その中の温泉センターの改修事業として、1,499万4,501円使っております。

主なものは、加工場の倉庫とか天井とか、金属探知機とか、そういったものがあったということでありまして、ということと同時に、さらなる温泉センター「ほたる亭」の活性化を図るために、囲炉裏を作ったということでありました。

前回の質問もありましたけれども、現在設置されてないということでありまして、調べましたら、平成23年3月25日に工事請負契約がありまして、28万3,500円での工事費で撤去ということですね、取り外しということでありまして。ただ、これは当然補助事業の取り外しでありますから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に伴いまして、取り外し等々をやる際には、財産処分承認申請書というのが必要になります。いわゆる、法律に則ってこの施設については財産を処分しますよという申し出をして、許可を得てから取り外さなくてはならないというようなことでもあります。したがって、補助事業で造った施設がないということでもありますから、また財産処分承認申請書を出してないということでもありますから、非常に会計検査もそうですけれども、法律に抵触する可能性があるというようなことでございます。当初は温泉センターの予算の中でということでありましたけれども、取り外しが役場の予算で取り外してあったということも含めて、役場の予算に今回あげさせてもらった。元通りにする予算が40万円いるという見積もりがきておりますので、その分をあげさせてもらったということでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） 説明の中ではですね、そういうふうに財産処分の許可申請がなされずにされておったということで、また元通りに当たり前に返すということでしょうけれども、今度、これやっぱり設置をしていくべきなのか、それとも財産処分の許可申請をするものなのか、あとはどのようにされる計画ですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 5年間の経過がありますけれども、当然あるべきものがないということについては、やっぱり問題があるかと思えます。当たり前を当たり前にしていくというのは、その法律に則った我々の方針であろうかと思えます。したがって、当たり前のことを当たり前にしていくということであろうかと思えます。当然会計検査等がきた場合ですね、もちろん補助金返還も含めて、ある程度の、要するに補助金をくれとってそのお金をもなくしてということになれば、要するに税金を何でそういうことについて使うのかというような問題も発生するということでもありますので、またペナルティを受ける可能性もありますので、山江村自体がですね、当たり前は当たり前にしたいというようなことであげさせていただきました。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） では、この品物については、取り外して、昨日の質問の中では取り外してあるということですが、取り外してあるわけですね、品物そのものは。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 昨日、課長が答弁しましたとおり、取り外しの確認は済んでおるということであります。

8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

5番、立道徹君。

5番（立道 徹君） では、3点ほどございますけど、まず1点、ページがですね、13ページになります。50番の学校給食地場食材利用拡大モデル事業について、質疑させていただきます。

まずは委託料ですね、次のページの14ページの負担金補助及び交付金についてお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 蕨野産業振興課長。

産業振興課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

この学校給食地場食材利用拡大モデル事業、今回新規事業としてこの補正予算で計上したところでございます。単年度事業でございますが、内容としましては、村内産の野菜を直接調達できる体制の構築、それから、直接調達した野菜を無駄なく有効に活用できる献立や、地域の食文化を生かした献立の開発、地場産農産物の利用拡大を図り、村内農業への理解を深める契機とすることを目的とした事業として今回取り入れたところでございます。

お尋ねの負担金ということですが、委託料、はい、まず委託料ですが、



これにつきましては、地場食材活用レシピ開発業務委託ということで、このような内容に精通した業者へ委託するというところで考えているところでございます。それから、負担金につきましては、地場食材活用の助成金ということで、給食の食材、新たな給食のメニューの導入実証ということで、400食分の8回分を計上させていただいたところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） 2点目ですけど、同じく14ページのですね、温泉センター管理運営費の25番に積立金とあります、500万円、この積立金の目的をお尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、お答えいたします。

今回の繰越金ということで、1億4,000万円ほど計上させていただきましたが、温泉センターの改修工事ということで、すべて積立金を、基金のほうは使っているということで、このあとですね、来年度が指定管理者の期限がくるといことですけども、その温泉センターが老朽化しているということでもありますので、その改修に充てるということで、今回また取り崩してしまいましたので、その分、500万円ではありますけども、取り付けさせてもらおうということでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹君。

5番（立道 徹君） 最後になります。16ページですけど、教育費のですね、公民館費、2番の公民館費とあります。今回ですね、公民館改修事業、補助金が19万6,000円出ておりますけど、補助金として村からのですね、比率というか、をお伺いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 山口教育課長。

教育課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

今回、公民館改修事業補助金として、19万6,000円計上させていただいている分でございますが、地区としては、尾崎地区より公民館改修に関する要望書が出てきております。内容といたしましては、公民館の屋根、軒天、天井の改修でございます。ご質問がありました件ですが、山江村公民館建設費及び改修補助要項に基づきまして、見積額が39万2,559円の見積もりがあがっております、その2分の1、19万6,000円の補助をするものでございます。

以上でございます。

5番（立道 徹君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久君。

10番（松本佳久君） 議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

ページは14ページで、6款、商工費、1項、商工費、6目、温泉センター管理運営費の中の15節、工事請負費、金額は40万円についてであります。先ほど来の答弁で、これはもともとあった囲炉裏を元に戻す工事費であるとの説明でございました。外すには外したなりの理由があると思うんですが、例えばですね、昔の我が家の囲炉裏は、畳と同じ高さというか、板の間と同じ高さというか、そのような感じで深く、囲炉裏を少し深くというか、フラットにするようなことは考えられなかったのか、あるいは、どうしても元通りにされるのか、執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） この囲炉裏につきましては、設置しますときに取り外しとかですね、今言われたように低くして、上に蓋をかぶせて客室として使えないかということも考えております。それがやっぱり、やはり周りの畳と少し段差をつけないと、やはり構造上ですね、うまくいかないということでございましたので、段差をつけてあったので、邪魔になるというふうなですね、ことで撤去されたんだろうというふうに思っております。やっぱり撤去されたときもですね、もう1回必要なときには元に戻そうということで、取り外し式といいますか、要らないときには広く使おうというふうなことも、何か考えておられたようですけども、撤去されてそのままになっていたというふうな状況だと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久君。

10番（松本佳久君） 今回の工事は、元のようにされるだけですか。それとも必要があるときは取り外しできるようにされますか、あるいは一段低く、一段低くて、畳と同じレベルにされますか、どのような工事をされますか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 前回のですね、設置しましたときの設計書等がありますので、やはりその請求書等どおりに戻さないと、補助金をですね、使っておりますので、不都合になるんじゃないかなと思っております。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） それでは、日程第14、平成27年度山江村一般会計補正予算について、1点だけ質問させていただきます。

ページは10ページでございます。目の21、地域づくりチャレンジ推進事業費の中で、節の15、工事請負費450万円が計上されております。それとその上の13番の委託料、空き家調査委託料がマイナス20万円の減額で、不動産鑑定委託料20万円が計上されている、この内容についてお尋ねをいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 地域づくり夢チャレンジ推進事業費の中の委託料と工事請負費でございます。委託料につきましては、この事業の目的といたしましては、現在活用されていない空き家を村のほうで譲り受けて、それを改築してまた活用するというものでございます。この補助金を申請してありましたところ、決定されてまいりましたので、今回、委託料、設計委託料等を計上させていただきました。やはり譲り受ける場合に、その空き家を買取らなければいけないということで、その価格を算出するために不動産鑑定委託料を計上させていただきました。それをリフォームしようということで、県の補助金が500万円が満額でございますので、設計委託料の50万円と、目一杯その工事費をみたところで、450万円を上げさせていただきます、県の補助限度額の500万円としたところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之君。

6番（谷口予志之君） 工事請負費450万円計上されておりますけれども、これは何棟分で、場所とか何かはわかっております。お尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） この物件につきましては、まだ決定いたしておりません。大体1棟ということで考えております。設置しております協議会の中ですけれどもいろいろと協議をいただいて、委員会の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

6番（谷口予志之君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

7番、秋丸光明君。

7番（秋丸光明君） 14ページでございます。温泉センターの管理費でございますが、ここで私が発言いたしました40万円、これを認めないということは言っていないことでしたので、ここで訂正してお詫びいたします。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎君。

8番（中竹耕一郎君） では、先ほど来、この温泉センターの工事請負費について、何名の方からか質疑がなされておりますが、既に説明についてはしていただきまし

た。平成23年3月に取り外す工事をされて、また今度元に戻すということで計上されておりますが、いわゆる公金を使って設備をされたわけでありまして。それなりの根拠はあるはずなんですけれども、公費をですね、こんなふうにして壊して使う、また造って使うと、湯水のように使うと、どうも私は納得できません。ですから、この予算についてはですね、修正案を出したいと思っておりますので、暫時休憩を求めます。

議長（秋丸安弘君） それでは、暫時休憩の動議が出ております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。

-----  
休憩 午前11時41分

再開 午後 0時04分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、先ほど修正動議が提出がっております。

ただいま本案に対しまして、中竹耕一郎議員外1名から修正動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので成立しました。これを本案と併せて議題とし、提案者の説明を求めます。

3番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） では、議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）に対しまして修正案でございます。

議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）を次のように修正する。

「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を次のように改める。

款・項・補正前の額・補正額・計、款6、商工費、項1、商工費、補正前の額2,778万円、補正額943万7,000円、計3,721万7,000円。款12、予備費、項1、予備費3,192万5,000円、補正額607万円、合計3,799万5,000円。歳出合計、補正前の額28億9,379万円、補正額2億824万9,000円ということでありまして。

修正の根拠としましては、一連の温泉センター「ほたる」の囲炉裏の件でありまして、説明の中でなかなかよくわからないというようなこともありまして、修正の動議を出したわけでありまして。

以上です。

議長（秋丸安弘君） ただいま提案者の説明が終わりました。この修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久君。

質疑がありましたので、中竹耕一郎議員は、答弁席からの答弁をお願いします。

10番（松本佳久君） それでは、提案者の中竹耕一郎議員に対して、2点だけ質疑を行います。

まず、この修正案は、工事費を予備費にまわすという修正案のようでございます。予備費にまわしたあと、どのようにされるおつもりなのか。あるいは予備費にまわしただけなのか。それが1点です。

2点目は、いろいろな質疑の中で、よくわからなかったということですが、どういところがよくわからなかったのか、お答えいただきたいと思います。

以上2点、質疑をいたします。

8番（中竹耕一郎君） まず、第1点目でありますけれども、事の詳細がですね、一連の流れが非常に不透明であります。そういうことで、もう少しはっきりした視点で、予備費からまた工事費に繰り出すということもあると思います。ただ、公金ですからそれなりの理由があってももちろんされたわけでありまして、あまりにも簡単にですね、予算が使われたり、また計上されたりということで、私としましては、そのへんをもう少しはっきりしたほうがいいということで、しばらくこの予算については留保して、あと執行部にまわしたほうがいいというようなことであります。

それから、もう1点は何だったですか。

10番（松本佳久君） よくわからないということでございます。

8番（中竹耕一郎君） そのへんの動きがですね、どのような原因で撤去されたのか、そのへん、それからもう少し、再度計上したのは、元通りにしたいという答弁がありましたけれども、撤去されたときの状況について、もう少しはっきりしたほうがいいということで、この修正案を提案したわけであります。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

10番、松本佳久君。

10番（松本佳久君） 私は賛成討論をします。反対討論のおんなれば先にしてください。

議長（秋丸安弘君） 討論でありますので、まず修正案に反対討論はありませんか。

5番、立道徹君。

5番（立道 徹君） これは多分ここで言っているのか、会検対象の物件だと思えますけど、会検対象というか。

昨年はずね、インフルエンザ、鳥インフルで多分会検が山江村には来なかったと思います。会検対象ということで、来春あたりはとても会検に来そうな感じじゃないかと思えますけど、私も土木やってて、会検というのは大変行政のほうはずね、発注者のほうは大変な責務というか、責任があると思います。

ということで、私はこの修正案に反対したいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 次に、賛成討論はありませんか。

10番、松本佳久君。

10番（松本佳久君） 私は、この修正案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、今の話題は修正案ですけど、その原案のほうから聞きますと、原案のほうでこの40万円の工事費があがっている理由としては、全額国の交付金事業による100%補助事業で作ったものである。その設備が取り外してあるので、これを元通りにするための40万円の工事費となっております。そして今回、中竹議員外1名から出された修正案は、この40万円を一旦予備費へまわすというような内容であります。

先ほどの質疑の中でも私は執行部に質疑を行いました、それは元のままに戻すのではなく、何か改良を加えて戻す考えはないかと言いましたところ、いや、これは元のままに戻すということでございました。そういうことも含めて、財政厳しいところではありますし、もちろんもともと交付金事業で作った事業であるから、元のように戻すというのが建前かもしれませんが、もっとほかにより使いやすいような方法はないのか、そういうことを執行部も議会も今一度検討する必要があると思いい、私はこの修正案に賛成をいたします。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 次に、反対討論はありませんか。ありませんか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

これから、日程第14、議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）を採決を行います。

まず、本案に対する中竹耕一郎議員外1名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

[ 起立多数 ]

議長（秋丸安弘君） 起立多数ですのでお座りください。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、したがって、修正決議した部分を除く部分は、原案のとおり可決することに決定しました。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第43号、平成27年度山江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。それでは暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

それでは、開会時間を13時30分といたします。

-----  
休憩 午後0時15分

再開 午後1時30分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

総務課長より訂正の発言がありますので、発言を認めます。

豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、訂正をお願いしたいと思います。

認定第8号、平成26年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算認定についての中での答弁で、この事業会計の廃止年度を平成25年度と申し上げましたが、正しくは平成26年度でありますので、訂正をお願いします。

また、財産に関する調書の原因となった土地、これは一般会計の財産のその他の施設の中に入ると、全部入るといふふうに申し上げましたが、正しくはその他の施設と雑種地のほうに振り分けてありますので、お詫びして訂正いたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 何とも訂正ばかりで非常に失礼であります。昨日、中竹議員の一般質問の中で、G空間の事業、いわゆるGISの事業を、昭和28年度に要望していると言ったようであります。正確には平成28年度、来年度要望ということでありますので、訂正ばかりで大変申し上げませんがよろしく願いいたします。

- - - - -

日程第15 議案第44号 平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、議案第44号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第44号、平成27年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決決定することにいたしました。

- - - - -

日程第16 議案第45号 平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第45号、平成27年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第45号、平成27年度山



江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第17 議案第46号 平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第46号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第46号、平成27年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決決定することにいたしました。

- - - - -

日程第18 議案第47号 平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第18、議案第47号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第47号、平成27年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第 19 議案第 48 号 平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 19、議案第 48 号、平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 19、議案第 48 号、平成 27 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第 20 議案第 49 号 平成 27 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 20、議案第 49 号、平成 27 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 20、議案第 49 号、平成 27 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定することにいたしました。

-----  
日程第 21 要望第 1 号 改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の

### 適正運用の要望書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、要望第1号、改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用の要望書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久君。

10番（松本佳久君） ただいま議題となりました要望第1号、改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用の要望書について、執行部に現在の山江村の状況をお尋ねします。

この要望書は、一般社団法人熊本県建設業協会会長、橋口光徳様と読むのでしょうか、より山江村議会議長秋丸安弘殿に届いている要望書であります。この改正品確法第7条の適正運用を要望してあるようでございます。参考までにその改正品確法第7条に規定される発注者の責務というところで、丸でいくつか書いてあります。一つは、担い手の中長期的な育成確保のための適正な利潤が確保できるよう、施工実態等を的確に反映した積算を行うことによる予定価格の適正な設定。次に、入札不調不落の場合等における見積書の徴収等による予定価格の適正な設定。次に、ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等。また、計画的な発注、適切な工期設定、そして適切な設計変更の実施。最後に、必要に応じて完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施、これらを適正運用をお願いしたいというようなことであります。山江村の現状についてどのようにされているか、お答えいただきたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） お答えいたします。

同じような要望書を実は私のほうにも届いております。丸ポツが6項目あると、今、読み上げられたとおりでありました。この中で特にですね、おっしゃりたいというのは、適正な予定価格を設定してくださいということだろうと思えます。この品確法の中身、歩引きを今までしてきました。いわゆる工事設計価格から入札するにあたっての歩引きをしながら予定価格をおつくりするから、さらに最低価格をつくるというようなことであつたわけですが、これは歩引きをしないでくれということでもあります。現在は歩引きは一切しておりません。いつからその歩引きをしないようになったかというのはこの日、今年4月からですかね、1月、大変失礼いたしました。事務的に言いますと1月1日から、この品確法の改正を受けて今、歩引きをしてない状況、あとの処理は従来どおりということで、この中に書いてあるとおりだということでもあります。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第21、要望第1号、改正品確法による「発注関係事務の運用に関する指針」の適正運用の要望書については、原案のとおり採決することに決定いたしました。

- - - - -

#### 日程第22 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所・派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、このように決定いたします。

- - - - -

#### 日程第23 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会）

議長（秋丸安弘君） 日程第23、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、経済建設常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査をしたいとの申し出がありました。よって、委員長の申し出のとおり継

続審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

1番、赤坂修君。

1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂です。調査特別委員会の設置を提案したいと考えておりますので、暫時休憩をお願いいたします。

以上、終わります。

議長（秋丸安弘君） 暫時休憩の動議が出ております。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間暫時休憩といたします。

-----  
休憩 午後1時44分

再開 午後2時25分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま1番、赤坂修議員外1名から、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に伴う調査特別委員会設置の決議について議案が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

ここで、先ほど議会運営委員会が開かれましたので、議会運営委員長の報告を許します。

10番、松本佳久君。

議会運営委員長（松本佳久君） 休憩前に1番、赤坂修議員外1名より、議長あてに特別委員会設置の案が出されております。議長がこれを受理され、議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員会の結果を報告いたします。

議案は、追加日程第1、議案番号、発議第1号、事件名は、株式会社「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議についてであります。

議会運営委員会としては、これを追加日程に加えようと結論づけました。ただ、この調査委員会は、より良い施設を造るためのもの、そして、今の施設を改良・改善、快適な施設にするよう調査研究する委員会である。また、発展的・建設的な話をしよう、現場とも十分に打ち合わせしながら調査をしようというようなことを話し合っております。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） 本件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） したがって、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議案を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることを決定いたしました。

ただいまから資料を配付をいたしますので、少々お待ちください。

- - - - -

追加日程第 1 発議第 1 号 株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議について

議長（秋丸安弘君） 追加日程第 1、発議第 1 号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、赤坂修議員。

1 番（赤坂 修君） では、朗読で提案をさせていただきます。

発議第 1 号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議について。

上記の議案を別途のとおり、山江村議会会議規則第 1 3 号第 1 項の規定により提出します。平成 2 7 年 9 月 1 8 日、山江村議会議長、秋丸安弘様、提出者、山江村議会議員、赤坂修、賛成者、山江村議会議員、森田俊介。

株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置の決議。

次のとおり、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第 1 0 9 条及び山江村議会議員委員会条例第 4 条。3、目的、株式会社やまえ「温泉ほたる」囲炉裏設置に係る調査を目的に特別委員会を設置し、調査するもの。4、委員の定数、議長を除く全員。5、調査期間、特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。6、委員の任期、調査終了までとする。7、経費、本調査に係る経費は、予算の範囲内とする。

以上、説明を終わります。

議長（秋丸安弘君） これで、提出者の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、追加日程第1、発議第1号、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会設置決議は、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員長、副委員長を設定する必要がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。

-----  
休憩 午後2時32分

再開 午後2時41分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、株式会社やまえ「温泉ほたる」の囲炉裏設置に係る調査特別委員会の委員長、副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に松本佳久議員、副委員長に森田俊介議員が就任されました。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、平成27年第6回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----

閉会 午後2時43分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員